

# 研究紀要

collection vol.43



- |   |  |     |
|---|--|-----|
| 1. 父親関与が家族に与える影響  | 二階堂ひさ子・中島 真澄                                     | 1   |
| 2. 地域社会における民生委員活動の役割と課題<br>～民生委員法に基づく職務の検証～   | 日下輝美   | 11  |
| 3. 自殺未遂に対するコンサルテーション  | 須田 誠   | 21  |
| 4. 地域生活に変化を与える日常生活 Risk 対処への一考察   | 長谷川 武史   | 33  |
| 5. 大学生における福島第一原子力発電所事故の認識に対する授業効果の検討  | 辻 雅善、神田 秀幸                                       | 43  |
| 6. 現代の服飾に蘇るアール・ヌーヴォーの精神と現代人の癒しについての一考察  | 片山邦子   | 57  |
| 7. 保育施設における紙芝居の舞台使用に関する一考察  | 田上貞一郎、中野 明子                                      | 65  |
| 8. 新卒採用における SCT（文章完成法テスト）評価の妥当性と採否の観点   | 玉井 寛 ほか4名  | 73  |
| 9. 介護実習における実習生の感情のコントロールに関する一考察   | 芝田郁子   | 79  |
| 10. 介護技術における実技試験の評価基準に関する一考察  | 高橋雄二   | 85  |
| 11. 酵素処理によるヤーコン塊根搾汁の収量向上と新規商品開発   | 河野圭助   | 97  |
| 12. Forward Setting up the Safety Management Information Disclosure Auditing System | Tadao Suzuki, Ph. D.<br>Masumi Nakashima, Ph. D. | 105 |
| 13. 20世紀初頭のメディアにみる女性事務職   | 小松由美   | 119 |

SUMMARY STUDY REPORTS 2011

福島学院大学  
大学院・福祉学部・短期大学部

## 筆 者 紹 介

二階堂	ひさ子	教 授
中 島	真 澄	教 授
日 下	輝 美	講 師
須 田	誠	講 師
長谷川	武 史	助 教
辻	雅 善	非常勤講師
片 山	邦 子	教 授
田 上	貞一郎	教 授
中 野	明 子	講 師
玉 井	寛	教 授
芝 田	郁 子	講 師
高 橋	雄 二	講 師
河 野	圭 助	教 授
鈴 木	忠 雄	准 教 授
小 松	由 美	准 教 授

# 父親関与が家族に与える影響

Does Father Involvement Impact on Attitude and Motivation of Family ?

二階堂ひさ子・中島 真澄  
Hisako Nikaido, Masumi Nakashima

## 目 次

はじめに

1. 仮説展開
  2. 米国における父親関与に関する調査
  3. 日本における父親関与に関する調査
  4. 調査結果からのインプリケーション
- おわりに

### はじめに

「父親関与 (father involvement)」という概念は、まだ定義にコンセンサスは得られていない。古くは、Lamb, Pleck, and Levine (1985) が、父親関与を直接的対応、接近可能性、責任の3つの次元で概念化した。彼らは主に父親が子どもの生活に関与する時間量の測定に焦点を合わせ、関与自体の性質や内容を考慮していなかった。Hawkins and Palkovitz (1990) および Hawkins et al. (2002) は、父親関与を、父親と子どもの相互関係内容に焦点を置き、複数の次元で捉え、父親関与がしつけ、保護、責任、活動の共有を含めた領域で測定されるようになった。Cabrera et al. (1999) は、(1)従事度 (engagement) : 父親が教育・保育、遊びにおいて子どもと直接的に接触したり相互やりとりを経験したりする度合い、(2)接近可能性 (availability) : 父親の実存や子どもへの接近度合い、(3)しつけに伴う責任 (responsibility) : 父親が子どもの生活の規律づけや計画を含めて、子どもに利用可能な資源を準備する度合い、の3つを父親関与の次元としている。さらに、父親関与の研究において、Finely and Schwartz (2002) は、父親関与で最も重要なのは、父親が子ど

もとともに費やす時間量ではなく、子ども自身による父親関与水準についての認知度であり、父親が子どもに与える長期的影響が子どもの認知度の関数となることを示した。こうして、父親関与の概念は、米国では、時間量から父親と子どもの相互関係内容など質的的局面にも焦点を合わせて検討され、父親関与を認知する対象まで問題にされるようになってきている。

かつて、米国では、父親は、1950年代には資金提供者や保護者としての役割を担っていたが、しだいに、1970年代半ばには、養育やしつけの面で子どもに関与することが期待されるようになった。一方、わが国では、依然として前者の役割に焦点が置かれているのが現状である。すなわち、わが国では父親関与の時間量が少ないためか、「父親関与」という概念検討自体も浸透していない段階にある。そこで、本稿では、父親関与を時間量と質的従事度に焦点を合わせて検証する。

本稿の目的は、父親関与が母親の心理状況や子どもの学業にたいするモチベーションなどの姿勢に与える影響について日本と米国における2つの調査結果に依拠して明らかにすることである。本稿では、まず第1に、日米における育児事情を概観し、父親関与が家族

の心理状態や姿勢に与える影響について仮説を展開する。第2に、仮説を検証するために、調査を実施する。第3に、その調査結果に基づいてインプリケーションを示す。最後に、結論を述べる。

## 1. 仮説展開

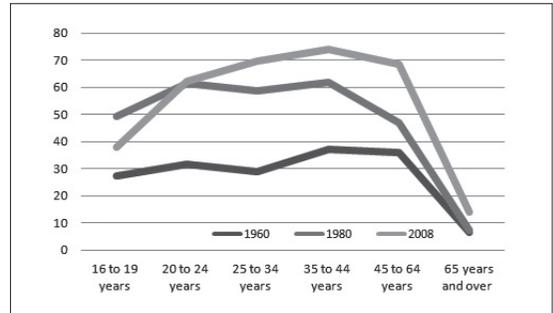
「男女共同参画社会に関する世論調査」(内閣府、2004, 2007, 2009)<sup>1</sup>によると、伝統的な家庭責任観「女性は家庭」と答えた人は、52.4% (2004)、44.8% (2007)、41.3% (2009) と減少し、家庭に対する意識については伝統的な男女の役割観は若干変化しつつある。しかしながら、結婚しても子どもを持つ必要ないと回答した人は、41.4% (2004)、36.8% (2007)、42.8% (2009) とやや高まっている。この伝統的な性別役割観は変化しつつあるものの、現状の就労状況や社会不安などさまざまな要因が相まってか子どもを持ちたいという希望に結びついていない状況といえる<sup>2</sup>。

表1は、日米における2002年から2008年までのフルタイム、パートタイムの職にある女性の数の時系列データである。この表1から、日本は、フルタイムが減少し、パートタイムが増加していることが分かる。

日本の伝統的な就労形態、すなわち、日本型経営の三種の神器の1つに終身雇用がある。経済不況のため崩壊しつつあるといわれているが、やはり、終身雇用システムは依然として維持されている。この伝統的な日本の経営を支えるわが国企業の人事システムは、日本の家族形態とうまく相互連携しあって日本社会を構築してきた。男女雇用機会均等法(均等法)が施行された1986年以前は特に、女性は、企業内でも家庭においても内助の功的役割を期待されていた。均等法施行以降は、総合職として入社した女性は妊娠出産後も就業しつづけても、家庭責任が業務に加えてのしかかっているのが現状である。女性の就業は少しずつであるが政策支援のもと進展しているものの、家庭責任は依然として女性にのしかかり、また、子どもの教育責任

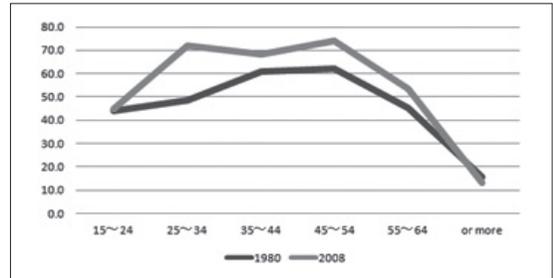
もあり、総合職女性の負担は大きい。

図1 米国における女性の就労形態



出典：U.S. Bureau of Labor Statistics, Bulletin 2217; and Basic Tabulations, Table 12.

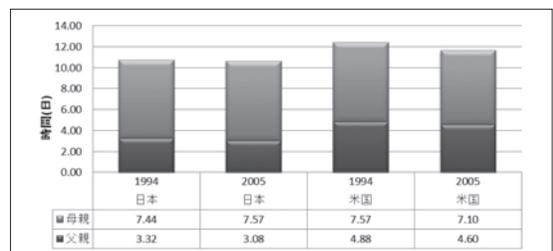
図2 日本における女性の就労形態



出典：統計局ホームページ労働力調査(2008)

図1と図2は、それぞれが米国、日本における就業構造の時系列推移である。米国は台形がたになっているが、2008年においても日本は、均等法以降M字型となっている。日本は、均等法以降、総合職、一般職のコース分け人事や育児休業法などが整備され、女性が妊娠出産後も就業しやすくなったが、家庭負担と伝統的な男女役割分担の意識が依然として強く、総合職女性でも退職する人がいると推定できる。

図3 子供と過ごす時間の日米比較



出典：酒井(2007)のデータをもとにグラフ化したものである。

表1 日米における女性の就労形態(2002-2008年)

		2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
日本	フルタイム	17490	17400	17540	17510	17740	17470	17310
	パートタイム	7820	7970	8000	8140	8100	8440	8590
米国	フルタイム	47661	47944	48206	49335	50463	51126	51359
	パートタイム	10844	11132	11170	11035	10918	11138	11140

出典：OECD. <http://stats.oecd.org/index.aspx>

女性が就業継続できるような社会支援は整備されつつあるが、日本では、就業と家庭責任の両立がなぜ困難であるのだろうか。両親の子育て環境や意識の国際比較研究として、牧野他（2010）がある。牧野他

（2010）は、国立女性教育会館が行った日本、韓国、タイ、アメリカ、フランス、スウェーデンの6カ国の親を対象に実施した「家庭教育に関する国際比較調査」の1994年調査結果と2005年調査結果を分析し、日本および諸外国の家庭・家族の変化、家庭教育の実態、親の意識等を検討している。その結果、日本では、子育ては主に母親が引き受けており、父親が子どもと接する時間は短く、父親の労働時間と通勤時間は6カ国の中で最も長いことが分かった。子育てが楽しい、子どもの成長に満足しているという回答は、日本が6カ国中最も低かった。

また、両親の子どもとの接触時間については、酒井（2007）の調査から得ている。図3は、両親の子どもとの接触時間の日米比較である。この図3から家庭において父親関与の量が少ない状況がよみとれる。父親の帰宅が遅く、父親の育児参加が難しい現状があり、実際の育児の責任は母親にのしかかっていることが分かる。

酒井（2007）は、「平成16年度・17年度家庭教育に関する国際比較調査」の男性個票データを用いて父親の子どもとの接触時間、父親の育児参加について日本と韓国の結果を比較している。その結果、日本、韓国の父親・母親の平日接触時間が、3.32（1994）、3.08

（2005）、7.44（1994）、7.57（2005）、3.62（1994）、2.78（2005）、8.40（1994）、7.13（2005）であり、日本は父親の接触時間が減少し、母親の接触時間が増加していること、韓国は両者とも減少していることがわかる。また、平日の接触時間が2時間以内の父親の家庭の場合、しつけは主に母親が担当して（55.5）おり、韓国の33.9よりも多くなっている。すなわち、しつけへの参加については、平日の接触時間が少ない父親の場合、しつけは母親任せになっていることが分かった。救いとしては、父親の接触時間が短いことを悩みとして挙げている点から時間が与えられればしつけなどの関与自体が増すことが日本では期待できそうである。さらに、酒井（2007）は、ニーズ仮説、相対的資源仮説、代替資源仮説、時間的余裕仮説、イデオロギー仮説を検定するために、父親の平日接触時間を従属変数とした回帰分析を行った。その結果、父親の週労働時間が49時間から60時間、60時間以上がマイナスで有意であ

り、時間的余裕仮説が支持された。したがって、日本については父親の労働時間の削減が有効と結論づけている。

そこでわれわれは、父親関与が母親の心理状況に影響を与えていて、少子化になんらかの関連性があるのではないかと予想する。そこで、以下の仮説を設定する。

仮説1：父親関与は、母親の心理状況に影響を与える。

父親関与に関する研究は、わが国では、小倉他（2006）研究がある。小倉他（2006）は、Fineley and Schwartz（2004）で用いられた変数を用いて調査を実施している。調査結果は、父親自身が子どもへの関与をどうとらえているかよりも、子ども自身の父親が自分にたいする関与をどうとらえているかについてのほうが、学習面、社会面での学校適応と相関が強いことを示している。父親関与が子どもの成長に影響を及ぼすという研究が米国で蓄積されている。Dye（2006）は、Survey of Income and Program Participation（SIPP）のデータを用いて父親の関与と子ども（6歳から17歳を対象とする）の良好な発達との関連性について2003年度調査と2006年調査を比較検証している<sup>3</sup>。ここで、Dye（2006）のサーベイ調査とアーカイブ研究を統合させた研究をみてみよう。父親関与変数として(1)子どもをほめる、(2)子どもと話したり遊んだりする、(3)子どもと夕食をともにするである。そしてそれを学校への愛着度、学業へのモチベーションとの関連性を分析する。(1)ほめることは、76%（2003年）から74%（2006年）に減少したものの、(2)コミュニケーションは、4%上昇、(3)夕食は6%とそれぞれ上昇した。子どもの年齢別、性別では、6-11歳の子どもの父親が、7%、8%、15%と12-17歳の子どもの父親よりも多かった。性別に関しては関与に変化は観察されなかった。次に、Dye（2006）は、このデータと子どもの学校への愛着度と学業を従属変数として、両親の数、父親との関係（実父、養父が義父かどうか）、年齢、性、人種、父親の学校への愛着度、所得、地域をコントロールして分析を行った。学校への愛着度は、「学校が好きである」、「学校で懸命に勉強している」、「学業に関心がある」で測定し、学業は、「特等生クラスに入っているか」、「留年していない」、「停学や退学になっていない」で測定する。その結果、5回以上夕食を食べる父親は停学や留年になっていない、1日1回以上対話遊びをする父親

はより特等生クラスに入っているし、より停学や留年になっていない、1日1回以上ほめる父親は、留年しないし、より停学、留年になっていないことが示された。

オッズ比率をみると、1日に1回以上コミュニケーションがある父親の子どもは、学業への関心が高い。学校が好きとか、学校で懸命に勉強する尺度と停学、退学との間には有意な差異は観察されなかった。オッズ比率をみると、1日に1回以上ほめ、コミュニケーションがあり、夕食を5回以上食べている父親の子どもは、停学、退学になっていない。このことから、父親関与がしつけに反映されていることが分かった。また、1日1回以上ほめる父親の特等生クラス所属は高いオッズ比率であったが、5回以上夕食を食べる父親の子どもの特等生クラス所属は低いオッズ比率であった。

このようなDye (2006) の調査結果に依拠すると、わが国の家庭においても父親関与は子どもたちの学業へのモチベーションに影響を及ぼすことが予想され、次の仮説を設定する。

仮説2：父親関与は、子どもの学業へのモチベーションに影響を与える。

## 2. 米国における父親関与に関する調査

Dye (2006) に依拠して、米国における子育ての関する両親の意識と父親関与と子どもの学校愛着度および学業への姿勢との関連性を明らかにするために、米国の6歳から17歳の子どもを有する親を対象に調査を実施した。米国における父親関与に関する調査(米国の調査)の目的は、まず、父親関与が母親の心理状況に影響を及ぼすのか、つぎに、父親関与が学校愛着度や学業へのモチベーションなどの子どもの姿勢に影響を及ぼすかを解明することである。調査対象は、米国サウスカロライナ州YMCA スイミングおよびLantern Ridge スイミングチームに6歳から17歳の子どもが所属する両親61名であり、調査日は2010年6月、調査方法は質問票直接配布、回収と面接である。

表2は、各変数の基本統計量である。この結果から、米国では、父親が1週間に6.6時間子どもと過ごしていること、1日3.6回子どもをほめていること、1日に1.8時間子供と話したり、遊んだりしていること、1週間に4回は夕食を家族とともに食べていることがわかる。表3は、相関結果を示している。この結果から、母親

の幸福度は、父親が子どもと話したり遊んだりする時間と正の相関があることがわかる。表4は、母親の幸福度を従属変数とする回帰分析結果である。この結果から、母親の幸福度は、父親が子どもと日々過ごすことや父親が夕食をともにする回数と有意な関連性を有することがわかる。この相関および回帰分析結果から、母親の幸福度が父親関与と有意な関連性があるということがいえる。したがって、父親関与が母親の心理に影響を与えている結果が得られ、仮説1は支持される。

## 3. 日本における父親関与に関する調査

仮説2を検証するために、米国調査に加えて日本における父親関与に関する調査を実施した。調査日は、2010年9月初旬と10月初旬である。調査対象は、本学福祉学部福祉心理学科および短期大学部保育科一部二部の学生220名である。調査方法は、授業終了時に質問票を配布し回収した。有効回答数は217である。

表5は、日本の調査における基本統計量である。この結果から、わが国では父親関与は子どもからみると半分程度ととらえられていることがわかる。表6は、父親関与変数と子どもの学校愛着度と学業へのモチベーション間の相関結果を示している。学校愛着度は、父親のエネルギー、信頼性、父親への評価と正の相関があり、学業へのモチベーションは、父親関与変数すべてと正の相関があることがわかる。

表7は、父親関与変数を独立変数、子どもの学校愛着度および学業へのモチベーションを従属変数とする回帰分析結果である。学校への愛着度は、父親との良好な関係や心的存在感と負の関連性を有していることがわかる。これは、10代という幼い子どものときの父親との関係を問いたものなので、父親にたいする良好な関係があって登校したくないという心理状況であることが窺える。一方、学業へのモチベーションは、父親が父親業を楽しんでいたことや父親との距離の近さ、心的存在感と正の有意な関連性を有していることがわかる。この結果は、父親との距離の近さや心的存在が本人の学業への積極性に繋がっているといえる。

表8は、米国の調査における回帰分析結果である。父親が家族とともに夕食をとる回数が、子どもの学校愛着度、学業へのモチベーションと有意な正の関連性があることがわかり、父親との夕食が子どもの学校や学業への姿勢に影響を及ぼす結果が導出された。この結果は仮説2を支持する。

表2 基本統計量 (N=61) (米国の調査)

	平均値	中央値	標準偏差	最小値	最大値	パーセンタイル	
						第1四分位	第3四分位
母親の幸福感	4.852	5.000	0.358	4.000	5.000	5.000	5.000
父親が子どもと過ごす時間(週)	6.598	5.000	5.948	0.000	24.000	5.000	5.000
父親がほめる回数(日)*	3.590	4.000	1.792	0.000	5.000	3.000	5.000
父親が子どもと話したり遊ぶ時間(日)*	1.852	2.000	0.882	0.000	2.500	1.750	2.500
父親が夕食をともにする回数(週)*	4.049	5.000	1.717	0.000	5.000	4.000	5.000
学校への愛着度	4.148	5.000	1.579	0.000	5.000	4.000	5.000
学業へのモチベーション	3.934	4.000	1.482	0.000	5.000	4.000	5.000
母親か父親か	0.180	0.000	0.388	0.000	1.000	0.000	0.000
父親年齢	33.934	30.000	11.296	0.000	50.000	40.000	
母親年齢	32.787	30.000	11.125	0.000	50.000	30.000	40.000
子どもの数	2.443	2.000	1.118	1.000	5.000	2.000	3.000
フルタイム	0.525	1.000	0.504	0.000	1.000	0.000	1.000
ホームスクール	0.131	0.000	0.340	0.000	1.000	0.000	0.000

(注) \*は Dye (2006) に依拠した父親関与変数である。

表3 相関係数 (米国の調査)

	母親の 幸福感	子どもと 過ごす時間	ほめる (回数/日)*	話したり遊んだり する時間(日)*	夕食 (週)*	学校への 愛着度	学業へのモチ ベーション	子ども数	フルタイム	ホーム スクール
母親の 幸福感	1.000	-.130	.086	.220	-.069	-.020	.076	-.167	.252	.162
	.	.317	.509	.088	.595	.879	.562	.197	.050	.213
子どもと 過ごす時間	.032	1.000	-.009	-.092	.027	-.250	-.235	.018	-.120	-.122
	.810	.	.947	.482	.835	.052	.069	.888	.355	.350
ほめる (回数/日)*	.165	.114	1.000	.657**	.640**	.393**	.511**	.192	-.109	.008
	.204	.382	.	.000	.000	.002	.000	.139	.404	.954
話したり遊んだり する時間(日)*	.287*	.095	.599**	1.000	.731**	.483**	.490**	.194	-.048	.177
	.025	.465	.000	.	.000	.000	.000	.134	.713	.173
夕食 (週)*	-.080	.154	.468**	.550**	1.000	.507**	.578**	.240	-.223	.131
	.539	.237	.000	.000	.	.000	.000	.062	.084	.313
学校への 愛着度	-.037	-.150	.145	.305*	.239	1.000	.809**	.208	.090	.118
	.780	.247	.266	.017	.064	.	.000	.108	.492	.363
学業へのモチ ベーション	.113	-.047	.364**	.292*	.377**	.477**	1.000	.209	.002	.116
	.388	.719	.004	.023	.003	.000	.	.106	.987	.371
子ども数	-.139	.101	.087	.143	.164	.029	.111	1.000	-.123	.283*
	.287	.440	.503	.270	.206	.822	.394	.	.344	.027
フルタイム	.252	-.167	-.069	-.069	-.179	.088	-.021	-.133	1.000	-.116
	.050	.199	.595	.597	.168	.502	.872	.306	.	.372
ホーム スクール	.162	-.018	.029	.209	.081	.040	.072	.275*	-.116	1
	.213	.889	.822	.107	.536	.759	.579	.032	.372	

(注) 右上は、ピアソン相関係数、左下はスピアマン順位相関係数である。

表4 母親の幸福感和父親関与(米国の調査)

	係数	t 値	有意水準
定数項	4.845	31.352	.000 ***
ほめる回数(日)	.008	.230	.819
話したりあそんだりする時間(日)	.211	2.732	.009 ***
夕食回数(週)	-.089	-2.181	.034 **
学校への愛着度	-.081	-1.751	.086 *
学業へのモチベーション	.086	1.661	.103
子ども数	-.066	-1.649	.105
フルタイム	.153	1.730	.090 *
ホームスクール	.221	1.688	.097 *

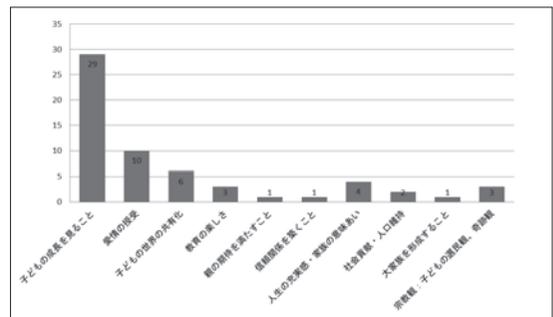
R<sup>2</sup>=0.305 F=2.849\*\* \*

#### 4. 調査結果からのインプリケーション

米国の調査から母親の幸福度は父親関与に関連していること、日米両方の調査結果から、父親関与が子どもの学業へのモチベーションと関連していることがわかった。この調査結果から、父親関与が母親の幸福度、子どもの学業へのモチベーションと関連しているの、日本でも父親関与を量的に増やしていくことが望ましいといえる。しかしながら、父親関与を量的に増大させるためには、父親自らの積極的な関与以上に、現実的には父親関与が増大することが可能な就業システムへと転換する必要がある。日韓の父親の接触時間と子育ての関わりに関する酒井(2007)研究では、日本の父親が子育て時間が少ない理由として「時間的余裕仮説」が支持された。この結果から、酒井(2007)は、父親の労働時間の削減、すなわち、単純に早く仕事を終わらせて父親を早く家庭に帰すといった取り組み(例えば、業務の効率的な遂行による時短や、ノー残業デイの設定とその忠実な実行)が有効であると結んでいる。父親関与を増大させる施策の提言としては、父親の夕食、学校行事への参加を促進するためには、政府には企業が就業時間、就業構造の柔軟性を取り入れることを支援すること、企業にたいしては従業員に作業能率を高めて残業をしない方向へ転換させることが考えられる。経済至上だけではなくそこで働く人たちの育児事業を支援し、父親にはこれまでの価値観を転換させてエネルギーを家庭教育にも費やすように支援する。また、企業社会の時間帯をできるだけ学校の時間とリンクさせ、子どもを送迎してから出社可能なようにしたり、学校行事は夜間に行うように変更したりすることが期待される。

図4は、米国の調査における面接結果である。この結果から、米国の両親が、子育てを通して充実感を得て、子育てそのものを楽しんでいることがわかる。なぜ米国での子育てが楽しいのか、それは、子どもの成長をみんなで共有し、喜びをともにしているからだ。次世代へつなげる人間形成事業は壮大で責任を伴うものであるが、子どもの成長を共有できる事業には夢や可能性が広がり、充実感が得られるものである。男性も女性も経済社会だけではなく地域社会、家庭でお互いに協力しあい、ともに従事者として携わっていくようになることが期待される。

図4 子育てに伴う幸福とは(米国の調査)



#### おわりに

日米における女性の就労構造や出生率など現在の育児をとりまく環境を概観し、わが国では依然として日本の伝統的な就労システムが支配していること、育児休業法などさまざまな母親支援政策が実施されているにもかかわらず、母親が出産後育児に専念し育児終了後に復帰するというM字型就労構造になっていることから、母親が出産育児を両立しながら就労し続けるのが難しいことが分かった。また、基幹従業員による長時間労働で日本の経済社会が支えられている現状において、実際の育児に携わるのは主に母親であり、父親関与が時間的にも少ないことが先行研究から分かっている。本稿における米国の調査から父親関与が母親の幸福度に繋がること、日米における調査結果から、父親関与が子どもの学校への愛着度、学業にたいするモチベーションに影響を及ぼす結果が導出できた。

この父親のエネルギーの移転を考える場合に必要なのは、価値観の変換を伴う社会システムの変容である。社会システムの変容としては、就業構造を男性が家庭教育に参加可能なように勤務時間のフレキシビリティを考慮することが不可欠であろう。男性・女性従

表5 基本統計量 (N=217) (日本の調査)

	平均値	中央値	標準偏差	最小値	最大値	パーセンタイル	
						第1四分位	第3四分位
学校への愛着度	5.124	5.000	1.433	1.000	7.000	4.000	6.000
学業へのモチベーション	5.175	5.000	1.283	1.000	7.000	4.000	6.000
父親業楽しみ度	4.770	5.000	1.451	1.000	7.000	4.000	6.000
緊急時の父親存在性	4.631	5.000	1.619	1.000	7.000	4.000	6.000
父親のエネルギー度	4.889	5.000	1.603	1.000	7.000	4.000	6.000
父親への信頼性	3.935	4.000	1.830	1.000	7.000	3.000	5.000
父親との時間	4.871	5.000	1.552	1.000	7.000	4.000	6.000
父親との近接度	4.751	5.000	1.628	1.000	7.000	4.000	6.000
父親との良好な関係	4.475	4.000	1.716	1.000	7.000	3.500	6.000
父親への評価	5.046	5.000	1.627	1.000	7.000	4.000	6.000
父親の心的存在感	4.207	4.000	1.521	1.000	7.000	3.000	5.000

(注) \*変数は、Finley and Schwartz (2004) に依拠している。

表6 相関 (N=217) (日本の調査)

	学校への 愛着度	学業への モチベーション	父親業 楽しみ度	緊急時の 父親存在性	父親の エネルギー度	父親への 信頼性	父親との 時間	父親との 近接度	父親との 良好な関係	父親への 評価	父親の 心的存在感
学校への愛着度	1.000	.394**	.165*	.068	.145*	.113	.097	.097	-.032	.135*	.011
	.	.000	.015	.321	.033	.098	.156	.156	.643	.048	.867
学業へのモチ ベーション	.402**	1.000	.271**	.172*	.212**	.222**	.225**	.311**	.187**	.236**	.268**
	.000	.	.000	.011	.002	.001	.001	.000	.006	.000	.000
父親業楽しみ度	.160*	.257**	1.000	.632**	.648**	.582**	.643**	.607**	.511**	.685**	.563**
	.018	.000	.	.000	.000	.000	.000	.000	.000	.000	.000
緊急時の父親 存在性	.041	.150*	.617**	1.000	.737**	.711**	.727**	.667**	.630**	.678**	.653**
	.545	.027	.000	.	.000	.000	.000	.000	.000	.000	.000
父親のエネル ギー度	.144*	.228**	.632**	.738**	1.000	.692**	.749**	.763**	.627**	.785**	.643**
	.034	.001	.000	.000	.	.000	.000	.000	.000	.000	.000
父親への信頼性	.089	.205**	.576**	.696**	.675**	1.000	.670**	.753**	.660**	.706**	.702**
	.190	.002	.000	.000	.000	.	.000	.000	.000	.000	.000
父親との時間	.105	.257**	.615**	.714**	.723**	.662**	1.000	.735**	.588**	.716**	.600**
	.121	.000	.000	.000	.000	.000	.	.000	.000	.000	.000
父親との近接度	.096	.319**	.586**	.652**	.712**	.750**	.711**	1.000	.755**	.767**	.681**
	.159	.000	.000	.000	.000	.000	.000	.	.000	.000	.000
父親との良好 な関係	-.025	.188**	.497**	.637**	.574**	.643**	.555**	.727**	1.000	.680**	.633**
	.713	.006	.000	.000	.000	.000	.000	.000	.	.000	.000
父親への評価	.123	.272**	.667**	.687**	.774**	.693**	.700**	.750**	.643**	1.000	.696**
	.072	.000	.000	.000	.000	.000	.000	.000	.000	.	.000
父親の心的存 在感	.010	.263**	.560**	.639**	.634**	.693**	.596**	.684**	.620**	.703**	1.000
	.881	.000	.000	.000	.000	.000	.000	.000	.000	.000	.

(注) 右上はピアソン相関係数、左下はスピアマン相関係数である。

表7 回帰分析（日本の調査）

Panel A: 学校にたいする愛着度	B	t	有意確率	Panel B: 学業へのモチベーション	B	t	有意確率
(定数項)	4.580	12.270	.000 ***	(定数項)	3.804	11.696	.000 ***
父親業楽しみ度	.155	1.594	.113	父親業楽しみ度	.167	1.981	.049 **
緊急時の父親存在性	-.053	-.511	.610	緊急時の父親存在性	-.089	-.982	.327
父親のエネルギー度	.126	1.087	.278	父親のエネルギー度	-.067	-.667	.505
父親への信頼性	.117	1.276	.203	父親への信頼性	-.029	-.367	.714
父親との時間	-.058	-.537	.592	父親との時間	.003	.035	.972
父親との近接度	.079	.652	.515	父親との近接度	.298	2.810	.005 ***
父親との良好な関係	-.227	-2.508	.013 **	父親との良好な関係	-.088	-1.118	.265
父親への評価	.123	1.063	.289	父親への評価	-.042	-.419	.676
父親の心的存在感	-.171	-1.723	.086 *	父親の心的存在感	.144	1.666	.097 *
R <sup>2</sup>		0.087		R <sup>2</sup>		0.135	
調整 R <sup>2</sup>		0.047		調整 R <sup>2</sup>		0.097	
F 値 (Pr>F)		2.189 (<0.000)		F 値 (Pr>F)		3.577 (<0.000)	

(注) 各変数の定義は表1を参照。\*10%水準で有意、\*\*5%水準で有意、\*\*\*1%水準で有意。

表8 父親関与と学校への愛着度と学業へのモチベーション（米国の調査）

Panel A: 学校への愛着度と父親の関与	係数	t 値	有意水準
定数項	1.385	2.217	.031 **
ほめる回数 (日)	.045	.326	.746
話したりあそんだりする時間 (日)	.283	.875	.386
夕食回数 (週)	.347	2.108	.040 **
子ども数	.128	.758	.451
フルタイム	.636	1.732	.089 *
ホームスクール	.179	.322	.749
R <sup>2</sup> =0.329 F=4.423***			

Panel B: 学業へのモチベーションと父親の関与	係数	t 値	有意水準
定数項	1.270	2.275	.027 **
ほめる回数 (日)	.192	1.542	.129
話したりあそんだりする時間 (日)	.007	.023	.982
夕食回数 (週)	.376	2.554	.014 **
子ども数	.080	.530	.599
フルタイム	.408	1.244	.219
ホームスクール	.243	.491	.626
R <sup>2</sup> =0.391 F=5.790***			

業員がお互いに、家庭にも時間がとれるような、男女ともに家庭でも職場でも存在感をもつような社会への転換が必要である。また、男性・女性が一時期育児に集中する時期があっても、育児が終了するころには復職可能な中途採用市場の充実など政府支援のもとで企業への対応策を期待する。「少子化対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」(内閣府 2004)<sup>6</sup>にもあるように、男性も女性も、仕事と家庭の両立ができるような、価値観の転換と政府主導のもと企業の支援が期待される。

近年の米国で少子化が深刻な問題となっていない理由を考えてみると、米国の価値観が、家族中心主義、子ども中心主義社会となっているからとも思われる。いつの世も子どもは社会の宝である。今日のわが国経済が幾分停滞状態とはいえ、わが国は世界において経済大国ともみられている。そうであるならば、わが国は、経済中心社会から子どもを優先にする社会へと価値観の転換を考えるとときに来ているのかもしれない。すなわち、少子化対策は、われわれに経済中心社会から子どもや家族を中心とする社会へと価値観の転換を迫っているというのは過言ではなからう。

## 謝 辞

本学菅野英孝理事長先生には、本研究着手のきっかけを賜り、これまで頂戴した温かいご支援を心より感謝申し上げます。また、本学福祉学部福祉心理学科および短期大学部保育科一部二部の学生に日本の調査、米国YMCAおよびLantern Ridge所属の父親および母親に米国の調査における各質問票について回答していただいた。さらに、本学情報ビジネス科2年次学生には入力作業をしていただいた。ご協力賜った皆様に記してお礼を申し上げます。

## 注

- 1 内閣府 (2004, 2007, 2009) 「男女共同参画社会に関する世論調査」
- 2 『人口統計資料集』(2009) の主要先進国の合計特殊出生率(1950-2006年)によると、近代多産化から近代経済化へと転換する1970年中ごろに、出生率は、日米両国とも2.0となる。それ以降、米国は、2.0の出生率を維持している。一方、わが国の出生率は1980年2.0となり、それ以降、減少に一途をたどっている。
- 3 Hofferth (2006) は、父親関与研究において、父親の関与による影響は父親が生物学上の父か継父かどうか、関わる時間

や、父親の教育的バックグラウンドなどの要因に依存する結果を示している。

- 4 父親関与水準が高いのは、米国での価値基準が「良き市民志向 (a good citizen)」にあるからと思われる。米国のジョン F. ケネディ元大統領 (John F. Kennedy) の有名な演説に "Ask not what the country can do for you, ask what you can do for your country"がある。所属組織が自分にしてくれることを期待するのではなく、所属組織にたいして自分が何をすることができるかを常に考えるという意味である。そのような価値基準をもち、実際にそれに依拠して行動するのが、良き国民、良き市民、良い社会人、良き家庭人ということである。たとえば、国のためには選挙に行き政治に参加する、コミュニティのためには寄付したり、芝刈りをしたりする、学校のためには行事に参加したり、ボランティアをしたりする。家庭では家庭責任を果たすのである。
- 5 内閣府 共生社会政策統括官 (2004) 「少子化対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」

## 参考文献

- Cabrera, N. J. C. S. Tamis-LeMonda, M. E. Lamb, K. Boller. 1999. Measuring father involvement in the early head start evaluation: A multidimensional conceptualization, the *National Conference on Health Statistics*, August 2 - 3. Washington, D. C.
- Dye, Jane L. 2006. Father involvement and child well-being: 2006 *Survey of Income and Program Participation (SIPP)- Child Well-Being Topical Module*, Fertility and Family Statistics Branch, U. S. Census Bureau the ECLS-B, U. S. Department of Education Office of Educational Research and Improvement National Center for Education Statistics, February.
- Finley, G. and S. Schwartz. 2004. The father involvement and nurturant fathering scales: retrospective measures for adolescent and adult children, *Educational and Psychological Measurement* 64(1), February: 143 - 164
- Greene, A. D. T. G. Halle, S. M. Le Menestrel, K. A. Moore, and Child Trends, Inc. 2001. *Measuring father involvement in young children's lives: recommendations for a fatherhood module for the ECLS -B*, U. S. Department of Education Office of Educational Research and Improvement National

- Center for Education Statistics.
- Hawkins, A. J. K. P. Bradford, R. Palkovitz, S. L. Christiansen R. D. Day, V. R. A. Call. 2002. The inventory of dather involvement : A pilot study of a new measure of father involvement, *The Journal of Men's Studies*, 10(2), Winter:183-196.
- Hofferth, S. 2006. Residential father family type and child well-being: investment versus selection, *Demography*, 43 (1) : 53-77.
- 国立社会保障・人口問題研究所. 2008.『第4回全国家庭動向調査』
- 国立社会保障・人口問題研究所. 2009.『人口統計資料集』
- Lamb, M. E., J. H. Pleck, E. L. Charnov and J. A. Levine. 1985. Paternal behavior in humans, *American Zoologist* 25 (3) : 883-894.
- 牧野カツ子他. 2010.『国際比較にみる世界の家族と子育て』ミネルヴァ書房.
- 内閣府共生社会政策統括官. 2004.「少子化対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」.
- 二階堂ひさ子. 1986. 第2章「家族論による生活者の提唱」『変動する家族と生活』勁草書房.
- 二階堂ひさ子. 2009.「家族福祉と子育て支援—変わる家族の時代に一」『福島学院大学紀要』第41集, 111-118頁。
- 二階堂ひさ子. 2010.「家族支援へのアプローチ—親子関係における養育と介護を中心に—」『福島学院大学紀要』第42集, 77-85頁。
- 小倉正義・崔玲・平石賢二. 2006.「中学生の学校適応と父親関与に関する研究：表出的父親関与と道具的父親関与に注目して」『日本青年心理学会大会発表論文集』(14), 56-57頁。
- Radin, N. 1994. Primary-caregiving fathers in intact families. in A. E. Gottfried & A. W. Gottfried (eds), *Redefining families : Implications for children's development* New York : Plenum : 55-97.
- 酒井計史. 2007. 父子の平日接触時間の日韓比較—接触時間の長さの問題と接触時間の規定要因』『国立女性教育会館研究ジャーナル』第11巻8月号, 11-22頁。
- 少子化社会対策会議. 2004.「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」.
- 統計局. 2008.「労働力調査」

# 地域社会における民生委員活動の役割と課題

## ～民生委員法に基づく職務の検証～

Study of the Role and problem of welfare commissioner Activity in Community Social Work  
 ~Verification of duty based on welfare commissioners law~

日下 輝美  
 Terumi Kusaka

### 目 次

1. 民生委員の歴史的背景と研究目的
2. 民生委員法、主な他法律等から見る民生委員の位置づけ
3. 先駆的単位民生委員児童委員協議会活動の事例
4. 民生委員法からみる課題
5. まとめ

#### 1. 民生委員の歴史的背景と研究目的

民生委員は、民生委員法に基づく、民生委員・児童委員や民生児童委員などと称される（以下、「民生委員」と略す。）。民生委員制度の源流は、第一次世界大戦後の1917（大正6）年に岡山県知事の笠井信一が創設した済世顧問制度で、ドイツのエルバーフェルト市で行なわれていた「救貧委員制度」を参考にした篤志家による貧民救済制度である。また、翌年、大阪府知事 林市蔵と大坂府救済事業指導嘱託であった小河滋次郎により、方面員制度を発足させている。この方面員制度は、管内を幾つかの方面（地域）に分け、それぞれの方面に委員を配置し、生活状況の調査と救済などの実務にあたるものである。以後、双方をモデルにした制度が各都道府県に設置され、1929（昭和4）年に制定された救護法では、身分を「名誉職」とし、市町村の救護事務のための「補助機関」と位置づけ、被救済者に対するいわゆる公的救護扶助業務に当たった。1936（昭和11）年に公布された方面委員令によって全国的に統一した制度となった。<sup>(1)</sup>

第二次世界大戦後、1946（昭和21）年民生委員令として改称し、その二年後、民生委員法が制定された。その後、1950（昭和25）年の生活保護法の改正におい

て、民生委員は福祉事務所の「協力機関」として位置づけられた。

民生委員法が2000（平成12）年に、50年ぶりに改正された。法改正では、「名誉職」が削除され「無給」が加えられたこと、「住民の立場に立った活動を行う民生委員の職務内容」が掲げられたことである。しかし、身分上は厚生労働大臣からの委嘱委員ではあるが、民間人の立場で公務（行政協力事務）を行うという制度上の矛盾を抱えたままであることと、社会福祉基礎構造改革の趣旨により「利用者が事業者と対等な関係に基づきサービスを選択」することとなったため、要援護者（福祉サービス利用者）が民生委員に相談をせず、直接に介護保険制度等の福祉サービスを利用する傾向もみられる。また、個人情報保護法の施行により、地域福祉活動を展開する上で地域住民の把握や個人情報が入手しにくくなっている現状がある<sup>(2)</sup>。一方、職務内容の具体的姿が依然として不明確であること、行政協力事務が増加の一途を辿っていることに加え、地域住民からの要請が多様化するなど、民生委員の役割を明確に問い直さなければならない時に到っている。<sup>(3)</sup>

このことから、本研究では、民生委員活動の根幹である民生委員法から課題整理を行い、今後求められる

民生委員活動の職務について検証する。検証に当たっては、宮城県 A 町民生委員児童委員協議会が行なった活動を事例として挙げる。

## 2. 民生委員法、主な他法律等から見る民生委員の位置付け

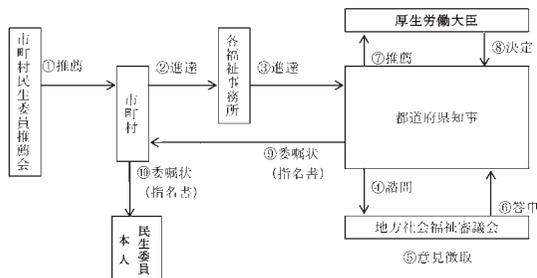
### 1) 民生委員法、主な他法律等の位置付け

民生委員法（以下、「法」と略す。）第1条において、民生委員の理念と業務について、「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努める。」と規定しており、福祉に関する全般的な活動が求められている。2000（平成12）年の法改正により「保護指導に当たる」役割から「住民の立場に立った相談と援助」と定められたほか、法第2条で、「常に、人格識見の向上と、その職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない」として、自己研鑽と研修が義務付けられている。

民生委員の要件及び委嘱手続き、定数（表1、表2）は、民生委員は「人格の識見高く、広く社会に状況に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であって児童福祉法（昭和22年表率第164号）の児童委員としても、適当である者」（法第6条）の中から推薦される。

また、民生委員及び主任児童委員候補者の推薦及び委嘱にあたっては、民生委員法の規定に基づき、以下の流れで行われる（カッコ内は流れ図上の番号）。

- 1 各市町村民生委員推薦会（市町村に設置）から福祉事務所（県）を経由し、都道府県知事へ推薦を行なう（①～③）。
- 2 都道府県知事は、地方社会福祉審議会の意見を聴いて、厚生労働大臣に推薦を行なう（④～⑦）。
- 3 厚生労働大臣が委嘱を決定する（⑧）。
- 4 都道府県知事（市町村経由）から委嘱状を伝達する（⑨～⑩）。



\* 民生委員法に基づき作成

※主任児童委員には指名書も併せて伝達する。

身分は、「給与を支給しないものとし、その任期は、3年とする。ただし、補欠の民生委員の任期は、前任者の残任期間とする」（法第10条）と規定され、法改正により、「名誉職」を削除し、3年間は民生委員信条である「1. 隣人愛をもって社会福祉の増進に努めます。」<sup>40</sup>にもあるように「名誉職」条項の削除、前と後で、民生委員の職務の実態に大きく変化はなく、行政事務を行い、自主的活動（ボランティア）に参加し、相談・援助業務のために担当地区をまわる「厚生労働大臣から委嘱された行政委嘱ボランティア」であること、公的活動と私的活動「半官半民」の二重の性格は変わっていない。

民生委員の職務に関するについて、法第14条から16条まで規定している。

第14条 民生委員の職務は、次のとおりとする。

1. 住民の生活状態を必要に応じて適切に把握しておくこと。
2. 援助を必要とするものがその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、その助言その他の援助を行うこと。
3. 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
4. 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
5. 福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。

2 民生委員は、前項の職務のほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動をおこなう。

第15条 民生委員は、その職務を遂行するについては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

第16条 民生委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

また、主な他法律等（表3）での民生委員の位置付

表1 民生委員配置基準表

区 分	配 置 基 準
東京都区部及び指定都市	220から440までの間のいずれかの数の世帯ごと1人
中核市及び人口10万人以上の市	170から360までの間のいずれかの数の世帯ごと1人
人口10万人未満の市	120から280までの間のいずれかの数の世帯ごと1人
町村	70から220までの間のいずれかの数の世帯ごと1人

表2 主任児童委員配置基準表

民生委員・児童委員協議会の規模	主任児童委員の定数
民生委員・児童委員の定数39人以下	2人
民生委員・児童委員の定数40人以上	3人

表3 主な他法律等での民生委員の位置付け

法 令 名	条	項
生活保護法	第22条	
老人福祉法	第9条	
身体障害者福祉法	第12条の2	
知的障害者福祉法	第15条	
母子及び寡婦福祉法	第10条	
売春防止法	第37条	
婦人保護施設の設置及び運営に関する最低基準	第15条	
学校保健法施行令	第8条	2
独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令	第17条	2
児童福祉施設最低基準	第88条の4	2
生活福祉資金貸付制度	「生活福祉資金の貸付について」厚生労働省事務次官通知	
児童虐待の防止等に関する法律	第6条	
ホームレスの自立支援等に関する基本方針	「ホームレスの自立支援等に関する基本方針」厚生労働省／国土交通省告示第1号	
都道府県国民保健モデル計画		
市町村国民保健モデル計画		
災害時要援護者非難支援ガイドライン		

けは多様であり、その職務の内容は事務の執行に協力しなければならない事項から、助言、連携を密にするなど多岐にわたっている。<sup>(5)</sup>

## 2) 民生委員、主任児童委員の配置状況

2010(平成22)年12月1日に、3年に1度の一斉改選が行われ、全国で、民生委員定数233,905人のうち平成21年度末現在の民生委員(児童委員を兼ねる)の数は228,728人で前年度に比べ301人(前年度比0.1%)増加している。内訳は、男性が91,990人で前年度に比べ302人(同0.3%)減少し、女性は136,738人で前年に比べ

603人(同0.4%)増加している。(表4)

## 3) 民生委員の活動状況

2009(平成21)年度中に民生委員が処理した相談・支援件数は7,547,924件で前年度に比べ137,139件(前年度比1.9%)増加し、その他の活動件数は25,132,062件で前年度に比べ17,005件(前年度比0.1%)減少している。また、訪問回数は33,464,909回で前年度に比べ330,082回(前年度比1.0%)増加している。(表5)

活動の分野別(図1)では、「高齢者に関すること」が半数を超え、「子どもに関すること」が2割、「障害

表4 男女別民生委員数の次推移

(厚生労働省：平成21年度社会福祉行政業務報告) (福祉行政報告例) 結果の概要)

各年度末現在

	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	構成割合(%)	対前年度	
							増減数	増減率(%)
総数	226582	226821	227287	228427	228728	100.0	301	0.1
男	94300	93921	92255	92292	91990	40.2	△302	△0.3
女	132282	132900	135032	136135	136738	59.8	603	0.4

表5 民生委員の活動状況の年次推移

(厚生労働省：平成21年度社会福祉行政業務報告) (福祉行政報告例) 結果の概要)

	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	対前年度	
						増減数	増減率(%)
相談・支援件数	7848556	7904435	7647772	7410785	7547924	137139	1.9
その他の活動件数	22785853	23253703	23964402	25149067	25132062	△17005	△0.1
訪問回数	31152335	30586778	31710157	33134827	33464909	330082	1.0

注：1) 「その他の活動件数」は、調査・実態把握、行事・事業・会議への参加協力、地域福祉活動・自主活動及び民児協運営・研修等である。

2) 「訪問回数」は、見守り、声かけなどを目的として心身障害(児)者、ひとり暮らしや寝たきり高齢者及び要保護児童等に対して訪問・連絡活動(電話によるものを含む。)を行った延べ回数である。

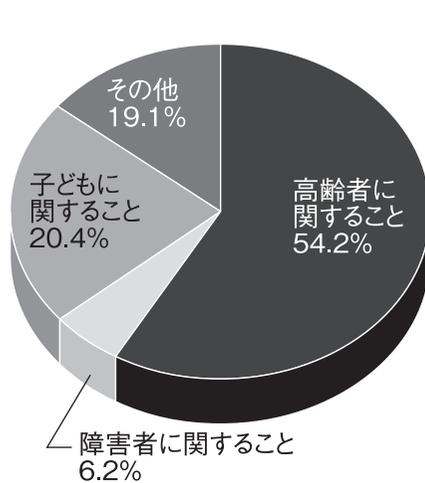


図1 活動の分野別

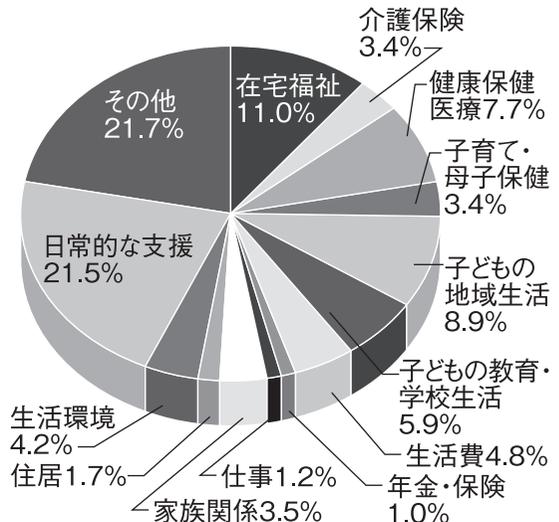


図2 相談・支援の内容別

\*表4, 5 および図1, 厚生労働省「平成21年度福祉行政報告例結果の概要」

(平成22年10月20日大臣官房統計情報部社会統計課)

者に関すること」が1割弱であった。

また、相談・支援の内容別(図2)では、日常的な支援、在宅福祉、健康・保健医療、児童関係など幅広い相談を実施している。

高齢者・障害者・児童・母子世帯など要援護者の調

査・実態把握、相談支援を行ったり、各種行事への参加協力や自主的な地域福祉活動等、幅広い活動を行っている。

また、最近では、高齢者等への悪質商法被害防止の取組みや虐待防止の取組み、災害時に備えた要援護者

マップ作りなど、地域の多様な課題にも積極的に取り組んでいることが理解できる。

### 3. 先駆的単位民生委員児童委員協議会活動の事例

全国民生委員児童委員連合会は、民生委員の機能について、①社会調査、②相談、③情報提供、④連絡通報、⑤調整、⑥生活支援、⑦意見具申の7つのはたらきを挙げている。社会環境や人々の意識が変化し、子どもをめぐる社会的な問題が深刻化している現在、地域の中で子どもたちが地域の人々から守られ、様々な実体験と人間関係を経験しながら健やかに育つことができるよう、地域と子どもを結び、地域ぐるみで子育てを支えられるような環境づくりを推進していくため、宮城県 A 町民生委員児童委員協議会が子育て支援について検討した際に行なったアンケート調査の事例を基に検証する。<sup>6)</sup>

宮城県 A 町民生委員の平均年齢は69歳であり、民生委員にとっては子育ての保護者は孫の世帯であることから、子育て支援活動を企画するに当たり、子どもと若い親がどのような意識で子育てしているのかを理解するため下記の方法、内容で調査を行なった。

#### 1) 宮城県 A 町民生委員児童委員協議会が行なった『育児に関する意識調査』調査の概要

- ・調査目的：子どもと子育て家庭をめぐる課題を明確化することで、子どもと子育て家庭の立場に立った計画的・組織的な活動の推進を図る。
- ・調査対象：調査地域（宮城県 A 町）で6歳児（未就学児）未満を養育する家庭1,334世帯
- ・調査期間：平成14年5月10日～27日
- ・調査方法：民生委員児童委員（63名）による留置調査法
- ・回収状況：1,214件（91.0%）
- ・調査項目：①子育て家庭の基本属性、②家族の状況、③少子化社会に関する考え、④子育ての意義、⑤家事・子育ての役割分担、⑥子育てへの不安、⑦児童環境づくり、⑧保育サービスの利用状況、⑨希望する保育サービス

#### 2) 調査結果から活動の検証

『子育てに関する意識調査』の調査に基づいて分析した結果、理想としている子どもの人数を産んでいるか否かと、就業の有無や、世帯構造、世帯の収入との関連性について検定を行った結果、いずれも有意な差

は認められず、女性の社会進出、家族形態の変化だけではない新たな少子化要因を認識せざるを得ない結果であった。

特に、少子化要因として挙げられる調査結果として、子育てに対する不安（子育ての方法）の設問の第1位に「子どもと常に向き合う生活がストレス」を挙げており、次いで「小児医療、子育てサービスや子育て相談に関する情報」、「しつけに自信がない」、「育児への配偶者の協力体制」の順で挙げている。このことから、核家族の進行や子育て担い手の就業等、地域社会においては気軽に育児について相談できる体制とコミュニティの形成が重要であることが調査結果から伺えた。

本調査の結果から、①育児と支援体制に関する情報の不足、②子育てコスト問題の深刻化と保育料の軽減、③仕事と子育てが両立できる職場の理解と支援体制、④子育ての精神的・肉体的負担とカウンセリング体制の整備、⑤男女共同参画社会の具体的な実現方策の検討、⑥安心して子どもが遊べる環境と地域コミュニティの充実をまとめている。

更に、調査専門委員（委員長 単位民事協会長）を立ち上げ、調査結果を慎重に検討し地元福祉行政（町長）に対し、以下7項目の意見具申を行なった。

A 町民生委員児童委員協議会「育児に関する意識調査」調査専門委員会からの提言

- ①緊急時の一時、預かりの場を拡充（保育所、学童保育）など
- ②親同士の交流の場（ストレス解消やお互いに相談できる）の確保
- ③延長保育（乳児保育、学童保育）の充実
- ④企業、事業所等への育児支援体制の充実と理解を求める働きかけ
- ⑤職場近くに預けられる保育制度への改善
- ⑥住民参加の保育、子育て環境の整備
- ⑦未就学児保育の拡充

意見具申を行った次年度、A 町は、「福祉課」から児童・子育て家庭に関する分野を担当する課を独立させ『子ども家庭課』を新設する動機付けとなった。

また、町民生委員児童委員協議会は、社会福祉協議会・ボランティアセンターと協働し、地元社会福祉法人が行なう老人福祉施設（デイサービスセンター）や地域福祉センターのフロアを会場とし、「子育てサロン」を定例化するきっかけとなった。

前述した民生委員の機能を A 町民生委員児童委員協

議会が行なった調査に関連づけてみると、「①社会調査」を実施し、子育て家庭の実態を明らかにするとともに、行政への「⑦意見具申」および社会福祉協議会に調査の結果を「③情報提供」するとともに、町社協が策定した地域福祉活動推進計画に反映する活動も行なっている。更に、調査で明らかになった子育て家庭への「②相談」活動による関係機関への「④連絡通報」、「⑤調整」を各委員が担い、独自の民生員活動として子育てサロン活動により「⑥生活支援」を行なっている。正に、子どもと子育て家庭の立場にたった社会改良の観点から地域福祉活動を行なった先駆的な事例と言える。

#### 4. 民生委員法からみる課題

##### 1) 民生委員の委嘱に関する課題

これからの地域福祉のあり方に関する研究会(2008)<sup>(7)</sup>は、地方分権改革推進委員会における民生委員の委嘱に関する問題提起を整理している。

地方分権改革推進委員会における民生委員の委嘱に関する問題提起における厚生労働省の回答から委嘱の方法についての課題を挙げれば、「委嘱権限を基礎自治体に委譲すべき」について、①～④引き続き厚生労働大臣の委嘱が適当とし、その理由として、使命感・責任感を高めていること、活動がますます活発化し成果があがることを期待することを挙げているが、基礎自治体の長が委嘱できない(推薦のみ)または、市町村行政の協力および、指導の権限を持っていないことから、市町村の条例等で民生委員とは別に「福祉委員」などの役職名を付けて委嘱する場合があります、地域福祉推進に際し、不都合な点が多々出ている現状がある。

⑤～⑥委嘱事務の簡略化の回答については、「適格性を厳格に審査する必要」としている、厚生労働省まで審議しなければ厳格ではないとの見解からみると、市町村民生委員推薦会および、地方社会福祉審会での審議の内容を重要視すべきではないかと考える。

##### 2) 担当区域割制に関する課題

「民生委員は、その市町村の区域内において、担当の区域又は事項を定めて、その職務を行なうものとする。」(法第13条)規定により、2011(平成23)年3月11日、東日本大震災の地震・津波被害および、福島第一原子力発電所事故による避難生活に伴い、民生委員も避難生活を余儀なくされており、「担当区域」であった要援護世帯と避難場所が遠距離(他の市町村に避難している事例もある)になり、安否の確認や日常生活支

援等の活動において、民生委員活動が休止している区域もあり、「特区」措置などを講ずるなどの施策が必要ではないかと考える。

##### 3) 民生委員の身分に関する課題

民生委員活動は、行政が位置付けているフォーマルな役割や活動と、地域福祉推進役としてボランティア活動を中心とするインフォーマルな活動を併せ持つ特徴を有していることを鑑みると、無給であるがゆえに『行政委嘱ボランティア』と一言では語れない幅広い活動であり、多くの責務を負っている。ボランティア活動は、自主性、善意性、無償性、先駆性ならびに、自己犠牲を伴うことがその行為の基本的特性とされている。民生委員法第14条(職務)の遂行ための、地域性、専門性、継続性など兼ね備えるためには、「法人格を有しないNPO活動」または、「サブフォーマルな活動」と呼ぶことも出来るのではないかと考える。

##### 4) 民生委員の定数充足率の低下

前回の一斉改選の2007(平成19)年12月18日現在の民生委員定数充足率をみると、全国ベースで、民生委員97.9%、主任児童委員は97.7%である。定数充足率100%の地域は、民生委員の場合、次の10地区一富山、石川、山梨、愛媛の各県、京都、宇都宮、富山、豊橋、岡崎、松山の各市である。主任児童委員の充足率100%の地区は28地区一岩手、栃木、富山、石川、山梨、奈良、島根、徳島、愛媛、佐賀、静岡の各県、堺、函館、旭川、いわき、宇都宮、横須賀、富山、金沢、長野、岐阜、豊橋、岡崎、姫路、和歌山、福山、松山、鹿児島、の各市で、一方、定数充足率の低い地域(民生委員、主任児童委員)は、川崎市(87.6%,79.2%)、沖縄県(86.0%,85.2%)、横浜市(91.0%,90.0%)となっている。

2010(平成22)年12月の一斉改選では、熊本など35の都道府県で定数割れが生じ、全国の欠員は計5,355人で、4,819人だった2007年(前回の一斉改選)より536人増え、充足率は0.2ポイント下がり97.7%であった。

定数不足の主な理由として嘉陽(2011)<sup>(8)</sup>は、「大都市圏と農山村、過疎地などで事情は異なるが、総じて、核家族化の進展や近所付き合いの希薄化、他者との関係を拒否する姿勢を示す若年層の増加などにより、民生委員の業務が遂行し難くなっている現状もある。加えるに、委員の高齢化や、近年、児童虐待、高齢者虐待、高齢者孤独死、年間3万人を超える自殺問題、振

地方分権改革推進委員会における 問題提起	厚生労働省の見解 (地方分権改革委員会への回答の要旨)	全国民生児童委員連合会の見解 (市長会へ提出された要望書の要旨)
<p>民生委員・児童委員としての職務である、基礎自治体と住民のパイ役としての性格を考えると、当事者である自治体長から委嘱される方が、より地域に密着した活動が促されると考えられることから、<u>委嘱権限を基礎自治体に委譲</u>すべき。</p> <p>民生委員・児童委員が死亡等して欠員が生じた場合、委嘱手続に時間を要し、その間、担当民生委員が不在となる等の問題が生じている。また、市町村長が推薦した候補者が、都道府県の社会福祉審議会を経て国が委嘱する過程において、変更されたような事例はなく、現行の制度は形骸化しているため、<u>委嘱事務を簡略化</u>すべき。</p>	<p>①厚生労働大臣が委嘱することは、活動の遂行にあたっての<u>使命感・責任感を高めている</u>。</p> <p>②近年、地域における福祉課題は多様化しており、民生委員の地域における役割はますます重要になっている。</p> <p>③国が委嘱することは、民生委員の職務が国家的に重要であることを、社会一般の人々も認識してもらい、社会の理解、信頼を得、その活動がますます活発化し成果があがることを期待している。</p> <p>④以上のことから、<u>引き続き大臣委嘱が適当</u>。</p> <p>⑤民生委員の選任に当たっては、<u>適格性を厳格に審査することが必要であることから、手続きの簡略化は適当ではない</u>。</p> <p>⑥しかしながら、市町村の推進から委嘱まで長期間を要することは、民生委員の不在期間の長期化にもなりうるため、<u>事務処理の簡略化については検討</u>。</p>	<p>○民生委員・児童委員の厚生労働大臣委嘱は、その活動が国家的にも重要であることを踏まえ行なわれてきており、<u>民生委員・児童委員自身もこれを誇りとして職務遂行</u>している。</p> <p>○また、権限移譲が行なわれた場合、<u>全国に配置されている事による特性は損なわれるとともに、市町村による活動格差等を生む懸念</u>があり、その不利益を住民要援護者が受けることになりかねない。</p> <p>民生委員・児童委員の<u>欠員補充の迅速化・効率化は必要であるが、推薦手順は公平、中立な人員の確保・選考が行なわれるよう配慮</u>がなされるべきである。</p>

※1 構造改革特区の要望の際にも同様の趣旨の指摘がなされている。

※2 下線及び、厚生労働省の見解（地方分権改革委員会への回答の要旨）については、「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」からの問題提起。

り込め詐欺、成年後見制度、介護保険制度などの新たな地域課題が発生する度に、行政からの協力依頼があり活動の負担感が増幅されてきていることも見逃せない。」と述べている。

多種多様化、深刻化する諸問題についての事例に対応するためには、保健、福祉等（専門職者）の資格者を登用することが望ましいと考える。

##### 5) 個人情報保護法における民生委員活動の弊害

山村（2009）<sup>9)</sup>は、「2000年民生委員法の改正が行われ、職務内容の見直しは、①住民の生活状態の適切な把握、②援助の必要とする者への相談、助言等の援助、③サービス利用の情報提供、④福祉事務所や社会福祉関係機関等との連携・協力、⑤住民の福祉増進のための活動であり、民生委員活動が益々期待されることになる。しかし、介護保険等の個人契約と言う形態や個人情報

保護法施行以降、個人の情報やニーズの把握がより困難になってきたという問題を取り上げており、小地域で活動を行う中核的な役割が民生委員として捉え、「民生委員を支える」ためのネットワークの体制の整備・構築を目指すことが効果的であると考える。」と述べている。

大規模災害時のみならず平時から、災害弱者・世帯に対する情報管理の提供システムの構築が必要と考える。

##### 6) 活動の成果、評価が行われていない

民生委員活動または、単位民生委員・児童委員協議会の諸活動報告については、前述したように厚生労働省が毎年「社会福祉行政業務報告」で報告しているが、前年度の数値における比較や活動内容のみを列記するものである。

具体的な相談事例やコミュニティソーシャルワークの展開事例を分析し、成果あるもの（活動）として評価していない点が挙げられる。

## 5. まとめ

本研究テーマである「地域社会における民生委員活動の役割と課題 ～民生委員法に基づく職務の検証～」について、民生委員法に照らし合わせて役割と課題、その方策を提案した。

2011（平成23）年3月11日の東大震災及び原発事故により、福島県においては、住み慣れた居住地を離れ避難している者の中には、民生委員も被災者として避難生活を送っている。一方、避難された方を受け入れる地域も多数あり、これまでの担当地区の枠を越えた相談支援活動も必要になる。その対策として、福島県社会福祉協議会は、2011（平成23）年7月から、福島県「生活支援相談員」配置事業を施行し、被災者の生活復興支援のため、応急仮設住宅等における見守り、相談、福祉制度等の情報提供、被災者を中心とした交流の場づくり等に取り組んでいる<sup>(10)</sup>。雇用形態は、大半が嘱託（1年間契約）職員であり、当初から個別支援、地域支援（ソーシャルワーク）が十分にできる人材を充てる（雇用する）ことは困難である。本来は、担当地区（市町村の壁）を取り外しても、民生委員としての職務が活かすことではなかったのだろうか。また、「行政委嘱型ボランティア」の役割の重さが、民生委員の定数充足率の低下に連動してことが伺えた。

「常に、人格識見の向上と、その職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない」（法第2条）として、法的にも自己研鑽と研修が義務付けられている現状から、単位民生委員協議会を統括する社会福祉主事任用資格取得者又は、社会福祉士や保健師等の資格をもつ民生委員の配置が望まれる。

### 【注・引用文献】

- (1) 百瀬孝著「日本福祉制度史」ミネルヴァ書房、1998年 pp. 15～36
- (2) 山村史子『地域福祉活動における民生委員の役割に関する考察 ―情報収集の困難性をめぐって―』桜花学院大学人文学部研究紀要第11号、2009年、pp. 101～110
- (3) 嘉陽正倫『民生委員の現時的課題 ―地域福祉の担い手としての役割―』山口大学大学院博士論文、2011年、p 2

(4) 「民生委員児童委員信条」である。民生委員法の趣旨に則り奉仕活動への意思表示となっている。この信条は、地区民生委員児童委員協議会の定例会の冒頭で唱和される。

1. わたくしたちは、隣人愛をもって、社会福祉の増進に努めます。
2. わたくしたちは、常に地域社会の実情を把握することに努めます。
3. わたくしたちは、誠意をもって、あらゆる生活上の相談に応じ、自立の援助に努めます。
4. わたくしたちは、すべての人々と協力し、明朗で健全な地域社会づくりに努めます。
5. わたくしたちは、常に公正を旨とし、人格と識見の向上に努めます。

(5) 全国社会福祉協議会発行『これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告 地域における「新たな支え合い」を求めて ―住民と行政の協働による新しい福祉―』2008年、p127

(6) 育児に関する意識調査は、平成14年度宮城県 A 町民生委員児童委員協議会が独自に行なった調査である。当時、民生委員協議会の担当事務日下（著者）共同で調査活動を実施した。調査票の設計分析は増子正が担当した。

(7) 全国社会福祉協議会発行『これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告 地域における「新たな支え合い」を求めて ―住民と行政の協働による新しい福祉―』2008年、p135

(8) 嘉陽正倫『民生委員の現時的課題 ―地域福祉の担い手としての役割―』山口大学大学院博士論文、2011年、p52

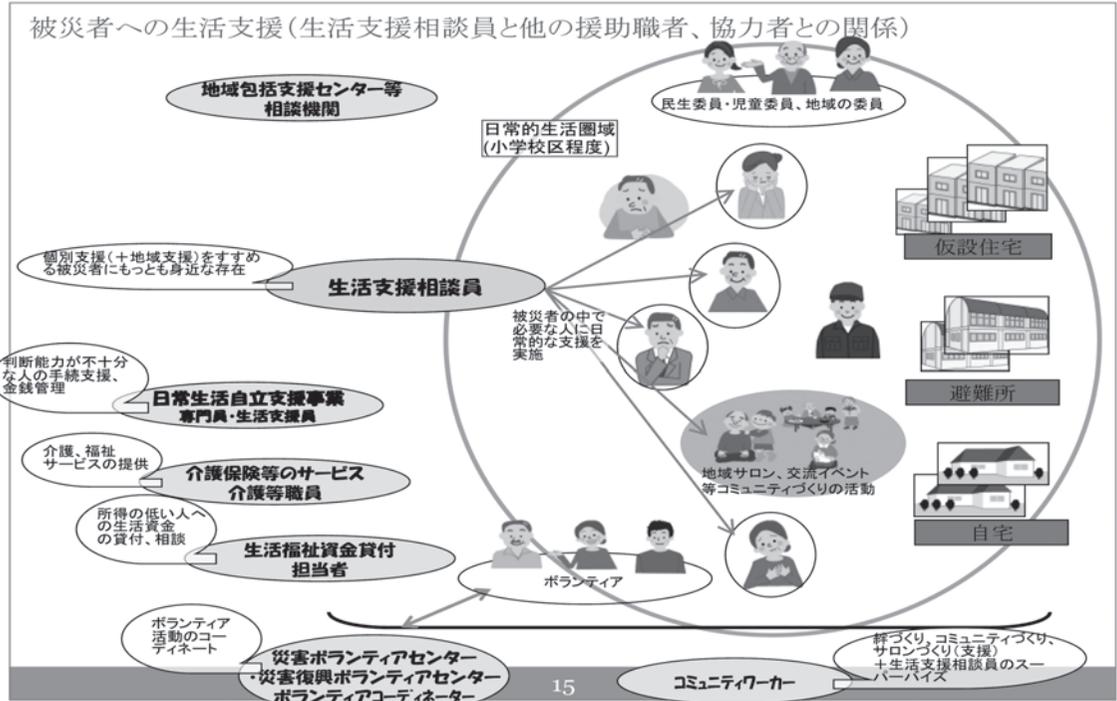
(9) 山村史子『地域福祉活動における民生委員の役割に関する考察 ―情報収集の困難性をめぐって―』桜花学院大学人文学部研究紀要第11号、2009年、pp. 101～110

(10) 福島県「生活支援相談員」配置事業における「生活支援相談員」と他の援助者、協力者との関係図（資料提供：福島県社会福祉協議会）

### 【参考文献】

- 井村圭壯、豊田正利編著『地域福祉の原理と方法』学文社、2008年
- 菊池正治・清水教恵ほか編集『日本社会福祉の歴史』ミネルヴァ、2003年
- 三浦治著『戦後社会福祉の展開と課題』学文社、2000年

引用文献 (10)





# 自殺未遂に対するコンサルテーション

Mental health consultation-liaison for attempted suicide

須田 誠  
Makoto SUDA

## 目次

はじめに：我が国の自殺の現状

1. ひとつの事例

2. 自殺を図る者の心理と行動に関する考察

おわりに：自殺予防に向けて

### はじめに：我が国の自殺の現状

日本においては、2010年の1年間で1日当たり約87人であった。これが何の人数を指すか分かるであろうか。我が国の自殺者数である。2010年の我が国の自殺者数は31,690人であった（警察庁、2011）。自殺率（人口10万人あたりの自殺者数）で見ると、日本は自殺率24.0で世界第6位という不名誉な結果となっている（WHO、2011）。尚、上位5ヶ国は、ベラルーシ、リトアニア、ロシア、カザフスタン、ハンガリーであるが、いずれも民族紛争等で政情および経済が安定しない社会不安の高い国々である。我が国では1998年に年間自殺者数が3万人を超えてから、以後10年以上に亘って3万人を下回ることがない。2006年には自殺対策基本法が施行されたが、今の所、効果は現れていない。長引く深刻な不況等、社会経済構造から自殺を分析する方法もあり得るが（天野、2005）、本稿では自殺未遂（attempted suicide）の事例を元にその心理と行動を分析した。その際に、ハンス・セリエ（H.Selye）の「ストレス理論（stress theory）」とジェラルド・キャプラン（G.Caplan）の「危機理論（crisis theory）」を基軸にして論じ、自殺予防（suicide prevention）について考察を試みた。

### 1. ひとつの事例

ここで自殺を図る者の心理と行動を代表する事例を紹介する。但し、これは複数の事例を組み合わせたものであり、更に事実をある程度改変しており、当該人物が特定されぬようプライバシーの保護を厳重に行った。それでも、自殺未遂者の心理と行動の典型例となっている。また、重要な箇所丸数字を付して下線を引き、次章で考察した。

#### (1)問題の予兆を孕んでいる時期

Aさんは大企業の情報システム部門の監査を行う部署の係長で、41歳の男性である。同居家族は、パートをしている妻、中学3年生の長女、小学6年生の長男である。Aさん家族は東京郊外のB県で暮らしているが、Aさんは東京の職場に片道1時間半かけて通勤している。Aさんは西日本のC県出身で、大学進学のため上京して以来、首都圏で暮らしている。① Aさんの父親は脱サラして始めた事業に失敗して、Aさんが30歳の時に縊首により自殺をしている。母親はAさんの妹夫婦と実家で同居している。

② Aさんは、元来、明るく豪胆な性格で、口癖は「大丈夫、大丈夫。何とかなる」であった。学生時代はこの口癖と共にリーダーとしてサークルやアルバイ

トの仲間を率いてきた。サークルやアルバイトに精を出すあまりに大学を1年留年したときも「大丈夫、大丈夫」と笑って乗り越え、見事に有名企業の内定を得て無事に卒業した。

本当は、Aさんは旅行が大好きで、大学卒業後は旅行代理店の勤務を希望していた。しかし、父親の大反対に遭い、仕方なくAさんには興味のない業界の会社に就職をした。③ Aさんの父親は頑固なところがあり、Aさんに対して非常に厳格な態度で接してきた。Aさんはそんな父親に反発を覚えながらも反抗することができずにいた。

Aさんにとって興味のない業界ではあったが、やり始めると楽しい面もあり、仕事をしっかりとこなしていった。仕事が順調な中、学生時代から交際していた妻と26歳で結婚した。すぐに子どもを授かり、Aさんは育児にも協力的で家庭生活も大切にしていた。

職場で複数の部署をローテーションで回った後、Aさんは、情報システム部門に異動をして、チームの主任に昇進した。情報システム部門の仕事は、コンピュータでプログラムを組んでシステムを構築するというもので、④一つでもミスがあるとそのシステムは稼働しないという厳密さが要求される仕事であった。Aさんはシステム・エンジニアではないので、プログラムを組む作業はしなかったが、システムを企画して納期までに完成させる責任を負うことになった。また、システムが完成した後、全国の支社からのシステムに関する様々な問い合わせに対応することもAさんの仕事であった。主任になってからのAさんは月に100時間の残業が当たり前になり、システム納期前の一ヶ月は会社に泊まり込むほどであった。それでも、部下を飲み連れて行って労ったり、休日には家族でバーベキューや動物園に出かけて楽しんだり、職場でも家庭でも人間関係を大切にしていた。体は疲れていても、人と一緒にいることはAさんにとって喜びだったのである。また、東京都内の賃貸マンションを引き払い、B県に⑤念願の分譲マンションを35年ローンで購入したのがこの頃であった。通勤時間が長くなったが、Aさんは「マイ・ホームを手に入れた喜びに比べたら、通勤なんて苦にならない」と周囲に語り、通勤時間は好きな語学の勉強に充てるようになった。

## (2) ストレス状態：警告反応期

仕事に精を出したおかげで、① Aさんはその会社では異例の若さである39歳で係長に昇進した。管理職と

は言っても、所謂「プレイング・マネージャー」で、現場に立ちながらマネジメントもするため、主任時代よりも忙しくなった。Aさんが調子を崩したのはこの頃からである。慢性的な睡眠不足であるにもかかわらず、②寝床に就いても寝付けず、やっと寝付いたと思うと今度は2時間おきに目が覚めてしまう。そんな具合なので、朝から疲れた状態で通勤する日々が続いた。それまでは苦にならなかった通勤が非常に辛いものになってきた。ある日、③ Aさんは通勤途中で激しい動悸と何とも言えぬ気分の悪さに襲われ、冷や汗をかきながら途中下車して一休みをした。ホームで飲み物を買って、一息つくと落ち着いたので、医者にかかることもせず、再び忙しい仕事生活に戻って行った。しかし、それ以後、Aさんは「④また電車の中で急に具合が悪くなるのではないか」という不安を常に抱えるようになり、通勤時間に語学の勉強をするどころではなくなった。

⑤眠れない状態が続いたため、Aさんは寝酒を飲むようになった。最初の頃こそ、ウイスキーのシングルを1杯も飲めばぐっすり眠れるようになったが、次第に1杯では効かなくなり、酒量が増して行った。ひどい時には二日酔い状態で出社し、会議で居眠りをしてしまったこともあった。⑥食欲もなくなり、周囲も気づくほど痩せてしまったが、Aさんは「メタボ対策の効果が出た」と軽口を叩いていた。しかし、⑦仕事上の凡ミスが続き、見かねた上司が面談をすると、Aさんは体調が悪いことを打ち明けた。そこで、社内の嘱託の内科専門の産業医の診察を受ける事となった。Aさんが眠れないことを訴えると、⑧産業医は社外の精神科の受診を勧めたが、Aさんは忙しいことを理由にそれを頑なに拒否した。止む無く産業医は睡眠導入剤を処方し、「これでも改善されなければ必ず精神科にかかるように」と助言した。しかし、睡眠導入剤が効いたのは僅か3日だけであった。結局、再びウイスキーを大量に飲んで床に就くようになった。そして、産業医から連絡があっても、多忙を理由に受診しなくなってしまった。

## (3) ストレス状態：抵抗期

明らかに集中力と判断力が低下して、以前であれば1時間でできた仕事に倍もの時間がかかるようになってしまったが、Aさんは周囲には気づかれまいと必死で取り繕った。仕事の効率は下がり、それを①残業や休日出勤等で補った。苦しみながら大きな仕事を終え

て A さんは久しぶりに達成感を味わったが、上司はその仕事をあまり高く評価しなかったため、A さんは非常に落胆した。②落胆は次第に怒りに替わり、部下との飲み会で「あんな上司がいては会社がダメになる」と息巻いて、周囲の者は「温厚な A さんが怒鳴るなんて」と驚いた。

家庭では、妻も心配して声をかけていたが、酔って声を荒げる A さんに対して次第に距離を取るようになっていった。③ A さんから家族に関わることもほとんど無くなり、子ども達も、特に中学生の長女は A さんを毛嫌いして反抗的な態度を取るようになった。A さんには妻の態度も子ども達の態度も気に入らず、「誰のおかげで飯が食えると思ってるんだ」と怒鳴ることもしばしばあった。

そんな折、④ A さんの元に大学時代の親友が亡くなったという連絡が入った。通夜に駆けつけると、縊首による自殺だったと聞かされた。通夜から葬式にかけて、その親友が亡くなる直前の様子を色々聞かされたが、A さんは自分のことを言われているようで、居た堪れない気持ちになった。

その後もウィスキーを飲んで寝て仕事に出るという生活を続けていたが、A さんの頭の中は常に親友の自殺のことでいっぱいだった。そして、いつしか自分もその親友と同じく自殺をするだろうと考えるようになった。しかし、⑤部下や妻に親友の自殺について話をし、「俺もヤバいかな」と冗談めかして言っても、周囲からは「変なこと言わないで」という返事しか帰ってはこなかった。

#### (4) ストレス状態：疲憊期

食欲もなく、大量に飲酒して寝る生活が半年も続くと、A さんはもはや疲れ切って仕事のミスを取り繕うどころではなくなっていた。青白い浮腫んだ顔で生気が無くガリガリに痩せ衰えた姿は明らかに異様で、誰から見ても A さんの健康状態は異常であった。①上司に促されて、抵抗する気力もなく、再び産業医の元を訪れると、すぐさま精神科を紹介された。精神科医は「うつ病」と診断を下し、まずは1ヶ月間の休職をするよう勧めた。これに対しても A さんは抵抗するでもなく、素直に従った。

精神科では抗うつ剤をはじめとして複数の薬が処方され、A さんは素直にそれを飲み始めた。飲酒は厳禁と言われ、妻が A さんに禁酒を守らせた。この一ヶ月間はただただ布団で横臥する日々であった。しかし、

眠れるようになると、気力も回復し、体調も整ってきた。落ち着いた気持ちで、妻や子ども達に怒鳴ったことを詫言ると、家族は泣きながら「お父さんは頑固だから、弱みを見せないで病気になってしまった。今はゆっくり休んで早く良くなって」といたわってくれた。

1ヶ月の休職期間が終わろうとしたが、② A さんは「だいぶ良くなったが、まだまだ疲れが取れない」と訴え、上司とも相談をして更に3ヶ月の休職をすることとなった。また、精神科医からカウンセラーの元にカウンセリングの依頼があり、③ A さんもカウンセリングを受けることに同意をし、週に1回50分のカウンセリングが始まった。

#### (5) ストレス状態からの回復期

休職して都合2ヶ月が過ぎると、薬物療法の効果が出て、家での静養も効果も出た。気分もすっきりし、体調も良くなり、食欲が出て、笑顔が目に見えて増えた。家族で食事に出かけたり、温泉旅行に出かけたりもした。① A さんはカウンセリング開始時は非常に寡黙であったが、次第に今までの苦しみを語るようになっていった。過去の話をも情感豊かに語るができるようになっていった。妻はカウンセリングには同席しなかったが、カウンセラーに「夫は元気だった頃の話し方に戻った」と語った。②復職の時期が近付くと、A さん自身は「やる気満々」といった状態であったが、カウンセラーとしてはその元気が却って不安であり、今後の方針を決めかねていた。そこで、③カウンセラーは A さんの同意を得て、筆者にコンサルテーションを求めて来たのである。コンサルテーションの結果、カウンセラーから A さんに復職に際して3割勤務（職場に行っただけでお茶を飲んで帰る程度の勤務）をまずは1ヶ月間続けるという条件を出した。A さんはこれに激しく抵抗したが、主治医と上司も条件付き出勤を強く主張したため、A さんも渋々同意した。しかし、④ A さんは5割勤務（半日出勤で少しだけ仕事をする程度の勤務）を譲らず、結局 A さんの意見を尊重して1ヶ月間の5割勤務から復職するという事になった。復職後も週に1回のカウンセリングは継続することとなった。

#### (6) ストレス状態：危機を招く難問発生状況

A さんは、診察やカウンセリングでは「やる気満々」であったが、実際に職場に復帰してみると、「これからまたやっていけるだろうか」という不安でいっぱい

なってしまった。結局、①1ヶ月間の5割勤務はビクビクオドオドしながらの勤務となったのであった。カウンセラーは「それは当然のことであって、不安になりながら進めた方が慎重で良い」と説明をすると、Aさんも「そんなものなんですね」と納得をしていた。職場の部下や同僚もAさんの元々の人柄を知っているため、皆が温かくAさんの復職を受け止めてくれた。そして、もう1ヶ月間、5割勤務を行った後、7割勤務（お昼をはさんで午後に雑用を少し片づけて帰る程度の勤務）へと移ったのである。カウンセラーがAさんと一緒に立てた復職プランでは、この7割勤務を3ヶ月続けて調子が良いようならば、8割勤務（ほぼ通常の勤務に近い程度だが残業は絶対にしない勤務）を3ヶ月続けて、それでも調子が良いようならば、完全復職というものであった。

さて、7割勤務が2ヶ月を過ぎた頃にはAさんも安心して職場に通うことが出来るようになっており、しかし、それが却ってAさんにも周囲の人にも「欲」を出させることとなってしまった。②Aさんは7割勤務中に、カウンセラーにも主治医にも内緒で通常勤務に近い勤務体制を勝手に取ってしまったのである。時には残業までしていたとのことであった。そこでAさんは自ら大きな仕事を引き受け、最初こそ心配していた上司もAさんが着々と仕事をこなす姿を見て、その仕事を完全にAさんに任せてしまったのである。そうすると、7割勤務では時間的に追いつかず、7割勤務の3ヶ月目にはほぼ通常勤務をしていたのである。Aさんにとっては、汚名返上・名誉挽回のための必死の策であり、上司にまでAさんのその状況をカウンセラーや主治医に知らせることを口止めしていたのであった。

しかし、やはり本調子ではないので、思うように仕事が進まなくなり、③またしても眠れない日々が続くようになってしまい、④アルコールと処方薬を一緒に飲むという禁止事項までやるようになってしまった。Aさんの様子がおかしくなってきたことに今度は妻も部下も敏感に気づいたが、Aさんは従来の「大丈夫、大丈夫」という軽口を叩くばかりで、部下には「上の者に余計なことを言うんじゃないぞ」とやはり口止めをしたのである。しかし、こうした秘密づくりは、結果的にAさん自身のプレッシャーを増すばかりで、逃げ道を自分から塞ぐような状況となってしまったのであった。

#### (7) ストレス状態：危機への結実因子

部下が進言するまでもなく、上司はAさんが仕事をこなせていないことに気が付いた。そして、Aさんに無理をしないようにと助言をしたのだが、この時、Aさんは「大丈夫ですから」と上司に食ってかかり、あくまでその仕事を自分が引き受けると宣言をした。しかし、①仕事のタイムリミットを勘案して、上司はAさんにはその仕事を締切までに仕上げることはできないと判断し、Aさんと話し合うことをせずに、一方的にその仕事の担当者をAさんの部下である主任に変更してしまったのである。Aさんは汚名返上・名誉挽回どころか、メンツを潰されて恥ずかしいという思いと、そんなにも自分は無能なのかという思いに圧倒されてしまい、無断欠勤をするようになってしまった。

#### (8) 危機状態

しかし、ひとたび秘密を作ってしまったがために、妻にもカウンセラーにも主治医にも自己判断で仕事を進めてしまったこと等を打ち明けることができず、朝出勤するふりをして家を出て、喫茶店で無為に過ごすという状態が1週間ほど続いたのであった。この時のAさんには父親と親友の自殺ばかりが思い出された。父親と親友の命日は奇しくも近い日であり、そして、①父親の命日にAさんは失踪してしまったのである。妻は心配だけでも大人であるし暫くすれば帰ってくると信じたようであったが、カウンセラーと主治医に説得され、すぐさま捜索願を届け出た。しかし、家族も会社もAさんと全く連絡を取れない状態が1ヶ月も続いた。

誰もが最悪の事態を考え始めたある日、Aさんから妻に電話が入った。「どこにいるの？」と問いただす妻を無視して、Aさんは家族と会社に迷惑をかけたことを詫びた。妻の話によると②Aさんは呂律が回らず酔っぱらっているようだったが、話しぶりは妙に落ち着いていて、そのことが却って恐ろしかったという。③必死にAさんに帰ってきてもらいたいと妻が伝え続けると、Aさんは泣きながら「もう死ぬしか方法はない」と訴えるものの、どこか妻の慰めの言葉を待っているようでもあったという。結局、Aさんは「明日、青木ヶ原の樹海で首を吊る」と言って電話を切ってしまった。

妻はすぐさま現地に駆け付け、地元の警察官に事情を話し、一緒に捜索をしてもらった。半日探し回ったところで、うずくまって凍えているAさんを無事に保

護したのであった。A さんの話によると、④首を吊るために用意した紐が切れてしまい、地面に落下して足首を痛め、そのまま動けずにいたとのことである。すぐさま、救急車で病院に運ばれ、片足首の複雑骨折と診断された。その後、A さんの自宅近くの病院に移り、1ヶ月の入院となった。

### (9)危機介入

①筆者はコンサルタントとしてカウンセラーにカウンセリングを集中的に行うことを提案し、カウンセラーはAさんの入院先の病院の許可を得て、その病院内で週に3回のカウンセリングを実施した。②カウンセラーは入院直後のAさんが妙に明るいので訝しんだ。しかし、③退院が近付くと、Aさんはカウンセラーに沈痛な面持ちで「もはや会社に戻ることはできない。何もかも自信がない。家族ともうまくやっていけない。…やはり死ぬしかない」と涙ながらに不安を訴えるようになった。退院後は、会社も対応に苦慮し、取り敢えず更に1ヶ月間の休職とした。自宅に戻っても、Aさんは「会社に迷惑をかけたから辞めるしかない。もうお前たちを養っていけない。申し訳ないが子ども達の養育費も出せない。こんな不甲斐ない自分は死ぬしかないのだ」と言い張っては、妻を困らせた。一方、会社も元の部署に復帰させるべきかどうか困っていた。④妻と上司から相談を受けたカウンセラーも行き詰ってしまい、コンサルタントである筆者にアドバイスを乞うてきた。

### (10)新しい対処方法の拡充期

筆者はコンサルタントとして、カウンセラーに以下のように段階的に進めるべきことをアドバイスした。第1ステップ：Aさんのうつ病が再発しているので主治医と共にうつ病の治療を第一に行うこと、つまり、Aさんの休職を延長して静養させながら薬物療法とカウンセリングを継続すること。第2ステップ：Aさんの会社に対する本音と会社のAさんに対する本音をしっかり聞き取ること。第3ステップ：カウンセラー同席の元でAさんと上司が話し合う時間を設けること。①カウンセラーはまずは「うつ状態にある時には重大な判断は保留すること。また、辛いけれども今までの経過を振り返りましょう」と粘り強くAさんを説得した。最初は「死ぬしかない」の一点張りだったAさんだが、日が経つにつれ、「実家に帰って農業でもやるか」とか「子どもの成長を見届けたい」等カウンセリングでの

話に幅が出てくるようになった。Aさんは家庭では、「家族の皆に迷惑をかけてごめんな。仕事のことぐらいで死のうなんて、お父さんが馬鹿だった。何があってももう『死のう』なんて思わないよ。つらくなったら家族である皆に相談するよ」と宣言をしたとのことであった。②この頃から、Aさんはカウンセラーや上司や家族に弱音を吐くようになった。

続いて、主治医から見てもうつ状態が軽快してきた頃を見計らって、カウンセラーはAさんに会社に対する本音を問うた。すると、Aさんは「せつかく入った会社なので辞めたくはない。但し、こんなトラブルを起こしておいて、どんな顔で会社に向いたものか…」と本音を打ち明けた。カウンセラーは、Aさんの許可を得て上司と面談をし、会社側のAさんに対する本音を聴きだした。上司の話によると、会社側は「Aさんの能力も人柄も高く買っている。但し、元の部署に戻すことは会社としても恐ろしくて出来ない。そこで、系列会社に出向させて、そこで係長とする案が出ているが、そうすると給与が下がってしまい、実質的な降格に相当するのでAさんのプライドを傷つけるだけなのではないかと心配もしている」とのことであった。

続いて、カウンセラーは、Aさん、上司、人事部長を交えての面談を提案し、実施した。Aさんがおずおずと「会社は辞めたくないが、迷惑をかけた以上、それなりの処分は覚悟している」と述べると、③人事部長は「あくまで病気のせいなのだから、処分などしない。元の部署に帰りたいか？それとも系列会社に行ってみないか？そこはデータを扱う仕事ではなく、あなたの得意な人と関わる仕事。但し、本社勤務に比べて給与はかなり下がってしまう。また、会社としてはあなたの能力を高く買っている。将来的には、本社に戻ってきて欲しい」と率直にAさんに伝えた。Aさんは「少し考えさせてください」と述べ、会社への回答は一週間後となった。

Aさんは主治医に「うつ病というものは治るのでしょうか？またあんな状態になるのだとしたら、会社には戻れない」と打ち明けた。④主治医は「まずは、自己判断で薬を止めたりせず、私が『そろそろ薬を減らしましょう』とか『そろそろ薬を止めましょう』と声をかけますから、焦らずに待っててください。そして、考え方の癖とか行動の癖を改善するために、カウンセリングを継続してください。そうしていればまず再発はあり得ない」とアドバイスした。⑤主治医の話を書き添いで聴いていた妻が「私が服薬やカウンセリングのス

スケジュールの管理をするから、まかせておいて」と言う。Aさんは「ありがとな、これからはまずはお前に弱音を吐くよ」と苦笑いをした。また、⑥Aさんはカウンセラーに、「実は私は相手が男性だと身構えてしまう。その場では『はいはい』と頷いていても、心の中では『自分の判断の方が正しい』と考えてしまっていた。振り返れば、職場でも家庭でもカウンセリングでも虚勢を張っていたんですね。これからは相手に素直に心を開こうと思います」と語ったのであった。

### (11)より健康的な平衡状態

①Aさんは「系列会社に出向する」という結論を出した。元の部署に荷物の整理をしに行き、挨拶をした時には声が震えたと言うが、「皆が『体調には気を付けて。無理をしないで』と気遣ってくれたことが、本当に有り難かった」と語った。そして、Aさんは新しい職場では3ヶ月の7割勤務からスタートし、その後本格的に復職をし、②復職後1年続いたカウンセリングも終結となり、その後数年間、何事もなく過ごしている。

### (12)プリベンションのためのポストベンション

①Aさんにまつわる一連の出来事は、会社全体を大きく揺さぶった。特に人事部は「人一倍元気に見えた人がメンタルヘルス不全になってしまったということは、私たち働く者の誰もがそう成り得るといことだ」と認識を持つに至った。そこで、人事部は、筆者を講師として招いて、まずは②管理者を対象に「メンタルヘルス研修会」を開催した。続いて、本社内にあるホールを開放して、社員のみならず一般の人受講可能として、「メンタルヘルス講演会」を開催した。これには多くの社員が参加し、配偶者同伴で受講した者も多く見られた。更に、産業医からの提言もあり、③外部EAPとの提携を検討中であるとのことであった。

## 2. 自殺を図る者の心理と行動に関する考察

### (1)問題の予兆を孕んでいる時期

Aさんが関わった人物の関係を図1に示す。この図を見て社会心理学の有名な図を思い返した人もいであろう。この図は社会心理学者のロバート・カーン (R.L.Kahn) とトニー・アントヌッチ (T.C.Antonucci) による「コンボイモデル (convoy model)」を援用して作成したものである。人間の一生にはここに書き出した以上の援助者すなわち「人生の護衛団 (convoys over

the life course)」が必ず存在するのである。この事例に際しては、筆者とカウンセラーがコンサルタントの体制を組み、カウンセラーとAさんはカウンセリングの体制を組んだ。そして、カウンセラーが中心となって「連携：リエゾン (liaison)」の体制が組まれたのである。

さて、人は問題が生じる前からその予兆ともいえるべきものを持っている場合がある。そのため、心理臨床においてはクライアントの成育歴や性格傾向や行動パターンを十分に把握するのだが、Aさんの場合はどうであったらうか。①自殺は遺伝するのであろうか。自殺という破滅的な行動を取らせる遺伝子の存在は解明されていないが、うつ傾向、アルコール依存傾向、衝動性が高い傾向等は遺伝するであろう。また、身近な人の自殺を学習してしまい、同じ死に方 (Aさんの場合は縊首) を選ぶということも考えられる。日本を代表する自殺予防の研究者である精神科医の高橋祥友 (2004)は、臨床の現場では“自殺の危険の高い子どもの後ろには、自殺の危険の高い親がいる”もしくは“自殺の危険の高い親の後ろには、自殺の危険の高い子どもがいる”という認識が必要であると説いている。②「大丈夫、何とかなる」という楽観的な考えは時には大切なのだが、現状と対決せずに回避しているとも解釈することができる。「時が解決してくれる」とか「いつの間にか良くなる」という発想だけでは、問題が生じた時の対処スキルが開発されないという事態を招き得るので注意が必要である。

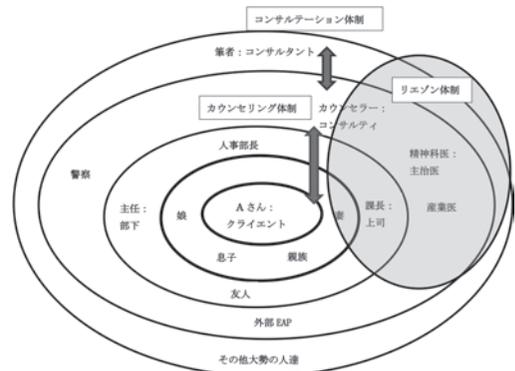


図1. Aさんの危機とその援助  
(カーンとアントヌッチのモデルを基に作成)

③精神分析の立場を取らずとも、「転移 (transference)」と「逆転移 (counter transference)」についてカウンセラーは熟知している必要がある。Aさんは、

後の供述でも明らかになったが、自分より年下の男性のカウンセラーに対しても転移感情を抱き、表面上は従順な素振りを見せながらも内心では反発していたのであり、それを敏感に感じ取ったカウンセラーもまたAさんに内心では反発していたのであった。治療関係の恐ろしさは、その関係性の中であってはそれがそうとは気づかないことである。筆者がコンサルタントとして転移と逆転移を指摘した時に、カウンセラーが「腑に落ちた」と振り返ることができたのは幸いであった。④「大丈夫、大丈夫」というアバウトな性格なのであるから、この仕事はAさんにとっては適性のないものであったと言える。⑤「うつ病 (depression)」では「統合失調症 (schizophrenia)」のような派手な妄想は抱かないが微かな妄想を抱く事が多々ある。Aさんはうつ状態が悪化した時には「貧困妄想 (delusion of poverty)」がひどくなりカウンセリングにおいて頻繁に「35年ローンは無茶だった。払いきれない。破産するしかない」と激しい不安と焦燥感を訴えたのであった。

## (2) ストレス状態：警告反応期

セリエはストレス状態が時間の推移と共に発達の的に変化するとした。ストレス状態の最初の段階が警告反応期である。言わば心と体がSOSのメッセージを発している時期であり、この時期であれば「セルフケア (self-care)」を行うことでよりひどい状態に至ることを防ぐことができるのである。しかし、Aさんの場合は自分を構うよりも仕事を優先してしまったのであった。①この時期に昇進をしたことはAさんにとって不幸であった。我が国では「昇進うつ」とか「出世うつ」と言う言葉があるほど、働き者にとって出世はストレスフルな出来事なのである。②警告反応期に最も現れやすいものが睡眠障害である。Aさんの場合は、寝付きの悪さに加えて、必要もないのに夜間に何度も目覚めるという「中途覚醒 (nocturnal awakening)」が生じており、疲れているのに眠れないという状態に陥ってしまった。③この時に身体的検査をしていないので判断しかねるが、心身の疲弊が「パニック発作 (panic attack)」を引き起こしたと考えられる。パニック発作は身体的な問題ではなくストレスに由来する症候群である。④このような不安を「予期不安 (anticipatory anxiety)」と言い、パニック発作そのものよりも人を苦しめる。⑤不眠に対して寝酒という対処が取られることが多々あるが、アルコールは覚醒作用があるので、

余計に眠れなくなる。しかし、この対処にこだわっていると酒量が増す結果となる。産業メンタルヘルスにおいては「二日酔い状態で仕事に出る」という事態は非常に危険な状態にあると判断すべきである。⑥成人がダイエットをしている訳でもないのに周囲から見ても明らかなほど痩せてしまった場合は、身体疾患か心の病を想定すべきである。⑦うつ状態になると集中力と判断力が低下してしまい、本来であればクリアできる仕事でミスをするようになってしまう。⑧我が国では未だに精神科受診に偏見を持っている場合が多く、特にAさんのようなエリートコースを歩んでいる人ほど「精神科なんかにかかったら、出世の道が閉ざされる」と思い込んでいる場合がある。

## (3) ストレス状態：抵抗期

セリエはストレス状態において警告反応期を無視すると、抵抗期に入るとした。抵抗期では人はストレス状態を我慢するようになってしまうのである。①Aさんも心身の警告に抵抗して無理をしてしまった。②健康な精神状態であれば受け容れるはずの理不尽さに対して、うつ状態になるとその耐性が弱まってしまう。理不尽さを受け容れられないと、それは怒りや恨みに代わる場合があり、人柄が変わってしまったように見える時は心の病を想定すべきである。③うつ状態にある人は助けを求めているにも関わらず、それとは裏腹に人付き合いを拒絶する。④親友の自殺とは本当に悲運としか言いようがないが、Aさんの精神状態が健康であれば仲間と共に乗り越えられたはずである。うつ状態にある時には、お気に入りのコーヒーカップが割れただけでも、絶望的な気分になってしまうのである。⑤自殺を考えている人は必ず自殺をほめかす。しかし、冗談めかして言う場合が多いので、周囲の人も本気にしないことが多々ある。

## (4) ストレス状態：疲憊期

①ストレス状態が悪化し続け、うつ状態が最もひどい時には、何もできない。周囲の助言や指導に抵抗することもなく、ひたすら布団に横臥するような状態が続く。更に言うならば、うつ状態が最もひどい時には、自殺をする気力も体力もないのである。②ひどい状態に懲りると、人はしばらくは慎重になる。実際、寝込んでしまうほどのうつ病であれば、再発予防のためにも、回復後もしばらくの静養を取ることが無難である。③うつ病自体は薬物療法と静養により回復しやすい。

しかし、うつ状態になる思考パターンや行動パターンが改善されなければ、再発しやすいので、薬物療法とカウンセリングを併用することが大切である。

#### (5) ストレス状態からの回復期

① Aさんが語りにくかったのは、カウンセリングにおいて転移・逆転移が生じていたせいもあるのだが、所謂「大の男」が特に悲しみや苦しみ等のネガティブな気持ちを言葉にすることは大変な労力を要する。しかし、臨床社会心理学者のジョン・ハーヴェイ (J. Harvey) (2002) は、悲しみに言葉を与えることがその人の人生の再生に繋がることを指摘しているし、臨床心理学者のやまだようこ (2000) は、“自分にとって深い切実な体験であればあるほど、ことばにすることは難しく、とても物語ることなどできないのがふつうです。(略) 語れない、語りたくない、しかし、そういう体験をするときほど、物語が必要になることもまた事実でしょう。それが、幸せな物語よりも、不幸な物語のほうが世の中にみちあふれている理由です。そして、そういう体験をするときほど、私たちは孤独ではいられず、自分の体験を共有してくれる誰かを求めます”と述べ、苦しみを言葉にしてそれを誰かと共有することの大切さを説いている。こうした機能を持つ人と時と場がカウンセリングなのである。②「大丈夫、大丈夫」というこの元気が正に Aさんのこれまでの在り方だったのだが、このパターンを繰り返したのでは破綻は目に見えている。ここでカウンセラーが心配になったのは、このカウンセラーが有能だったからである。③コンサルテーション (consultation) とは、2人の専門家の話し合いのことである。一方をコンサルタント (consultant) と呼び、もう一方をコンサルティ (consultee) と呼ぶ。コンサルタントとしての筆者は、カウンセラーであるコンサルティの専門性を重視してその力が十分に発揮できるようにアドバイスを行ったのである。④復職しても簡単な仕事では本人のプライドが傷ついてしまうし、難しい仕事では本人が挫けてしまう。この匙加減が非常に難しいと言える。

#### (6) ストレス状態：危機を招く難問発生状況

キャプランは、ストレス状態がピークに達した時のことを「危機 (crisis)」としたが、危機に至るまでには難しい問題が次々発生する状況が生じる。これを「難問発生状況 (hazardous environment)」とした。①ビクビクがあまりにひどいようならば、3割勤務にする

など、柔軟に復職プランを立て直す必要がある。②調子が良くなってくると本人は汚名返上・名誉挽回とばかりに必要以上に張り切ることがあるが、復職プランは崩さないほうが賢明である。また、治療者に対してひとたび秘密を作ってしまうと、嘘で塗り固めることになり、精神衛生上も治療上も非常に好ましくない。③再発においても睡眠障害が真っ先に現れる場合が多い。④アルコールと向精神薬の同時服用は絶対にしてはならない「禁忌 (contraindication)」である。薬理効果が強まる等の予測不能の事態が生じうる。

#### (7) ストレス状態：危機への結実因子

キャプランは、難問に対して万策尽きた時に追い込むような出来事が生じるとし、これを「結実因子 (precipitating factor)」とした。①話し合いもなしに仕事を取り上げられたことが、Aさんを危機に追い込む結実因子となった。この事態に対して Aさんはもはや何も手を打つことはできず、万策尽きた状態となったのである。

#### (8) 危機状態

①心理的な危機状態の中で失踪することを「遁走 (fugue)」と呼ぶ。これは「逃げ出す」という生易しいものではなく、「解離 (dissociation)」と言って、記憶が欠落したり感情の鈍麻が現れたりといった精神症状を伴うのである。Aさんも遁走中の記憶が曖昧で、「気が付いたらホテルで酒を飲んでいて」と語ったという。②飲酒は「タガを外す」という作用がある。つまり、衝動性が亢進されそれに抗いきれなくなるのであり、自殺の危険性が増す。③自殺を企てる人は「今の絶望的な状況から抜け出すこと」が目的であって、「死ぬこと」を目的には決してしていない。妻に電話をかけて寄こしたのも「生きたい。助けて欲しい」というメッセージだったのである。④自殺を企てる人は身近な人の自殺方法を真似る場合が多い。Aさんの場合は父親と親友の縊首であるが、自殺の“手段の選択には無意識的な心理が関連する”(高橋、2004)。また、このように未遂で終わったことは Aさんにとって本当に幸いであった。心無い人は「自殺未遂者はどうせ死ぬつもりなどない。Aさんもわざと切れやすい紐を用意したのだろう」等とうがった見方をする場合があるが、自殺が未遂に終わったのは「些細な偶然に左右された幸運な結果」と考えるべきである。なぜなら、自殺が遂行されてしまえば、まさに「取り返しがつかない

い」からである。

### (9)危機介入

Aさんの危機状態は何も改善されていない。自殺未遂後も危機は尚も続くのであり、この時期を逃さずに「危機介入 (crisis intervention)」を行うべきである。①高橋 (2004) によると、「自殺未遂に及んだ人は、そうでない人に比べて、もしも何らかの適切な手立てが取られなければ、今後も同じような行動を繰り返して、結局、自殺で命を失ってしまう率がかなり高い」のである。カウンセラーは「Aさんもこれに懲りてもう馬鹿な真似はしないだろう」と考えたのであるが、筆者はカウンセラーに自殺未遂直後だからこそその「集中的な治療 (intensive therapy)」の必要性を説いた。例え病院の中であっても、首を吊ろうと思えばいくらでも出来るのである。②筆者も自身でカウンセリングを行った自殺未遂の事例で経験しているが、自殺未遂直後の人の中には妙にハイテンションになる人がいる。高橋 (2004) も妙に明るく振る舞ったり、昂揚感さえ覚えている人がいると報告しており、更に、太宰治の自伝的小説『道化の華』の一節を紹介している。心中を図り自分だけ生き残った男性が病室で友人とトランプに興じ、冗談を言い合っているという場面である。しかし、援助者は、自殺未遂者のこうした言動に騙されてはならない。その証拠に、④Aさんは退院すなわち現実を前にすると再び「希死念慮 (suicidal idea)」を抱くようになってしまった。④命は掛け替えが無い。援助者が自殺の恐れのある人を一人で抱え込んだ挙句に、自殺が遂行されてしまったら、その援助者もまた自殺してしまう可能性すらある。重篤な事例に際して、カウンセラーはコンサルタントやスーパーバイザー (supervisor) からアドバイスを受けながら援助を進めるべきである。

### (10)新しい対処方法の拡充期

危機状態から脱出するためには、問題に対して今までは違う「対処方法 (coping skill)」が使えるようになる必要がある。①まずはうつ病治療を優先させて、うつ状態が改善されて来たら、Aさんの「大丈夫、何とかなる」という熟慮のなさや、アルコールによる葛藤回避や、対男性に対する過度な身構えや、プライドを保つために嘘で塗り固めてしまう等の従来の対処方法を見直したのである。②これまでの人生で「明るいリーダー」を演じてきたAさんであったが、「弱音を吐

く = 苦しさを訴える」という新しい対処方法を身に付けたのであった。③長引く不況の折、このような寛大な会社は少ない。現状としては、会社側は暗に退職を仄めかし、本人も居づらくて退職してしまうことの方が多だろう。その場合にあっては、カウンセラーは本人が自立して歩んで行けるような援助をする必要がある。④主治医の説得により、Aさんの治療へのコンプライアンス (compliance) が向上し、アドヒアランス (adherence) の姿勢で自らも治療に参加するようになった。⑤社会生理学者のトーマス・ホームズ (T.H. Holmes) の研究によると、強いストレスを生じさせるライフイベントの上位3位までが配偶者とのネガティブな関係であった。配偶者が本人と敵対すると事態は非常に難しくなる。逆に言うと配偶者ほど心強い味方はいないのである。⑥父親との関係はAさんにとって言わば「トラウマ (trauma)」であり、トラウマは「反復 (repetition)」されやすく、持続的にその人を苦しめやすい。しかし、Aさんはカウンセリングによって「内省 (reflection)」が促され、自らの人間関係の在り方の根源を見つめ直し、トラウマの反復を克服すると宣言したのである。

### (11)より健康的な平衡状態

①現実的な選択肢の中から本人が主体的に選んだ結果であれば後悔は少ない。②カウンセラーは「また何かあったらいつでもいらっしゃい」と声をかけたとのことで、「オープンエンド (open end)」である。また、終結後のある日、カウンセラーの元にAさんから「スマイルマーク」が描かれ「順調」とだけ書かれた葉書が届いたとのことである。Aさんが危機を乗り越えて成長した様子が伺える。

### (12)プリベンションのためのポストベンション

①高橋 (2004) によると、自殺者が一人出ると、その人に近い5人に非常に強いインパクトを与えよう。更に、その5人に近い人にもインパクトを与えようとしたら、100人規模の事業所全体が揺さぶられることになる。②筆者の経験上、まずは管理者にメンタルヘルスの実情を知ってもらい、トップダウン式の気遣いをするのが有効である。ボトムアップ式に現場の者が苦しみを上の者に伝えても、上の者は「仕事に苦しみはつきものだ」と片づけてしまう場合があるからである。③「EAP (employee assistance program)」とは従業員が利用できる産業カウンセリング等のメンタ

ルヘルスサービスのことである。事業所内部にカウンセラーを配置する場合もあるが、日本では外部機関に委託するが多い。さて、自殺においては事前予防すなわち「プリベンション (prevention)」が最も大切である。なぜなら死は取り返しがつかない事態なので、その場その時の介入すなわち「インターベンション (intervention)」の実施が困難だからである。プリベンションと同じく重要であるのが事後対応すなわち「ポストベンション (postvention)」である。本節冒頭で述べたように自殺あるいは自殺未遂は周囲に多大な影響を及ぼすため、ポストベンションをしっかり行うことが重要である。筆者は100人規模の事業所で全従業員を対象としたポストベンションを何度か行ったことがあるが(数回に分けて全従業員に実施するのである)、参加者からは「同僚が自殺をして会社に不信感を抱いていたが、事後対応をしてくれて幾分解消された」とか「顔見知りの人が自殺して、何故だか毎晩涙が止まらなくなったが、それは当然の反応と聞いて安心した」とか「自殺をタブー視して誰もが触れない話題となっていたため、職場の雰囲気が徒に重苦しくなっていたが、自殺の問題を直視してその重みを正当に受け止められるようになった」等の意見が寄せられた。

### おわりに：自殺予防に向けて

本稿で紹介した A さんはストレス状態が悪化し続け、うつ病になってしまった。実際、内閣府(2011)の分析によると、2010年度において自殺の原因・動機が分かった場合、「健康問題」が最も多く67.0%で、次いで「経済・生活問題」が31.6%であった。「健康問題」の内容については、「病気の悩み・影響(うつ病)」が44.4%と最も高かった。うつ病に関しては、医療機関を受診していない場合も多いので、未受診者を含めるとこのパーセンテージはもっと高くなることは容易に予想される。産業の現場ではメンタルヘルス不全者を的確に把握して、早期に介入をすべきである。そのためには、メンタルヘルスの不全を「甘え」や「怠け」等と見なす偏見をなくし、心身の不調を抵抗なく打ち明けられる職場風土が必要である。

考察の最後に述べたように、自殺問題への取り組みで最も重要であるのは事前予防である。ストレス状態の多くがうつ状態を引き起こすのであるが、ストレス状態の推移と危機状態の発生および理想的な介入時期についてのモデルを図2として示す。

ストレス状態およびうつ状態は、比較的、誰もがな

りやすく、また一時的な問題として過ぎ去ってしまう場合も多い。しかし、ストレスフルな環境要因が改善されないまましていると、うつ病にまで至ってしまうことも大いにあり得る。そして、うつ病(ストレス状態の疲憊期に相当する)からの回復には多大な援助を必要とする。従って、問題を解決しやすい初期段階であるストレス状態およびうつ状態の時期に介入がなされるべきである。また、うつ病は必ず治る病気であるが、回復期で少し元気が出てきた時こそ、自殺を執行してしまう恐れがあることを十分に関係者は把握しておく必要がある。

命は掛け替えがなく、自殺は取り返しのつかない事態である。大勢の人が働く大企業であっても、小規模の事業所であっても、1人でも自殺者を出してはならない。対策として重要なことは、プリベンション・インターベンション・ポストベンションの体制を組織がしっかり打ち立てることと、メンタルヘルス不全者に対するケアを複数の援助者が連携してしっかり実施することである。

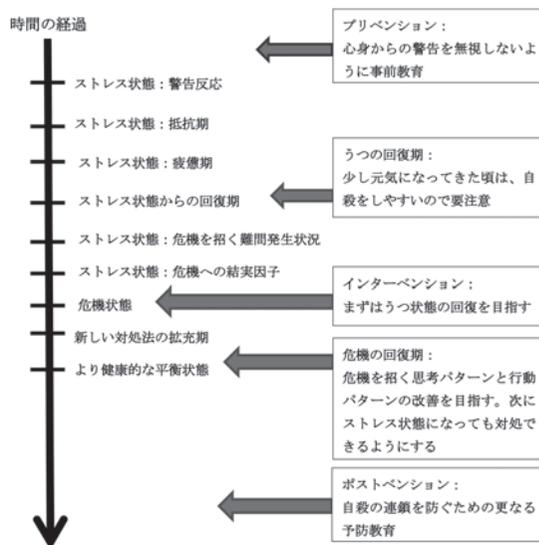


図2. ストレス状態の継時変化と援助のポイント

### 参考文献

- 天野馨南子、世界最高水準の自殺率の構造を探る、ニッセイ基礎研究所 REPORT、東京、2005。  
 ハーヴェイ、J. H.、安藤清志監訳、悲しみに言葉喪失とトラウマの心理学、誠信書房、東京、2002。

- (J. H. Harvey, Give Sorrow Words: Perspectives on Loss and Trauma, Philadelphia, Routledge, 2000)
- 警察庁、平成22年中における自殺の概要資料、平成23年警察白書、東京、2011。
- シュナイドマン、E. S.、白井徳満・白井幸子訳、自殺者のこころ そして生きのびる道、誠信書房、東京、2001。(E. S. Shneidman, The Suicidal Mind, Regina Ryan Publishing Enterprises, Inc, New York, 1996)
- 高橋祥友、自殺未遂「死にたい」と「生きたい」の心理学、講談社、東京、2004。
- 徳永雄一郎、中高年男性の自殺－現状と防止、最新精神医学、第12巻6号、pp521－526、2007。
- 内閣府、原因・動機別の自殺の状況、平成23年度版自殺対策白書、東京、2011。
- ネルソン、R. E.・ガラス、J. C.、那波かおり訳、友だちを自殺させないためにきみにできること、アスペクト、東京、1997。(Nelson, R. E. Galas, J. C., THE POWER TO PREVENT SUICIDE, Free Spirit Publishing Inc, Minneapolis, 1994)
- 大原健士郎編、特集「自殺防止」、最新精神医学、第14巻3号、pp269－276、2009。
- World Health Organization, Mental Health, Suicide prevention (SUPRE)、[http://www.who.int/mental\\_health/prevention/suicide/suicideprevent/en/](http://www.who.int/mental_health/prevention/suicide/suicideprevent/en/)、2011、(アクセス年月日2011年10月3日)。
- 山本和郎、危機介入、危機介入とコンサルテーション、ミネルヴァ書房、東京、2000。
- やまだようこ、喪失と生成のライフストーリー－F1ヒーローの死とファンの人生－、やまだようこ編、『人生を物語る－生成のライフストーリー』、ミネルヴァ書房、東京、2000。



# 地域生活に変化を与える日常生活 Risk 対処への一考察

A study on daily Risk solution for altering community life

長谷川武史  
Takeshi Hasegawa

## 目次

はじめに

1. Risk 対処の基本形

2. Risk 被害者の Risk 事象への理解（リスクコミュニケーション）

3. 予想出来る事象（Risk）と予想出来ない事象（危険）

おわりに

## はじめに

Risk とはその発生予見が可能なる事象のことであり、今日、保険・医療・介護・産業など様々な分野でこの Risk という概念が扱われ、その分野における Risk 対処への研究が行われている。日常生活上にも様々な Risk が存在し、人々は Risk からの被害の程度を自ら想定し、日常生活を営んでいる。自らで対処出来る Risk であればその対処を自ら行うこともあれば、Risk の中には、一度発生すると、生活環境自体の変化・転換を余儀なくされる事象も存在する。そのような Risk に対しては、Risk 被害を被る当事者の、その生活環境（地域）への愛着と、Risk をコントロール出来る専門者から提示される対策への理解（リスクコミュニケーションの場における双方の理解）が、具体的な対処策を決定していく大きな要因となっていると考えられる。特に東日本大震災以後の日本国内においては、この Risk への対処が想定される事態が数多く発生している。地震の発生に伴う津波や土砂崩れによる被害など、過去の歴史や教訓から被害を最小限に抑えることの出来た事例が存在する。しかし、今回の震災に関しては原子力災害の発生が世界的にも重篤な事態として存在しており、事態の重大さをより一層際立たせている。この原子力災

害の発生に伴う被害というのは、その全てが Risk として当初から当事者間において認識されていたかという、必ずしもそうとは限らない。

本研究では、Risk に該当する事象とそうではない事象に対して、それぞれどのような対処が取られているのか、事例を交えて報告する。また、本研究における Risk の定義は、ベックの定義である、「人間生活上の営みにおいて、自らの行動の責任に帰せられるもの」という概念に準拠していく。

また、一般的な Risk 学の定義を踏まえ、危険事象の発生予測把握が可能なる事象のことを「Risk」、発生予測把握が出来ず突如現れる事象を「Danger」としている。

## 1. Risk 対処の基本形

Risk 対処の歴史としては、化学分野における1970年代の発がん物質を中心とした、「有害な化学物質はゼロであるべきである」というゼロ志向の考えが生まれ、そこから高い安全性が求められていったのが本格的な研究の始まりである。発がん性など重篤度の高いと思われる事象について該当する化学物質の量に関係なく、その物質自体を管理し規制しようとするものであった。この考え方は、ダイオキシンや環境ホルモンなど、「疑

わしきは使わない」という「Riskゼロ」の考え方として現在でも存在している。

しかし、この「Riskゼロ」の考え方は、量的な影響に関する情報がなくとも、完全に規制することが可能であれば問題はない。だが、自然界にすでに存在する物質の場合、どの程度の量であればどのような危害が起こるか、どの程度の量までなら許容できるかの判断が必ずしも出来るわけではなく、対処目標や方策を定めることは困難である。

1980年代に入ってからは、「全ての化学物質は何らかの有害性を有しており、有害になるか否かはその量に依存する」という、「影響の量依存性」の考え方が議論され始めた。この考え方とは、化学物質を単に発生の土壌として存在する量的多さで判断するのではなく、その化学物質が影響を受ける対象（対ヒト、対生態系、対設備など）と、どのような状況で接触しているかという点を加味した影響の大きさを含めて評価し、その相関の中で許容できない領域に存在するものを、何らかの手段によって許容できるレベルまで下げようという「Risk管理」の考え方であった。つまり、どれだけ危険性のある物質がそこに存在していようとも、その物質に遭遇する可能性を低下することができれば安全は確保できる。逆に、危険性のある物質が例え小さくとも、遭遇する可能性が高い場合にはそれに対する対策を講じる必要が出てくる。

これらの一連の方法が確立したのは、松崎早苗(2002:1038)によると、1983年の全米科学研究評議会報告の中で使われていた用語や危機管理の流れが社会一般に浸透していったのが、その始まりであるとしている。

その危機管理の流れというのが、Risk解析である。著者の以前の報告（長谷川武史2010a:31）でも述べたが、基本的なRisk対処は、3つの過程を経て行われていく（図1）。①「リスクアセスメント」によるRisk発生の要因と、発生時の損益把握に基づき、②Riskの適切な制御方法を「リスクマネジメント」において検討・決定し、③「リスクコミュニケーション」の場において、Risk事象を取り巻く関係者に対し、その決定内容に妥当性があるかの協議、方向性の決定を行う。リスクコミュニケーションにおいて決定された対処策の実施結果を踏まえ、再度①「リスクアセスメント」へ戻るといった循環によって構成されている。

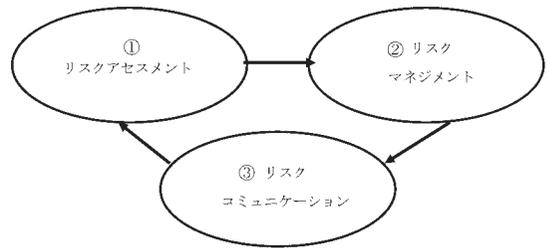


図1 リスク解析の流れ

Risk解析を実施するうえで重要なのは、Risk事象の発生を恐れて未然防止のみに終始するのではなく、具体的な影響を可能な限り明らかにし、Riskを最大限許容し得られる利益を最適化するほか、Risk解析の中で生じる対処行動の蓄積やそれ自体の経験による対処能力の向上等、循環から得られる恩恵を最大限享受することである。つまりRisk解析は、知覚の困難さを補う技術であり、1つの現象の要因と影響を可能な限り明らかにしていく技術である。

人がとる行動とは、ある事柄に対する利益と損失のバランスを考慮した結果である。毎日、接する様々な事柄を瞬時に比較し、行動の取捨選択を行うことで人は生活を営んでいる。Risk解析とは、専門家のみが取ることの出来る方法ではなく、人々が行う日々の行動の判断と決定、それ自体もRisk解析であるといえる。

## 2. Risk被害者のRisk事象への理解 (リスクコミュニケーション)

Risk解析の一過程として取り上げたリスクコミュニケーションであるが、この場が最終的なRisk解析の結果を左右する場であり、Riskへの対処策を決定づける重要な過程である。リスクコミュニケーションとは、片桐純平（1998:3）が指摘するように、正確な情報に関係者全てが共有し相互に意思疎通を図ることである。リスクコミュニケーションの場では、すべての人が重要な役割を担う。実際にリスクアセスメントやリスクマネジメントを行う専門家はその結果や対応方法を伝える情報の送り手として、一般の市民やマスメディアなどはその結果や提案に対する考えや、不安・不信感などを表す情報の受け手である。同時にその受け手側の情報を送り手側が知ることができることから、双方向に対しての情報共有の場でもある。

リスクコミュニケーションの意義に関して、石原孝二（2004:93-94）は、専門家としてのバイアスがRisk

判断には掛かってしまうため、広い視点による検討が必要であるとしている。また、中西準子（2005：244）は、ある Risk に関して、実際の危険性、専門家の判断、一般の判断は、実際の影響を中心に3つの円に表すことができると述べている。実態としての Risk を A、専門家が想定する Risk を B、一般の人が抱く Risk の大きさを C とする。すると、C は B より大きく、B は A より大きい円で表されるとしている（図2）。また、U. Beck も、同様に1つの Risk が文化や立場、あるいは対処検討過程を経ることで「ある者には竜のように大きく、ある者にはミミズのように小さく現れる」（U. Beck 2003：77）というように、その Risk 事象との関係で、Risk への印象には多様性があることを述べている。

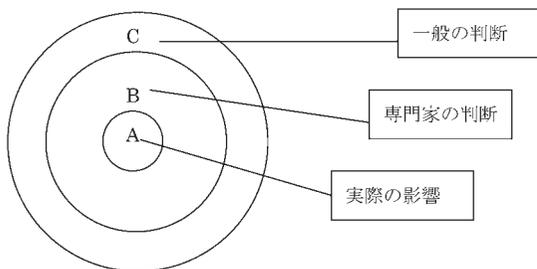


図2 各関係者の Risk 影響の把握程度

また、船橋晴俊（2011）は、環境問題の視点から本研究で捉えている Risk に関する指摘として、以下のよう

- ・「新しい環境問題が出てきたとき、すぐに解決策が見つかり、社会全体が合意して対策が進むほうが珍しい。（中略）環境問題が見つかり、原因が絞りこまれ、対策が進められる過程では、つねに論争・対立がつきまとう。（185頁）」
- ・「新しい問題が注目を集め、研究が進み、対策が練られるなかで、高度な知識や技能をもった専門家と呼ばれる存在が出てくるのである（187頁）」
- ・「どんなに大きなリスクが潜んでいても、誰かがそこに問題があると声を上げない限り、そもそも問題がないことになってしまう（188頁）」

船橋と中西の指摘を踏まえると、今まで想定していなかった新たな問題発生の場合や、分析するデータが少ない場合は、Risk からの正確な影響を導き出すことが難しくなる。G. Smith ら（2003：38）が「リスク嫌いに関する傾向は自然かつ健全である」と述べているように、人間は基本的に Risk からの影響を過小評価する

よりは、余裕を持ち過大評価する傾向にある。この場合の結果として、B「専門家の判断」を大きく見積もることになり、それに伴い C「一般の判断」も大きくなり、最終的に Risk 被害者の不安を増大させることにつながる。そのような状態が当初あったとしても、次第に B「専門家の判断」として Risk 解析の結果等のデータや経験の蓄積が進むにつれ、A「実際の影響」に近い大きさまで B「専門家の判断」が接近し、Risk からの影響が可能な限り詳細に把握出来ることで、適切な関わり方が見えてくると考えられる。

またリスクコミュニケーションが適切に行われなかった場合も、過剰な不安を与えた結果、C「一般の判断」が大きくなってしまふ。どのような Risk に対応する場合も、C「一般の判断」が大きい場合、対処策の決定に際して大きな影響を及ぼし、適切な Risk 解析を行うことはできない。また情報を制限し、あるいは全く情報を伝えない場合は、逆に Risk 事象への認識自体が形成されなく、Risk 被害者の問題意識や危機意識が形成されない可能性がある。正確なリスクコミュニケーションの実施が Risk 解析においては非常に重要にある。

正確なリスクコミュニケーション方法の1つとして、船橋（前掲）が述べている「環境破壊を克服するために必要な諸課題」の項目を援用することが出来るのではないかと考えている（表1）。

この項目は、水俣病などの過去の公害問題を解決していく条件として提示され、環境正義の概念、およびそこから導きだされる規範的諸原則を包括的に網羅している。Risk 解析の視点からこの項目を見ると、リスクアセスメントとして求められる発生要因と、発生時の損益把握については、「A1」「A2」によって、リスクマネジメントの場において求められる適切な制御方法については、「B1」～「B4」、「C1」「C2」によって、リスクコミュニケーションの場において求められる、関係者に対する対処策の妥当性協議、方向性の決定については、「C1」～「C2」および「D1」「D2」の項目が、それに該当する。

公害問題のような被害が広範囲・長期間影響が持続する Risk に対しては、上記の項目に対する明確な方法・対策を示すことが出来れば、解決に向けて求められる Risk 解析の内容が網羅されている。何らかの阻害要因があるとすれば、この項目のいずれかに支障が生じていると捉えることが出来る。その阻害要因が明確化することにより、その後の Risk 解析の中での課題が明らかとなり、より効果的な対処策を用意していくこと

表1 環境破壊を克服するために必要な諸課題（環境ガバナンスの実現）

(参照：船橋晴俊 編 「環境社会学」24頁)

- |     |                                  |
|-----|----------------------------------|
| A   | 原因の究明                            |
| A 1 | 原因物質（病因物質）の明確化                   |
| A 2 | 汚染源あるいは責任主体の明確化                  |
| B   | 被害の防止                            |
| B 1 | 汚染食品の摂食禁止による直接的被害の防止             |
| B 2 | 汚染の停止による直接的被害の防止                 |
| B 3 | （貧困や差別や偏見などの）派生的被害と派生的加害の防止      |
| B 4 | （正当な補償要求の拒絶という形での）追加的加害と追加的被害の防止 |
| C   | 被害からの回復                          |
| C 1 | 汚染された環境の浄化                       |
| C 2 | 被害者への補償と生活再建                     |
| C 3 | 加害者による謝罪                         |
| C 4 | 地域コミュニティにおける和解                   |
| D   | 教訓を学ぶこと                          |
| D 1 | 同様の環境破壊の禁止                       |
| D 2 | 学ぶべき教訓の明確化とその伝達                  |

が可能となる。さらに金森修（2002：1024）によれば、自発的な行動による Risk と非自発的な行動による Risk の許容レベルの差には大きな開きがあると指摘している。被害が不特定多数に渡り、その原因が Risk 被害者自身とは帰結しない Risk の場合、心的な影響は増大する。中西が指摘していた各 Risk 関係者の Risk 把握程度を踏まえると、被害者側の認識と、専門家側の認識では相当な開きが出る可能性が高いが、Risk 解析の流れを追って対処策を見出していくことに基本的には変わりはない。全ての Risk 解析の場においてリスクコミュニケーションは重要な場であることは前述しているが、被害者と専門家での Risk 事象への認識に相当の隔たりがある場合、リスクコミュニケーションの場での対応がより一層重視される。

### 3. 予想出来る事象(Risk)と予想出来ない事象(Danger)

1つの事象が、「Risk」と認識される場合と、Riskとは認識されず突如「Danger」として出現するには、どのような違いがあるのだろうか。もう一度、Beck（前掲：152）によるの定義を確認すると、「危険（本研究でいう Danger）とは例えば天災のように人間の営み、自己の責任とは無関係に外からやってくるもの、外から襲うものである。それに対してリスク（本研究

では Risk）とは、例えば事故のように人間自身の営みによって、まさに自らの責任に帰せられるものである」と述べており、その発生起因を自らが左右できる事象は「リスク（本報告では Risk）」、左右できない場合を「危険（本報告では Danger）」としている。橋本俊詔ら（2007：3）は、U.Beck以降のリスク学の中で議論の中心とされてきたのは、人間の作為とは関係なく発生する自然現象に基づく Riskではなく、人為的な現象に基づく Riskであったと述べている。しかし、地域生活上の Risk 発生およびその影響を考えた場合、自然災害を起因とした Riskについてもその対処を検討していく必要があることを以前指摘した（長谷川武史2010b：130）。自然環境からもたらされる災害等の事象であったとしても、被害については、事前に防災として想起できる事柄も存在する。地震のような発生が事前に予見出来ない自然現象自体の発生低減や回避といった対処は現段階では不可能であるが、その被害低減・防止やその後の生活機能の低下防止といった事前対処は可能である。

実際にどのような事例が Risk と危険という認識の違いを生み出すのか、2011年3月11日に発生した、東日本大震災において福島県の状況が大きく変わった要因である、東京電力福島第1原子力発電所のある大熊町および双葉町と、計画的避難地域に指定された飯館村

表2 東京電力福島第1原子力発電所直近、福島県双葉郡大熊町および双葉町原発 Risk への関わり

(参考：開沼博「『フクシマ』論 原子カムラはなぜ生まれたのか」 青土社 2011)

**1960年代原発建設開始前**

雇用の確保、経済の安定化（減反による困窮、出稼ぎからの開放）への期待が大きかった。危険という認識よりも生活環境の安定化を図ることができるとの期待。

**原発建設開始**

東電社員や下請け職員をターゲットにした飲食店・宿泊施設の増加。原発建設への人材需要と合わせそれを取り巻く商業の需要増による地元での雇用増加。原発建設の恩恵の享受。

**原発完成→運転**

原発を中心にした交通網の整備、村庁舎の改築、公共施設の整備等、生活環境の発展（都会文化の浸透）。

**1970年代半ば～80年代**

反対運動の増加（公害問題、スリーマイル島、チェルノブイリ）、東電関係者と町民との溝（生活資源（余暇活動）の分化）、風紀の悪化。

を例に述べていく。

原子力発電所が居住地域に存在することにより発生が想起される事柄について、「原発 Risk」と本研究では設定する。この原発 Risk の認識に関して、大熊町および双葉町では、それぞれの町と原子力発電所の今まで関わりの中で形成されてきている。住民の原発に関する認識（原発 Risk）の変遷について、開沼博（2011）によると、表2のように整理することが出来る。

建設開始期においては、原発からの恩恵が多く表面化し、反対派の増発を抑えこむことが出来ていた。しかし、原発運転開始後の社会情勢や世界での原子力による事件・事故という世情の変化に合わせ、原発の負の側面が露呈することになる。純粋な原発への信頼・期待は薄まり、原子力と職員への根拠のない幻想的な信頼を持ち続けるしかなくなってしまったことを開沼は指摘している（開沼 前掲：293-294）。

建設時のリスクコミュニケーションとして、通常の Risk 対応であれば、Risk の加害者・被害者となる者双方が、同じ Risk 事象に対して共通認識を持ち対処策を検討していくところを、開沼（前掲：292頁）は、「中央は世界有数の原子力技術の確率を望んでいる一方で、ムラはそのようなことに関心はなく、むしろ中央にとっては関心が二の次であるムラの維持・発展を考えている」というように、明確な意見の合意があり、原子力発電所がこの地域に作られたわけではなく、双方の利点を原子力発電所建設から双方に異なる視点で見出し

た結果であると言える。

また、70年代以降の反対運動が本格的に現れて以降は、「推進派のみならず、反対派も、官産学政や反対派、マスメディアも含めて、それぞれの意図はそれぞれにあらうとも、意図せざる結果として原子力が安定的に社会と共生していく条件が出来た」（開沼 前掲：298頁）とまとめているほか、「加害／被害という2項対立において、実は間にある「／」が不明確になり、加害と被害がないまぜになったような、例えば、被害を受けているはずの側がなぜか知らぬ間に加害の片棒を担いでしまい自らで自らに加害することで社会を成立させているような現象が少なからず存在する」（開沼 前掲：15頁）と、当時の原発を取り巻く環境を、反対派の存在自体も、国の経済成長と密接に絡み合い原子力技術が推進・継続されていくという動きや被害者自身が、Risk 事象の枠組みの1つとして根深く関係していることで、単純に拒否することが出来ない、出来にくい土壌が作られていることを指摘している。

大矢根淳ら（2007：176）も、「災害によって受ける影響も、複雑な社会システムを媒介にしながら、多様なかたちで思わぬ連鎖を繰り返しながら現れてくるのである。そこでは、被害を拡大させるのも、コントロールするのも、グローバルな広がりをもつ不可視の巨大なシステムであるとされる。」と述べ、現代社会の複雑な状況を示している。

このように、Risk を想定する場面においては、第三

者から見ると、Risk（例：放射性物質の飛散）としての影響が非常に大きい考えられるものであっても、リスクコミュニケーションの結果によっては、Riskの被害者となり得る者にとっては、それ以上に魅力的なメリット（例：雇用や地域振興）が存在する場合がある（参照：福島民報 コラム「今を生きる 原発事故の現場から（23）」2011年6月14日）。

原発 Risk に関しては、さらに開沼（前掲：110）は、清水修二（現：福島大学災害復興研究所長）の「奴隷の知恵」という表現を引用して、原発や電力会社を欺瞞的に捉えて生活していくよりも、町にもたらされる交付金などの恩恵を受け、信頼して（信頼していくしかない）生活していく方が安穏な生活を送ることができ、それが庶民の知恵（＝奴隷の知恵）であり、大熊町および双葉町の住民意識の主流を占めていたとしている。また、JCO や浜岡原発での死傷者が出た事故後においても、けがや病気の罹る確率の高い事象を取り上げ比較し、「自らそれを無害なものへと自発的に処理する力さえ持っている」（開沼 前掲：111）として、政府や外部からの圧力ではなく、原発が置かれている自治体の住民自身が積極的に精神的安定化を図る意識を形成しているとしている。

しかし、同じ Risk 事象であったとしても、地域や現在までの状況によって、Risk からの影響やその程度は当然異なる。原発直近の自治体の様子とその様相が大きく異なるのは、福島県飯館村のような自治体の住民である。飯館村は村の南東端が原発より半径30km圏域に入り、村内一部地域が、放射線量の年間被曝基準値を超える恐れがあるとして、計画的避難地域として指定された（図3）。

大熊町および双葉町とは異なり、飯館村には、東日本大震災の影響により、突如自治体に原発 Risk がもたらされた。飯館村における、2005（H17）年から2014（H26）年の10年間の計画を定めた「飯館村第5次総合振興計画書」（別紙抜粋）によれば、村の基本的な方向性はスローライフ（までいライフ）の推進（までい：東北地方の方言「大事に、丁寧に」という意味）である。基幹産業である酪農業、地域環境、村民、家族を大切に協力し合い生活していく基盤を整えていくことを目標にしている。

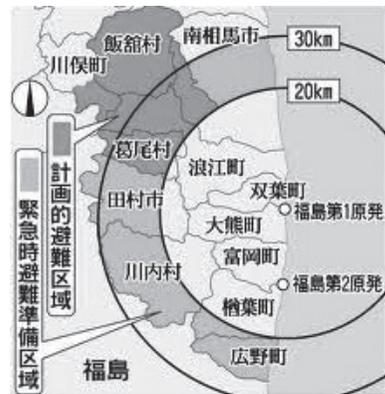


図3 飯館村と東京電力福島第一原子力発電所との距離  
（参照：日本社会福祉学会東北部会第11回福島大会 シンポジウム資料）

原発が自らの居住地から30km圏内に置かれるということは、東日本大震災後の現在、個人の主観的にも客観的にもその距離感の認識が大きく変化しているのではないだろうか。飯館村においても、震災前はおそらく原発 Risk を認識することが出来ていなかったのではないだろうか。「飯館村第5次総合振興計画書」においても、原発 Risk に関する項目は見られず、筆者が2010年度に行った、飯館村在住の高齢者に行った生活意識調査においても、「現在の生活および将来的な不安」に関する項目では、酪農業、自営業の継続維持や、本人や家族の健康というような項目が抽出されたが、原発などの村内居住における環境面での不安事項は抽出されていない（長谷川 前掲 b）。

飯館村の村民のように原発が自分の自治体になかった人々は、2011年3月11日に突如、Riskではなく Danger として原発事故からの影響が出現した。そこから急遽、原発 Risk として生活環境にどのような影響を受けるのかどのように対処しなければならないのか、判断する必要に迫られた（表3参照）。

原発から離れた自治体において、原発 Risk を把握しにくい現状にあった理由として、大熊町や双葉町とは異なる原発に対する不完全な受容があったと考えられる。その1つとして、電力会社がスポンサーとなっているスポーツチームや、福島県と電力会社等が共同出資して作られたスポーツ競技の合宿施設等が福島県の観光・産業資源として存在していたこと。大熊町や双葉町等、原発直近の自治体以外でも、原発 Risk が認識されにくく（されたとしても異端として扱われ）、電力会社からの恩恵のみが際立って県内には写っていた。

震災への備えに限ったものであるが、2011年10月の

日本社会福祉学会第59回秋季大会「東日本大震災特別企画シンポジウム」において、シンポジストの淑徳大学の稲垣氏は、今回の震災での二次被害ととされる災害弱者の避難生活での課題やライフラインの中長期的確保に関して、被災した自治体の全てで過去の震災からの教訓が活かされていた訳ではなかったと報告している。近年の大規模な震災であった阪神淡路大震災や新潟中越地震においても、高齢者や障害者の一次避難所やその後の仮設住宅での生活に大きな支障が出ていたことが報告されている。今回も各自治体において影響の低減への方策が取られてはいるが、宮城県内の仮設住宅において、入居開始して二週間程の高齢者が孤立死として報告される事態が起きている（河北新報2011年7月15日号）。この新聞報道によると、当時この仮設住宅の一角では自治会活動や見守り活動などのコミュニティが未形成の状態であったとされている。たとえ類似した教訓が過去から得られているとしても、全ての条件をそのまま応用出来るというわけではなく、自らの状況に応じた工夫を講じる必要がある。このように考えると、大規模な影響が発生するRiskが想定される事態に対しては、即応的に対応する困難さが存在すると考えられる。また、その教訓を得てから実際にRiskに対峙する時までの時間が経つほど、教訓や対策が風化する可能性もある。さらに原発事故のように過去のRisk発生が極めて稀で特異的な事象と考えられる場合、一般の人間がそのRiskからの影響に注視するには限界がある。国内において東日本大震災が起こる以前、過去のチェルノブイリやスリーマイル、高速増殖炉もんじゅの事故のように過去からの経験・教訓を、一般の立場で日常生活に反映させ行動の取捨選択の手段として用いていた人というのは、殆どいなかったのではないだろうか。

日常生活をマクロからミクロの視点で見渡すと多種多様なRiskが存在する。Riskとして把握しているものであればその対処策を踏まえた上で、居住地域を選ぶことが可能である。しかし、Riskと把握することが出来ていなく、突如Dangerとして発生する事象については、一から対処策の検討を行わなければならない、負担も大きくなる。

## おわりに

Riskというものは、突如発生してそれにすぐ対応出来るというのではなく、過去の出来事や経験の蓄積により、初めて対応できるものである。またそれが一

個人で対応出来ないものであれば、その対処策を専門家から得ることを望む。Risk事象に関わる専門家としても、Riskの影響を広く伝え、当事者間での共通理解を図っていくことが、実際の対処にも重要となる。しかし、その専門家からの情報が不適切・不十分であった場合、一個人でのRisk認知は困難なものとなる。また、そのRisk事象が特定の地域に対し、時間的・文化的に根深く入り込んでいる場合もまた、Risk認知を歪める事態が起こる。そのようなRisk認知の不適切・不十分な状態や、認知の歪みが起こる要因として、リスクコミュニケーションの困難さが考えられ、実際にRiskが具現化した場合には、Dangerとして事象が現れた場合と同じような対応の困難を生じる可能性がある。

表1で示した船橋の環境ガバナンスの項目は、Risk事象の規模が大きくなればなるほど、その対応にも大掛かりな対処が必要となり、Risk加害者側の対応への負担感が増大する。大矢根ら（前掲）が指摘していたように、想定されるRisk規模が大きく複雑なシステムにより利害関係が絡まり合う事態の場合、加害者側の責任所在の在り方が不明瞭になり、大熊町や双葉町のように、Risk被害者となる可能性のある地域住民が、そのRiskの原因となった原発自体の維持に関わってしまっているという仕組みが存在するなど、適切なRisk対処を阻害する要因が数多く存在する。原発反対派の議論では、原発Riskを抑えるにはゼロリスク（Risk発生の可能性自体を消滅させる）を達成するしかないとの意見もある。複雑な利害関係が重層的に様々につながり、絡みある今日の社会において、本研究において取り上げた、原発Riskなどのこれまでの生活環境を大きく変えてしまうRiskに対して、どのような姿勢を取るべきか、それを事前に想定した地域環境を作るということは、実際として多大な課題や障壁が存在する。

地域生活に存在する全てのRiskに対して、対処策を全て持ち合わせ地域生活を継続していくということはおそらく不可能であろう。今後の社会として、突如としてRiskが新たに出現してくることも考えられる。

ただし、対処出来る可能性も存在する。今回Riskを説明する一部として取り上げた、地震災害による支援についてであるが、福島県においては現在、医療・社会福祉・介護福祉の専門職者が相談専門職支援チームを組織し、震災直後より各避難所への支援や、現代は仮設住宅等での継続的な支援を実施している。地域生活という点ではその居住地域を変更する可能性があるが、震災後の生活の維持という点では、医療・社会

表3 東日本大震災後の飯館村の動き

3月11日	東日本大震災発生
3月19日	村内からの避難者第1陣が、栃木県に避難。
3月21日	厚生労働省発表、村内簡易水道水より、基準以上の放射線量検出。飲水自粛要請。
3月29日	村内の幼稚園・小中学校、隣町の川俣町内の施設使用による授業開始。
3月30日	国際原子力機関（IAEA）、飯館村を避難勧告対象にするよう政府に呼びかけ。 原子力保安院、被ばく量試算に基づき飯館村の避難不要と政府に報告
4月1日	村内簡易水道水の放射線量減少により、飲水自粛解除 〈〈この時期前後より、震災当初避難していた住民が村に戻る数が増加〉〉
4月4日	村内高汚染地区居住者の村内低汚染地域への移転避難
4月6日	福島県発表、村内小中学校の校庭より、児童の課外活動許容基準以上の放射線量測定。
4月11日	政府による、避難指示区域の拡大に備えた計画的避難を飯館村に要請。 (住民約6200人の内、既に約15% (1000人程) が避難)
4月26日	村内の若手を中心にしたメンバーが決起集会を開催（決議文を採択）
4月29日	村による計画的避難に関する住民説明会実施。
4月30日	東京電力による計画的避難に基づく補償金等のための説明会実施。
5月1日	村内の高校、福島市内（村より約50km）の県保有施設に移転
5月2日	村内事業者を対象にした計画的避難に対する事業者向け説明会を実施（国・県の担当者出席） (屋内放射線量基準値を下回る事業所、村内の事業継続許可→9事業所（1つは特別養護老人ホーム）継続) (村内の畜産農家の7割（約150戸）が廃業)
5月9日	村長が、県に対して避難計画書を提出。
5月10日	村による計画的避難先に関する住民説明会実施。
5月15日	村としての計画的避難開始。(既に約32% (2000人程) が避難)
5月20日	計画避難後の村内防犯についての説明会。(パトロール隊として村民約350名を雇用)
5月21日	村内残存者への健康診断実施。
5月31日	村民の約80%が避難。
6月18日	政府が村に対し、村内の農地保全のための屋外作業を許可。
6月22日	村役場を福島市に移転完了、2年後の帰村を目標にした復興プラン発表。村民の約90%が避難。 村内唯一の診療所を閉鎖。
6月28日	村内の畜産農家、肉牛を最後の競りに。7月中に畜産農家全て避難。

福祉・介護の専門職が長期的に関わることで、孤立死のような Risk を低減することが可能であろう。具体的な Risk 対処の効果測定は、今後の検討課題となる。

#### 参考文献

船橋晴俊 編「環境社会学」弘文堂2011

石原孝二「リスク分析と社会」『思想』NO963 2004  
82-101頁

福島民報 コラム「今を生きる 原発事故の現場から  
(23)」2011年6月14日号

長谷川武史 a 「コミュニティにおける日常生活 Risk

対処—地域再生プロジェクトからの一考察—」『北海道地域文化研究』第2号 2010 30-40頁

長谷川武史 b 「在宅高齢者が抱える日常生活 Risk への  
コミュニティの対処機能に関する研究」『福島学院大  
学研究紀要』第42集 2010 129-138頁

河北新報 2011年7月15日号

開沼博「フクシマ論」原子力ムラはなぜ生まれたのか  
青土社 2011

金森修「リスク論は社会のなかでどのように使われて  
いるのか」『科学』72 (10) 2002 1022-1029頁

片桐純平「安全性確保の社会システムとリスク：アナ

- リシス」『生協運営資料』1998 2-5頁
- 松崎早苗 「リスクアセスメントをベースとする Risk  
管理の環境政策への批判」『科学』72 (10) 2002  
1036-1042頁
- 中西準子『化学物質リスクの評価と管理—環境リスク  
という新しい概念』丸善2005
- 大矢根淳 他編「災害社会学入門」弘文堂2007
- Preston G.Smith、Guy M.Merritt 著、澤田美樹子  
訳「実践・リスクマネジメント」生産者出版2003
- 橋本俊詔『リスク学入門1—リスク学とは何か—』岩  
波書店2007
- UBeck 著 島村賢一訳「世界リスク社会論」平凡社2003



# 大学生における福島第一原子力発電所事故の認識に対する 授業効果の検討

Effects of education on the Fukushima Daiichi nuclear power plant accident among undergraduates

辻 雅善<sup>\*1\*2</sup>、神田 秀幸<sup>\*1</sup>  
Masayoshi Tsuji, Hideyuki Kanda

\*1：福島県立医科大学医学部衛生学・予防医学講座

\*2：福島学院大学福祉学部非常勤

## 目 次

- 1. 序 文
- 2. 方 法
- 3. 結 果
- 4. 考 察

### 1. 序 文

2011年3月11日、日本時間14時46分に太平洋三陸沖を震源とする最大震度7（宮城県栗原市）、マグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震が発生した。この地震とそれに伴った津波の影響により、福島第一原子力発電所の電源機能が喪失、原子炉の冷却機能が停止し、圧力容器内の核燃料棒が損傷した。翌日12日に福島第一原子力発電所の1号機建屋で水素爆発が発生し、さらに14日には3号機建屋で水素爆発が発生した。また、13日には2号機の原子炉格納容器の圧力弁の開放が実施された（1）。フランス放射線防護原子力安全研究所による放射性物質の大気拡散シミュレーションによると、15日の12時ごろから16日の0時ごろまで福島市上空では常に10から100 Bq/m<sup>3</sup>のセシウムが飛散していた（2）。福島第一原子力発電所から約60 km離れた福島市は15日の15時ごろを初めに放射線量が上昇した（3）。雨により大気中にある放射性物質の99%は地表に落ちる（4）ため、15時ごろから降り始めた雨が上昇の一要因と考えられた（5）。福島市では15日の18時40分に最大24.24  $\mu\text{Sv/h}$ の空間放射線量率を記録し、その後で減衰しているものの6ヶ月が経過した時点で未だ1  $\mu\text{Sv/h}$ 程度の空間放射線量率を計測している（3）。

このような放射線災害の最中、政府、日本原子力安

全保安院、地方自治体などの公共機関を始めとし、医療機関、自衛隊、消防隊、ボランティア集団などが復興を目指している。一方で、原子力発電所事故が発生した今日の状況において、一般市民の放射線に対する正確な知識、理解の不足および情報の錯綜が人々の大きな不安を誘起している。このような状況を避けるため専門家がメディアなどを介し放射線関連の情報を説明しているが、一般市民には初めて耳にするような専門用語が多く、不安の解消に繋がっていないことが危惧される。実際の放射線の身体影響をみると、過去の原子力発電所事故において、小児を始め各年代で甲状腺がんの増加がみられた報告（6）、放射性物質による汚染が強かった地域で早産が多くみられた報告（7）などがあり、また、発がん遺伝的影響は、線量蓄積に伴い影響の発生率が増加するため、低線量の放射線でも注意が必要である（8-9）ことから健康への悪影響も懸念される。

そこで、一般大学においては、大学生が様々な情報に惑わされないよう放射線に関する正しい認識を獲得する授業が求められる。放射線の漠然とした不安を和らげたり、放射線を防護するためには、放射線に対する正しい知識を持つことが大切である。環境放射線に焦点を当てた授業を展開し、その授業効果を検討した

表1. 環境衛生学の授業構成

回数	授業日	授 業 内 容	
1	5月12日	現段階における福島市の現環境や家族への助言に対して考える。	
2	5月26日	環境放射線測定実習	環境測定の測定箇所のデザインを行う。測定者、記録者など担当を決める。
3	6月2日		マニュアルや記録用紙などを作成する。
4	6月9日		環境測定実施。実際に測定機器を用いて学内、学外の測定を行う。
5	6月11日		環境測定実施。実際に測定機器を用いて学内、学外の測定を行う。
6	6月16日		放射線と放射性物質の違い
7	6月23日	PBL テュートリアル形式講義	被曝と汚染の違い、外部被曝と内部被曝
8	6月30日		測定機器の種類、単位
9	7月7日		日常生活と放射線、環境中にある放射性物質
10	7月14日		通常時の放射線許容線量と緊急時の放射線許容線量
11	7月16日		放射線による健康障害、放射線の予防（放射線防護）
12	7月21日		原子力発電所事故発生から現在まで
13	7月28日		その他（福島市の放射線の推移、県の他の地域との比較、長崎・広島原発やチェルノブイリ・スリーマイル島などの原発事故との違いなど）
14	8月4日		考察及び発表
15	8月11日	意見をまとめ、クラスでディスカッションを行う。	
16	8月25日	現段階における福島市の現環境や家族への助言に対して再度考える。	

報告は見当たらず、一般大学において放射線関連の知識を身につける授業を実施することは意義がある。大学生の学習到達目標として、「大学屋内およびその周辺屋外の環境放射線を測定し、その結果を考察することで放射線に関する認識を深め、家族など身近な者の疑問に対して回答できるようになること」を掲げた。また、本授業を環境放射線測定実習に加えて、Problem-based Learning (PBL) テュートリアル形式講義を実施する。PBL テュートリアル形式講義の効果を報告している文献はいくつもある(10-11)ため、より知識の定着が期待できる。本研究は、福島市における一般大学において放射線授業を展開した際、大学生の放射線に対する認識の変化を確認することを目的とする。

## 2. 方法

対象は、福島第一原子力発電所(37°25'N, 141°02'E)から北西62.3kmの位置にある福島学院大学駅前キャンパス(37°45'N, 140°52'E)に通学している福祉学部2年生11名(男性2名, 女性9名, 平均年齢19.5±1.2

歳)とし、2011年5月12日から8月25日の間の環境衛生学16回の授業内で実施した。

表1のような構成で授業を実施した。初回の授業で福島第一原子力発電所事故の影響により大学のある福島市の平時より放射線量の高い生活環境についてどう考えるかおよび家族への予防的助言について対話形成の授業を実施した。次授業で、環境放射線測定の測定項目の設定、測定実施マニュアルや記録用紙を作成した。このとき測定項目は、ニュースなどで得た情報から大学生同士が話し合い決定した。決定した測定項目は、図1に示す通りで、大学屋内15項目(エレベーター内含む)、大学周辺の屋外13項目に、予防医学的観点から髪および靴裏の外前後の比較、衣類等の放射線遮蔽効果の検討、手洗いによる曝露軽減効果の検討の4項目を加えた合計32項目であった。

大学内および大学周辺の環境放射線測定を実施した。実施日は6月9日13:40-15:10(天気:晴れ, 気温:29℃, 湿度:40%, 風:東南東2m/s)および6月11日13:40-15:10(天気:晴れ, 気温:25℃, 湿度:



## (B) 屋外測定項目

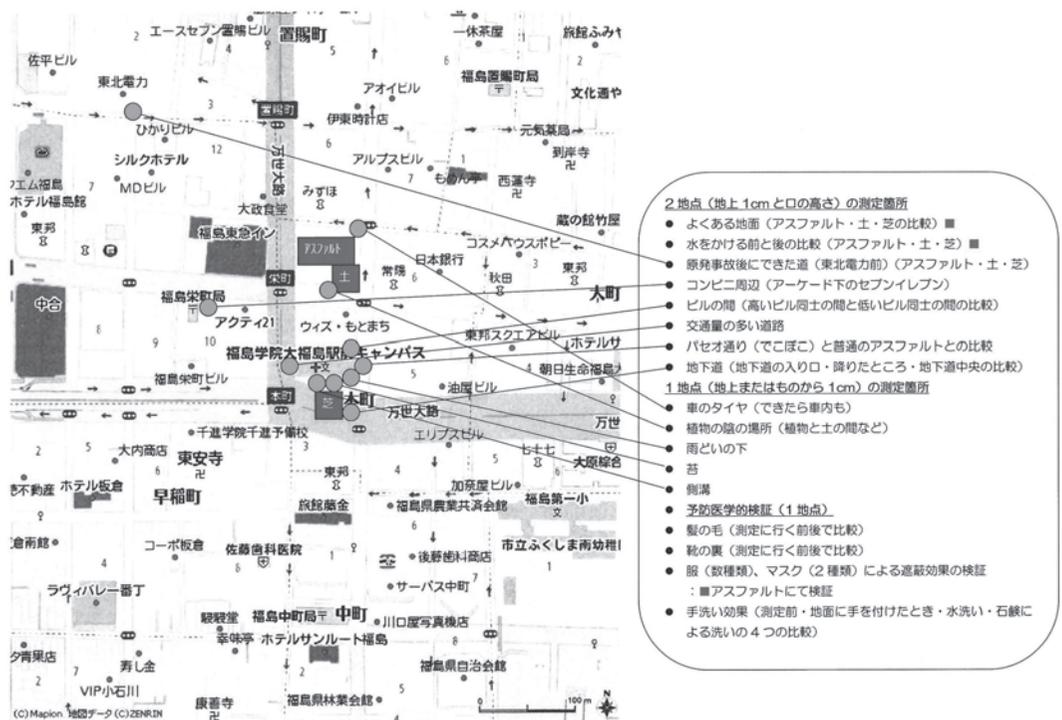


図1. 大学生が設定した環境放射線測定項目

58%, 風: 西南西 2 m/s) とした。測定する高さに関して、屋内においてはすべての測定項目で地上120 cm (最初に測定した大学生の鼻口の高さ) を設定し、キャンパス玄関のみ地上1 cm地点も測定を実施した。窓のある箇所は、窓側において測定機器を窓向きに固定して測定および壁側において測定機器を壁向き固定して測定した。屋外においては地上120 cmおよび地上1 cmの高さの測定を実施した。物質に対する線量を測る際は物質から1 cm離れたところから測定した。地上120 cmの高さは測定機器を地上に対して水平に保持し測定し、地表面または物質から1 cm地点の測定は測定機器を垂直に保持し測定した。測定機器に関して、空間放射線量率の測定はNaIシンチレーション式サーベイメーターTCS-172 (Aloka, 東京) を用い、計数率の測定はガイガミュラー (GM) 管式サーベイメーターTGS-136 (Aloka, 東京) を測定機器として用いた。サーベイメーターの性能として、NaIシンチレーション式サーベイメーターでは主に $\gamma$ 線を、GM管式サーベイメーターでは $\beta$ 線および $\gamma$ 線を測定している。単位として、空間放射

線量率は $\mu\text{Sv/h}$ 、計数率はcpmを用いた。

測定結果を判断する際に必要な知識を習得するために、PBL テュートリアル形式を用いて講義を行った。テーマに沿ったシナリオを提示し、これからキーワードを抽出して図書やインターネットを利用しキーワードを基に放射線関連の情報を収集した。なお、インターネットのサイトを引用する際は、信用あるサイトの情報のみを採用するよう指示した。授業の後半で各々調べたことを教え合い、質疑応答の時間も設けた。その後、教員による補足および解説をした。授業テーマは表2に示す。これらから得た知識を基に環境放射線測定による実際の測定値について考察をした。最終回の授業では、初回の授業で実施した対話形式で、福島第一原子力発電所事故の影響により大学のある福島市の平時より放射線量の高い生活環境についてどう考えるかおよび家族への予防的助言について自由回答してもらい、加えて、今後自らはどのように生活していくかも質問した。授業の初回と最終回にて、放射線についての考え方を自由回答式に述べたものを比較し評価

表 2. PBL テュートリアル形式講義における授業テーマおよびキーワード

テーマ	キーワード
放射線と放射性物質の違い	放射線, 放射性物質, 半減期
被曝と汚染の違い, 外部被曝と内部被曝	被曝, 汚染
測定機器の種類, 単位	放射線測定機器, Sv, cpm
日常生活と放射線, 環境中にある放射性物質	自然放射性物質, 体内放射性物質
通常時の放射線許容線量と緊急時の放射線許容線量	緊急時の放射線許容線量, 子供
放射線による健康障害, 放射線の予防	確率的影響, 確定的影響, 放射線防護
原子力発電所事故発生から現在まで	津波, 水素爆発, ベント など
福島市の放射線推移, 過去の原発事故との比較など	福島県 HP, チェルノブイリ原発事故 など

した。

### 3. 結果

大学生における授業開始時の福島第一原子力発電所事故の影響により大学のある福島市の平時より放射線量の高い生活環境についてどう考えるかおよび家族への予防的助言について表 3 に示す。曖昧な回答や知識不足による困惑が伺える回答が多くあった。

環境放射線測定の結果を表 4 に示す。屋内測定項目の最大値は、壁向きでは 6 階喫煙室の 95 cpm、6 階喫煙室および 4 階カウンセリング室の 0.09  $\mu\text{Sv/h}$  であり、窓向きでは 4 階カウンセリング室の 188 cpm、0.33  $\mu\text{Sv/h}$  であった。これらより窓側の方が壁側より放射線量が高いことがわかった。また、階による放射線量の測定値に大きな違いはなかったが、屋上ラウンジはガラス張りであったため他の箇所より高い傾向にあった。屋外測定項目の最大値は、雨どいの下の 12190 cpm、30 超  $\mu\text{Sv/h}$  (測定限界超) であり、屋外は全体的に屋内と比較して高い放射線量を示した。測定する高さは地上 1 cm の方が地上 120 cm より高い値を示しており、地面の性状によっても放射線量に違いが示された。予防医学的観点の項目では、マスクやビニールのように薄い生地のものでは放射線量にあまり差が生じなかつ

たが、ジーパン 2~4 枚の厚さで放射線量を約 1/5 に低減できることがわかった。

PBL テュートリアル形式講義後の環境放射線測定の測定結果に対する大学生の考察を表 5 に示す。考察で大学生の反応が最も顕著に示されたのが、“屋内の窓側と壁側の比較”、“ホットスポットに関して”、“予防医学的観点”の項目であった。

最終回授業における大学生の福島第一原子力発電所事故の影響による福島市の環境についての考察、家族への助言およびこれからの自身の生活についての考察を表 6 に示す。PBL テュートリアル形式講義で得た知識やキーワードを活用した具体的な回答、また具体的な数字を用いた回答がみられた。

### 4. 考察

福島第一原子力発電所事故後、一般大学において、大学生の放射線に関する認識の変化を把握するため、授業時間内に、環境放射線測定の実習、放射線に関する PBL テュートリアル形式講義を展開した結果、授業初回時には漠然とした不安を抱えた回答や現実から目を背けた回答であったのに対し、授業後は“正しい情報を収集することができれば大丈夫”、“現在の福島市の放射線量は国が示した許容基準以下だから問題ない”

表 3. 初回授業における大学生の福島第一原子力発電所事故の影響による福島市の環境についての考察および家族への助言

福島市の環境	家族への助言
<ul style="list-style-type: none"> <li>■逃げ道がない</li> <li>■現在の環境放射線量は危ないのかもしれない</li> <li>■水道水、農作物を介して放射線被曝がある</li> <li>■原発問題よりも他の環境問題、例えば大気汚染や水質問題などを片付ける方が優先</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■どう助言すればいいのかわからない</li> <li>■ストレスをためず楽観的になろう</li> <li>■放射性物質の付着した農作物への注意</li> <li>■事故が起きたばかりなので注目したり危機感を感じるの当たり前</li> </ul>

表4. 環境放射線測定の結果

## (A) 屋内測定項目

階	測定場所	方向	GM (cpm)	Nal ( $\mu\text{Sv/h}$ )	
地階	ごみ収集所入口		71	0.05	
	清掃員控え室入口		50	0.04	
1階	1階ラウンジ		73	0.06	
	女子トイレ入口		68	0.06	
	女子トイレ奥		76	0.06	
	便座		57	0.08	
2階	教室1	窓向き	135	0.25	
		壁向き	66	0.08	
	栄町教室 S202	窓向き	124	0.22	
		壁向き	72	0.05	
3階	階段踊り場		67	0.06	
4階	実習室2 (4階南側)	窓開放前	窓向き	171	0.29
			壁向き	79	0.07
		窓開放後	窓向き	139	0.28
			壁向き	75	0.06
	カウンセリング室C (4階北側)	窓開放前	窓向き	188	0.33
			壁向き	79	0.08
		窓開放後	窓向き	161	0.31
			壁向き	66	0.09
5階	事務室入口		68	0.05	
6階	図書室入口		81	0.07	
	喫煙室	窓向き	119	0.15	
		壁向き	95	0.09	
屋上	屋上ラウンジ		155	0.25	
その他	エレベーター内		71	0.05	

	GM (cpm)		Nal ( $\mu\text{Sv/h}$ )	
	地上1 cm	地上120 cm	地上1 cm	地上120 cm
キャンパス玄関	155	97	0.27	0.14

## (B-1) 屋外測定項目

測定場所	GM (cpm)		Nal (μSv/h)	
	地上 1 cm	地上 120 cm	地上 1 cm	地上 120 cm
パセオ	1685	358	1.62	0.81
地下道入口	1441	203	0.70	0.40
地下道階段下	213	68	0.10	0.07
地下道中央	134	81	0.11	0.05
交通量の多い道路	227	479	1.24	1.11
ビルの間	2780	259	3.50	0.45
コンビニ前	207	182	0.21	0.31

測定場所	GM (cpm)	Nal (μSv/h)
タイヤ	631	1.01
車内	180	0.50
車外	316	0.73
植物の陰	1385	2.23
側溝	954	1.13
苔	525	2.00
雨どいの下	12190	30 超

## (B-2) 地面の性状の比較

## ■GM (cpm)/地上 1 cm

測定場所	control	水 (2 ℓ) かけた後	原発事故後にできた道
土	1325	1001	658
芝	2030	1497	745
アスファルト	3360	1423	1594

## ■GM (cpm)/地上 120 cm

測定場所	control	水 (2 ℓ) かけた後	原発事故後にできた道
土	594	670	451
芝	534	583	289
アスファルト	561	625	385

## ■Nal (μSv/h)/地上 1 cm

測定場所	control	水 (2 ℓ) かけた後	原発事故後にできた道
土	2.11	2.06	1.89
芝	2.37	2.38	1.11
アスファルト	1.63	1.63	1.94

■Nal ( $\mu\text{Sv/h}$ )/地上120 cm

測定場所	control	水 (2 l) かけた後	原発事故後にできた道
土	1.39	1.34	1.06
芝	1.16	1.16	1.15
アスファルト	1.26	1.24	1.06

## (c) 予防医学的観点の項目

## ■外出前後の放射線量の比較検討

測定場所	髪の毛		靴の裏	
	GM (cpm)	Nal ( $\mu\text{Sv/h}$ )	GM (cpm)	Nal ( $\mu\text{Sv/h}$ )
外出前	58	0.08	80	0.07
外出後	60	0.11	76	0.08

## ■放射線遮蔽効果の検討

遮蔽物	GM (cpm)	Nal ( $\mu\text{Sv/h}$ )
(control)	3830	1.72
マスク	3090	1.75
ビニール	3760	1.61
コピー用紙	3530	1.65
ジーパン 1 枚	1203	1.69
ジーパン 2 枚	862	1.60
ジーパン 4 枚	714	1.55

## ■手洗い効果の検討

測定場所	GM (cpm)	Nal ( $\mu\text{Sv/h}$ )
測定前	73	0.07
地面につけた時	72	0.07
水洗い	62	0.07
石鹸洗い	61	0.09

※表中の“GM (cpm)”はGM管式サーベイメーターで測定した計数率(単位:cpm)を示し、“Nal ( $\mu\text{Sv/h}$ )”はNalシンチレーション式サーベイメーターで測定した空間放射線量率(単位: $\mu\text{Sv/h}$ )を示す

というような知識に裏打ちされた大らかな回答が多くみられた。ただ、線量が平時より高いこと、ホットスポットがあることには注意すべきだという慎重な回答もみられた。今回、大学生において授業を通して放射線に対する自己判断が可能となったといえる。

福島市の原発影響において、授業初回時は“逃げ道がない”、“危ないのかもしれない”などといった情報の不足や不明確さからくる不安や“かもしれない”と

いう曖昧な回答が挙げられたのに対して、授業最終回時は“今回測定した限り高いところでも2  $\mu\text{Sv/h}$ 程度であり、24時間365日浴び続けても、年間17.52 mSvであり国の許容基準の20 mSv以下だから特に問題ないように感じる”など数字を用いて理由を明確にした回答がみられた。本授業は放射線に関する知識獲得の一助となったと考える。また、授業最終回時では“一時期より放射線量はだいぶ落ち着いているが決して良い

表 5. 環境放射線測定の測定結果に対する大学生の考察

項 目	考 察
屋内と屋外の比較	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 屋外には放射性物質がたくさんたまっているから線量が高い</li> <li>■ ガラスがベータ線を遮っているから屋外より屋内の方が低い</li> <li>■ 屋内は壁（コンクリート）などにより放射線を遮蔽できるため被曝を防げると考えられる</li> <li>■ 屋内は放射線をあまり気にしなくてよいと思った</li> <li>■ 屋外において地下道内部は屋内の放射線量とほとんど変わらなかったので放射線を遮断できている。コンクリートできているのが要因と考えられる。また原発事故が再度起きてもいように地下シェルターをたくさん作っておくべきである</li> <li>■ 屋外で1番数値の低い地面芝生の呼吸の高さ1.16 <math>\mu\text{Sv/h}</math> より、屋内で1番数値の高い玄関入口の地上1cmの高さ0.27 <math>\mu\text{Sv/h}</math> の方が低い値であった。つまり、屋内には放射性物質があまりなく、屋外、特に芝生、土には多くの放射性物質があると考えられる</li> </ul>
屋内の階の比較	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 階ごとは対して変わらないので気にしなくてよいと思う</li> <li>■ 1階の放射線量は高い。1階は入口で放射性物質が入りやすいからと考える</li> <li>■ 屋上の放射線量が高いのは屋根に放射性物質が残っているため、またガラス張りであるためと考えられる</li> <li>■ 3階と4階はあまり人が入らないので放射線量は低い</li> </ul>
屋内の窓側と壁側の比較	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 窓ガラスは<math>\gamma</math>線を遮らないので窓側の方が高い値となっている</li> <li>■ 窓側と壁側を比較すると壁側が低い。窓から壁に向かって線量がどんどん低くなると考える</li> <li>■ 窓の隙間に放射性物質がたまりやすく、また屋内に侵入してくる可能性が高いので窓側の放射線量が高いのではないかと思った</li> <li>■ 窓側の放射線量を比較すると<math>\gamma</math>線は5階建ての建物くらいでは減少していない</li> <li>■ 壁側がはるかに低く窓側が高いことから屋外の放射線は噴水みたいに広がっていると考えられる</li> </ul>
屋外の地面からの高さの比較	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地面に放射性物質が落ちている（染み込んでいる）ので地面に近づくほど放射線量が高い</li> <li>■ 1cmの高さの方が放射線量高いが、普段地面近くで生活することはあまりないから気にしなくて良いと思った</li> <li>■ ビルの間を例すると、地上1cmの高さ3.50 <math>\mu\text{Sv/h}</math> の方が呼吸の高さ0.45 <math>\mu\text{Sv/h}</math> より高いことがわかる。放射性物質が雨で地面に落とされたことで、空中に放射性物質がほとんどなくなり、このような結果になったと考えられる</li> <li>■ 地表に近い方が放射線量が高くなる。子供は背が低いため大人よりも影響を受けやすく、また内部被曝もしやすいのではないか。子供の生活環境（例えば、学校の校庭3.8 <math>\mu\text{Sv/h}</math> 以上で屋外活動制限）を大人の基準と同一でいいのか</li> </ul>
地面の性状に関して/ホットスポットに関して	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ アスファルト、芝、ビルの間、雨どいの下が屋外でも特に放射線量が高いため、地面の性状によって放射性物質が付着しやすいものがあるということだろう</li> <li>■ 雨どいの下放射線量30 <math>\mu\text{Sv/h}</math> に関して、雨によって様々なところから流れてきた放射性物質が溜まってしまうため、他と比較して異常に高い数値となったと考えられる</li> </ul>
事故の影響を受けている道と水による遮蔽効果、原発事故後にできた道との比較	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 水による遮蔽効果の検討から、空間放射線量率はあまり変化が見られなかったが計数率は低減していた。水は<math>\gamma</math>線も遮蔽できると学んだが、今回用いた水2リットル程度では、<math>\beta</math>線は抑えられるが<math>\gamma</math>線は抑えられないのではないかと考えられる</li> <li>■ 今回は直径約2mに水をかけて遮蔽効果を検討したが、もっと広範囲に水をまかないと周りの影響を受け効果はないのではないかと考えられた</li> <li>■ 事故後にできた道の方が土と芝は放射線量が低い、アスファルトは事故後の方が放射線量が高い。アスファルト舗装の際のセメントなど材料に放射性物質を含んでいた可能性がある</li> <li>■ 事故後にできた道も事故の影響を受けているであろう道と比較してたいして変化がなかった。放射性物質が雨で流れてきたか、靴に付着して運ばれたのだと考えた</li> </ul>

項 目	考 察
予防医学的観点	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ マスクに放射線の遮蔽効果は期待できないことがわかった。だが、放射性物質を吸い込むことを低減できる可能性があると考えられる</li> <li>■ ジーパンは空間放射線量率を見ると遮蔽効果がないように思えるが、計数率をみると厚いほど遮蔽効果がみられる。これより、ジーパンは厚みがあるほどβ線を遮蔽する効果があると考えられる</li> <li>■ 地面（土）に手を付けたときと水洗い、石鹸洗いの放射線量（計数率）は変わらなかった。これより土の表面に放射性物質はないと考えられる。つまり、放射性物質は雨などにより土に少しずつ沈んでいったのではない</li> <li>■ 髪や靴、手の測定結果からわかるように、空中や地表面には放射性物質は少なく、雨により大半が地面に落ち、地面に落ちた放射性物質も流されたり、地中に染み込んだりしていると考えられる</li> <li>■ 今回の結果では値に変化はなかったが、地面の性状によっては放射性物質が手に付着することもあると思うので、洗わないよりは洗った方が良いと思う</li> <li>■ 放射線の問題以前に外に出たら手を洗うことは重要</li> <li>■ 手を洗っても放射線量に変化がなかったので、気にしすぎない方が良いと思っ</li> </ul>

環境とはいえない。子供が安心して外で遊べないし放射線量が高い地域もある。市民がそれぞれちゃんとした知識を身につけることが重要だと感じた”、“子供は身長が低く感受性が強い分、放射線の影響を受けやすいので市内にいない方が良いと思う”など子供のことを心配する回答も多くみられた。“年間20 mSv以下なので問題はないと思う”、“意外と深刻ではなさそう”など大らかな回答と“事故前の線量とは明らかに違うが、低線量下の影響が確認されていないため安全か危険かどちらかに決めることはできない”、“国の基準は下回っているが、影響が明確でない以上、被曝をしないことに越したことはないと思う”など慎重な回答と両面が挙げられたのも特徴的であった。個々人で放射線に対する感じ方が違うことが示され、最終的な判断は個々人によるものとなることを考える。そのため、万人が理解できる解り易く正確な情報の提供が求められる。

家族への助言について、授業初回時は“どう助言すればいいかわからない”、漠然と“ストレスをためない方が良い”などといった回答であったのに対して、授業最終回は“体内に放射性物質を取り込む内部被曝に特に注意すべき”、“現在の環境放射線は許容線量（20 mSv）内だから安心して”、“確定的影響はしきい線量を把握しておくことが予防につながる”、“マスクはβ線、γ線を防ぐ効果はあまりないが、放射性物質を口に入れないという考えだと予防効果はある”など獲得した知識を活用した予防的助言が多くみられたり、授業を受けた後でも“神経質になりすぎたり、色々考え込む方が心身に悪いと思う”という授業初回時と同様の内容の回答が得られた。

以上のように授業初回時と最終回時を比較すると、回答の質および量の両面からみて本授業は大学生の放射線に関する認識に変化を与えたと考える。初回時の漠然とした不安な回答から最終回時には明確な回答へと変化した。正確な知識や理解が、不安の解消や置かれている現状を自ら評価することに効果的であることが示唆された。

これからの自身の生活においても大らかな回答と慎重な回答の両端に分かれ、個々人による感じ方の違いが読みとれた。また、自身の生活を客観的に見ることでできており、自身のとるべき行動を考えることに繋げるようになった。さらに、本授業によって“放射線＝怖い”という漠然とした気持ちが、この授業で“放射線＝ある程度理解していれば大丈夫”と思うようになった”、“自分が被害にあわないため”という考えから“これから育つ小さな子供たちの将来を奪わないため”にはどうしたらよいかを考えたい”といった気持ちの変化が読み取れる回答もいくつかあった。これは本授業による知識獲得によって、自己判断ができるようになったためと考える。

環境放射線測定実習をしたことにより、実際に測定して数字を示すことで、ニュースからの情報を正確に読み取ることができるようになった。非日常的な現状に向き合うきっかけとなり、また客観的な情報の理解促進につながったと考える。測定結果に対する大学生の考察において、3項目の反応の強かった理由として、“同じ室内でも放射線量の違いがあること”、“測定できない放射線量を示す場所が身近にあること”、“普段身につけるようなもので放射線を遮蔽できること”な

表 6. 最終回授業における大学生の福島第一原子力発電所事故の影響による福島市の環境についての考察および家族への助言およびこれからの自身の生活

項 目	回 答
福島市の環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>■他の地域に比べると少し放射線量が高いがそんなに騒ぐほどでもないし遠くに引っ越すほどでもない。</li> <li>■年間20mSv 以下なので問題はないと思う</li> <li>■一時期より放射線量はだいぶ落ち着いているが決して良い環境とはいえない。子供が安心して外で遊べないし放射線量が高い地域もある。市民がそれぞれちゃんとした知識を身につけることが重要だと感じた</li> <li>■事故前の線量とは明らかに違うが、低線量下の影響が確認されていないため安全か危険かどちらかに決めることはできない</li> <li>■国の基準は下回っているが、影響が明確でない以上、被曝をしないことに越したことはないと思う</li> <li>■子供は身長が低く感受性が強い分、放射線の影響を受けやすいので市内にいない方が良いと思う</li> <li>■福島市だけの問題ではない。国が動かないと現状は改善されない</li> <li>■人間が住めないような環境ではない</li> <li>■意外と深刻ではなさそう</li> <li>■人に多大な影響があるようではないが、被害がないとも言い切れない微妙な現状である</li> <li>■子供のことを考えると除染が必要だと思う</li> <li>■福島市はぎりぎり避難できないくらいの値で一番中途半端だと思う</li> <li>■今回測定した限り高いところでも 2 <math>\mu</math>Sv/h 程度であり、24時間365日浴び続けても、年間17.52 mSv であり国の許容基準の20 mSv 以下だから特に問題ないように感じる</li> </ul>
家族への助言	<ul style="list-style-type: none"> <li>■外部被曝は透過力の強い<math>\gamma</math>線、内部被曝は身体影響の強い<math>\alpha</math>線に注意して</li> <li>■体内に放射性物質を取り込む内部被曝に特に注意すべき。内部被曝において放射線の中では<math>\alpha</math>線が最も危険だが、<math>\alpha</math>線を放出する放射性物質は市内にはないとされているから安心して</li> <li>■市内にはヨウ素と131とセシウム137が飛来していると言われていたよ。これら放射性物質には半減期というものがある、ヨウ素131は8日、セシウム137は2年だから、今後心配しなければいけないのはセシウム137の影響かな</li> <li>■原発事故が起きる前から実は自然放射線によってみんな被曝していたんだよ</li> <li>■現在の環境放射線は許容線量（年間20 mSv）内だから安心して</li> <li>■健康障害を起こす程の環境放射線量ではない</li> <li>■放射線による健康障害には確定的影響（白血球の減少、白内障など）と確率的影響（がん、遺伝的影響など）がある。確定的影響はしきい線量を把握しておくことが予防につながる</li> <li>■昆布などのヨウ素を含む食べ物は大量の放射性物質が漏れ出した際、放射性ヨウ素による影響を予防するのに役立つ</li> <li>■放射性物質が付着している食物は避けて</li> <li>■マスクは<math>\beta</math>線、<math>\gamma</math>線を防ぐ効果はあまりないが、放射性物質を口に入れないという考えだと予防効果はある</li> <li>■神経質になりすぎたり、色々考え込む方が心身には悪いと思う</li> <li>■国の基準の年間20 mSv は1日1.5箱タバコを吸う喫煙者（年間13~60 mSv）と同じような被曝量なので国でタバコは認められているのだからそんなに考え込むことはない</li> </ul>
これからの自身の生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事故前の普段通りの生活を送る</li> <li>■外に出るときはあまり肌を出さないように心がけたり、室内に入るときは手洗いをすることは大切だと思う</li> <li>■正しい情報を集めて、各々で判断すべき</li> <li>■内部被曝をしないように放射性物質が検出されている食物は控えたい</li> <li>■気にしすぎると心が病んでしまうので、考えすぎない程度にとどめる</li> <li>■県や市が発表している環境放射線量の数値を見守っていく</li> <li>■「放射線＝怖い」という漠然とした気持ちが、この授業で「放射線＝ある程度理解していれば大丈夫」と思うようになった</li> <li>■「自分が被害にあわないため」という考えから「これから育つ小さな子供たちの将来を奪わないため」にはどうしたらよいかを考えたい</li> <li>■雨水の溜まるような場所は避けて生活をする</li> </ul>

どの事実に驚き、新たな知識と理解につながったためと考える。また、マスクやジーパンなど身近なものを授業に活用することで理解力の向上につながる事が示唆される。その他の項目の考察もPBLテュートリアル形式講義にて獲得した知識を適切に活用したものであった。例えば、“窓ガラスは $\gamma$ 線を遮らないので窓側の方が高い値となっている”、“雨どいの下の放射線量30  $\mu$ Sv/hに関して、雨によって様々なところから流れてきた放射性物質が溜まってしまうため、他と比較して異常に高い数値となったと考えられる”、“マスクに放射線の遮蔽効果は期待できないことがわかった。だが、放射性物質を吸い込むことを低減できる可能性があると考えられる”、“ジーパンは空間放射線量率をみると遮蔽効果がないように思えるが、計数率をみると厚いほど遮蔽効果がみられる。これより、ジーパンは厚みがあるほど $\beta$ 線を遮蔽する効果があると考えられる”などである。屋内と屋外の比較、屋内の階の比較、屋外の地面からの高さの比較、地面の性状に関してなどの大学生の考察は先行研究の報告(12)と一致しており、本授業は大学生の正確な知識獲得に有効であったことが示唆された。また、考察をみると回答理由が明確であり、PBLテュートリアルの効果は大きいと考える。他の人に教えることで学習定着率が90%期待できる(13)ため、PBLテュートリアル形式講義は、通常の講義より放射線に対する知識を深めることができたと考えられる。

本研究は授業受講者を対象として実施したため、対象者が少なく年齢や性別ごとの検討は行うことができなかった。また、福祉学部の大学生のみが対象であったため、子供に配慮した回答が多く含まれていたと考える。

本研究において、放射線に関する環境放射線測定実習およびPBLテュートリアル形式講義を通じた授業を展開することで、大学生における放射線に対する認識を高めることができると示唆された。また、知識をつけることで自己の判断にも自信を持つことができ、家族など身近な者に対するアドバイスも自己の考えを交えたものとなっており、当初の授業の目標も達成されたと考える。福島第一原子力発電所は未だ予断を許さぬ状況にあるため、今後も新たな情報の収集を行い、正しい知識を身につけていく必要がある。

## 参考文献

(1)経済産業省. 地震被害情報(第85報). [http://www.](http://www.meti.go.jp/press/2011/04/20110410003/20110410003-1.pdf)

- [meti.go.jp/press/2011/04/20110410003/20110410003-1.pdf](http://www.meti.go.jp/press/2011/04/20110410003/20110410003-1.pdf) (2011). Accessed 29 Aug 2011.
- (2)ISRN.Simulation : la course du nuage radioactive au large du Japon. <http://tempsreel.nouvelobs.com/actualite/planete/20110318.OBS9873/simulation-la-course-du-nuage-radioactif-au-large-du-japon.html> (2011). Accessed 29 Aug 2011. (in French)
- (3)福島県. 環境放射能測定結果・検査結果関連情報. [http://www.cms.pref.fukushima.jp/pcp\\_portal/PortalServlet.jsessionid=5F63B9479140C9BEF4F92118732C48EE?DISPLAY\\_ID=DIRECT&NEXT\\_DISPLAY\\_ID=U000004&CONTENTS\\_ID=23853](http://www.cms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet.jsessionid=5F63B9479140C9BEF4F92118732C48EE?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=23853) (2011). Accessed 12 Sep 2011.
- (4)Mattsson S, Vesanen R. Patterns of Chernobyl fallout in relation to local weather conditions. *Environ Int*, 14 : 177-180, 1988.
- (5)気象庁. 被災者・復旧担当者支援のための気象情報など. <http://www.jma.go.jp/jma/index.html> (2011). Accessed 29 Aug 2011.
- (6)Murbeth S, Rousarova M, Scherb H, Lengfelder E. Thyroid cancer has increased in the adult populations of countries moderately affected by Chernobyl fallout. *Med Sci Monit*, 10 : 300-306, 2004.
- (7)Harjulehto T, Aro T, Rita H, Rytomaa T, Saxen L. The accident at Chernobyl and outcome of pregnancy in Finland. *BMJ*, 298 : 995-997, 1989.
- (8)辻本忠, 草間朋子. 放射線防護の基礎 第2版, 第6章 放射線影響に関する基礎, 日本工業新聞社, 東京, p 59-99, 1994.
- (9)飯田博美. 放射線衛生学, 3 放射線の生物学的影響. 医療科学社, 東京, p 21-35, 1996.
- (10)Yoshioka T, Suganuma T, Tang AC, Matsushita S, Manno S, Kozu T. Facilitation of problem finding among first year medical school students undergoing problem-based learning. *Teach Learn Med*, 17 : 136-141, 2005.
- (11)福島哲仁, 錫谷達夫, 八木沼洋行, 阿部正文. 福島県立医科大学におけるPBLテュートリアル教育～導入初年度の評価と課題. *福島医学雑誌*, 55 : 225-232, 2005.
- (12)Tsuiji M, Kanda H, Kakamu T, Kobayashi D, Miyake M, Hayakawa T, Mori Y, Okochi T, Hazama A, Fukushima T. An assessment of radiation doses at an educational institution 57.8 km away from

the Fukushima Daiichi nuclear power plant 1 month after the nuclear accident. *Environ Health Prev Med*, 2011. *in press*.

(13) Wood EJ. Problem-based learning: exploiting knowledge of how people learn to promote effective learning. *BEE-j*, 3, 2004.



# 現代の服飾に蘇るアール・ヌーヴォーの精神と 現代人の癒しについての一考察

A consideration of the reviving spirit of Art·Nouveau, and curing of stress of contemporary persons, through dresses and their ornaments in these days.

片山邦子  
Kuniko Katayama

## 目次

はじめに

1. 現代の服飾に見られる癒しへの憧憬
2. アール・ヌーヴォーの精神と癒し
  - (1) アール・ヌーヴォーの誕生とそのルーツ
  - (2) アール・ヌーヴォーの精神と自然への回帰

おわりに

## はじめに

「アール・ヌーヴォー」に関心がなくても「ミュシャ」の絵を好む人は多い。洗練された美しい曲線、気品のある淡い色調で描かれる女性像、それを取り囲む花々、植物—その作品は、見る者を豊かな抒情で包み、あたたかな癒しを与える。ミュシャの絵がいつの時代も多くの人々に愛されるのはそのためであろう。

アルフォンヌ・ミュシャは、19世紀末に世界を席捲したアール・ヌーヴォーの代表的な画家の一人であるが、最近、彼の作品集が巷に出始めている。

その中で、若い女性向けのファッション誌で国内トップの売行きを誇る雑誌社は、ミュシャの絵をプリントしたトートバッグを付録に、ミュシャの作品集を出版している。

一方、最近の服飾の傾向を見ると、花・植物・動物など生命体をモチーフとした柄や、柔らかに体を包み込むデザインによって、やさしさ・あたたかさ・癒しをコンセプトにしたものが目立っている。服飾は時代を映し出す鏡の一つといえるが、現代の女性の服飾に、アール・ヌーヴォーの精神の蘇りが見て取れる。

筆者はこれまで、服飾デザイン・服飾史や、アートフラワー・デコパージュ・ディスプレイ等を含む生活デザイン、ファッションビジネス等を長年研究し、さらにそれらの研究を深めるために、パリのベルサイユ宮殿、ウィーンのシェーンブルン宮殿、ハプスブルグ帝国皇妃・エリザベートの関連資料を集めたシシイ美術館をはじめ、ヨーロッパ各国、イギリス、アメリカ等の服飾・美術・工芸を視察し、論文を書いてきている。

この研究の中で、筆者はアール・ヌーヴォーにも大きな関心を寄せてきた。その有機的で見る者の心を癒すアール・ヌーヴォーの表現様式は、日本の美意識と底流でつながりあっていることを実感してきたが、今、服飾という日常の暮らしの中にアール・ヌーヴォーが蘇っていることの意味に、筆者は着目している。

ここで、アール・ヌーヴォーをあらためて見直し、現代の服飾に蘇るその精神と現代人の癒しについて考察したい。これによって、現代社会に生きる我々が歩

むべき方向を探る、糸口の一つを見出すことができれば幸いである。

## 1. 現代の服飾に見られる癒しへの憧憬

ここ3年ほどの服飾の流行では、チュニックが根強い人気を保っている。一流のブティックでも地方の小さな「呉服店」でもまちがいのない売れ筋であり、10代の若者から高齢者まで幅広い年代に受け入れられている。素材やデザインのバリエーションによってカジュアルからセミフォーマルまでカバーでき、ボトムの組み合わせも自由という柔軟性、ギャザーやタックでゆったりした形の着やすさ、体型の欠点を隠せる便利さなどが支持されていると思われるが、そのデザインのコンセプトは、「やさしさ」「あたたかさ」である。実際、ふだんテーラードスーツを着て近づきたいイメージの女性がチュニックを着れば、彼女は優しくで温かな人に見え、彼女自身の心身がリラックスするだけでなく、周りの人の心をも和ませるであろう。

このチュニック人気と流れを同じくして、最近の服飾の新しい傾向も、「やさしさ」「やわらかさ」「あたたかさ」を表現しているものが目立っている。柔らかなで上質の素材を使った、ゆったりした形に優雅なボウタイやフリルの付いたブラウス、ギャザーや細かなプリーツをほどこしたロング丈のスカート、花柄や豹、犬、小鹿、小鳥などの動物柄など、生命の温もりとやさしさを感じさせるイメージがこの秋冬のトレンドとなりつつある。つまり、現代の服飾のコンセプトは「癒し」であると思われる。

ファッション誌の多くは、この新しい傾向を、「70年代のビッグトレンド」として、「70年代のイメージの再生」と位置づけている。

70年代直前の日本をふり返ると、当時はめざましい経済成長のさなかにあった。アジア初のオリンピックが東京で開かれ、万国博覧会が大阪で催され、国中が上昇気流に乗って湧きかえっていた。大量生産・大量消費時代が到来し、GNPは世界第2位にまで上りつめた。

国民は“モノの豊かさ”に酔いしれ、自分たちが生きるこの時代を「昭和元祿」と呼んだ。

女性の服装も華やかさを増して、既制服も“ブレタポルテ”と名を変え、需要はオーダーメイドを上回って、ファッション業界も大量生産・大量消費時代に入った。ここに、1967年、ロンドンからミニスカート

が上陸した。ミニスカートブームはたちまち日本中に広がり、女性たちをミニ一色に包んで、大量生産・大量消費に拍車をかけることになった。

しかし、70年代に入ると、流行の画一性が消え始め、Tシャツ・パンツのカジュアルウェアが定着、マキシスカート、マキシドレスなどのロング丈やパンタロンなど、多様なファッションが現れ始めた。

ファッション業界は、ミニブームの次に来る大流行を創ろうと躍起になり、あの手この手をくり出したが、消費者は大量生産・大量消費の枠から抜け出して、ひとり歩きを始めた。消費者が欲したのは、企業や国の経済効率のためでなく、自分自身のためのファッションであった。国中が経済成長に浮かれ、立ち止まってくらしや自分と向きあうこともなかったこの時代の後、70年代に求められたコンセプトは、「やさしさ」「あたたかさ」と「自由」そして「癒し」であった。この時代の服飾の傾向が、今と重なっていると考えられる。まさに今日の服飾の傾向は、70年代のトレンドの再生といえるだろう。

近年、日本は、昭和元祿と相対する不況に陥った。人間関係は希薄になるばかりで、高齢化は進み、地域の



写真①  
ウィーン工房デザインのファッション  
(1913年)

写真②  
ウィマー・ウィスグリル作の舞台衣装  
(1917年)

写真③  
スズキタカユキのドレス  
(「クリムトとウィーン」、学習研究社、1955より)





写真④  
ミュシャ「飾りガラス皿」  
〈ヒヤシンス姫〉  
(「MUCHA」、宝島社、2011  
より)

活力が失われている。このような時に、東日本大震災が起こり、福島県は地震・津波の被害に加えて、原発事故に苦しめられている。今、誰もが求めるものは、やさしさ、あたたかさに包まれる、心の癒しであろう。その憧憬の一端が服飾にも表れて、今日の傾向を形作っていると思われるが、それはルーツを遡れば、70年代を一つの節目として時代をさかのぼり、アール・ヌーヴォーの精神にたどり着くと考えられる。

左下の写真は、アール・ヌーヴォー時代(写真①②③参照)と今日のファッションであるが、この二つの時代に根底でつながるものを感じさせられる。

繊細な美しさとやさしさのあふれる服で今注目されている、新進の服飾デザイナー・スズキタカユキは、アール・ヌーヴォーの代表的画家のひとりであるアルフォンヌ・ミュシャ(写真④参照)の、「有機的なものから発生する美しさ」に深い共鳴を覚えるという。スズキの服(写真③参照)を現代の服飾の傾向を象徴するものの一つと考える時、アール・ヌーヴォー時代との時の隔たりを越えた、共通の「やさしさ」「あたたかさ」が伝わってくる。つまり、われわれの日常の中に、アール・ヌーヴォーの精神の蘇りを感じ取ることができるといえるだろう。

## 2. アール・ヌーヴォーの精神と癒し

### (1) アール・ヌーヴォーの誕生とそのルーツ

「アール・ヌーヴォー」と呼ばれた19世紀末の新しい表現様式は、1889年に行われたパリ万博で爆発的な展開を見せた。

それ以前に、江戸幕府が鎖国を解いて以来、外国人の収集家によって日本の美術工芸品がヨーロッパ、イ

ギリスに渡り、その表現様式の新鮮さが注目されていたが、日本の文物が公的にヨーロッパ世界に登場したのは、1867年〔慶長3年〕に行われたパリ万博からである。当時のほとんどのヨーロッパ人は、初めて日本の文物に触れることになった。1850年代から日本美術に深い関心を寄せて積極的にヨーロッパに紹介してきた、劇作家・小説家のゴンクール兄弟が、この万博を契機に「ジャポニズム(日本熱)」を展開していく動因となった。

1873年(明治6年)のウィーン万博は、明治政府が始まって初の国際舞台への登場となったが、この時は、1年以上の周到な準備期間をかけて収集した国家的規模の文物を出品している。日本館の中には、茶屋や日本庭園もしつらえ、日本の風景も写真で再現しており、それらと数々の出品物を通して、日本人の生活、文化、精神をうかがい知ることのできる展示であったと記録されている。

ウィーン万博への出品物は次のようなものである。国照、国親、二代・三代広重などの浮世絵・錦、繡仏などの染織品・目貫、花瓶、置物などの金工品・輪島、家具・漆器・七宝・伊万里、瀬戸、薩摩などの陶磁器、櫛、簪などの装身具・人形・欄間・仏像・狛犬・団扇・羽子板・三味線、琴、琵琶などの楽器・甲冑、刀などの武具などに、会津や輪島など諸国の美術工芸品。さらに、日常生活で使われる諸道具一家具・衣類・大工道具・農耕具・神楽太鼓・漁船・民家や仏閣、塔堂の模型・名古屋の金のしゃちほこ・食料品・お茶・漢方薬。まさに日本のすべてが登場したような展示である。

1878年以降のパリ万博には、政府出品の他に、民間人も参加するようになり、政府主導の精緻な技術の粋を集めたものばかりでなく、型にはまらない自由な様式のものも出品されたり、市場に流入するようになった。

このような日本からの出品物は、ヨーロッパ世界に新鮮で強烈な印象を与えた。当時のヨーロッパの美術工芸は、精緻で厳格な技術主義の枠の中で固まり、表現様式は古典のマンネリズムに陥ったままであった。また、一方では、急速に発達した機械による大量生産に圧迫されて、出口の見えない低迷と試行錯誤を繰り返していた。このような時に、日本から吹いてきた新しい風は、ヨーロッパ世界にとって、一種の「啓示」であるかのように人々の心を打ったと思われる。

日本の美術工芸品の、技巧を弄さない伸びやかな表現、洗練された自由で美しい線、遠近法や左右対称の

観念に縛られない大胆な構図、花・植物・鳥・虫・動物・波・風・月などの自然に向けられた眼、さらに自然から得たイメージを抽象化して美しい文様に昇華させる美意識と技法—それまで触れたことのなかった表現様式に人々は衝撃を受けた。

この日本の表現様式は、パリを中心として「ジャポニズム」と呼ばれる「日本熱」を高めていった。これを踏み出しに、花・植物モチーフを軸とした「アール・ヌーヴォー様式」が誕生する。

アール・ヌーヴォーは、1889年のパリ万博をジャンピングボードにするかのように、全世界に広がって行き、絵画、工芸品、家具、服飾、食器、建築、印刷物などあらゆるものを、生命体の花・植物の曲線で表現される「アール・ヌーヴォー様式」で包み込んだ。

その背景には、時代の激動期の破壊と新生のエネルギーの渦があった。アメリカでは南北戦争があり、大陸の新時代が拓かれようとしていた。ダーウィンは「進化論」を展開して現代科学の扉を開け、シュリーマンはトロイの遺跡を発見して古代史に光を当て、人々の史観に大きな広がりをもたらした。折しも日本では明治維新が起き、近代国家の一員として国際社会に登場してきた。このような世紀末の土壤にアール・ヌーヴォーというその名の通り、「新しい芸術」の花が咲いたのである。

記録によれば、1800年代に日本が参加した万博は、1862年のロンドン、1873年のウィーン、1876年のフィラデルフィア、1878年、1889年のパリ、1893年のシカゴで、通算1億1000万人余の入場者があった。当時の欧米人の総数の23パーセント、約4人に1人が日本の文物を鑑賞したことになる。

こうした背景の中で、日本の文化・美術を積極的に欧米の知識人の間に浸透させ、アール・ヌーヴォーの誕生の担い手になったのが、美術商であり、美術評論家でもあったサミュエル・ビングである。

ビングは、パリにあった自分の東洋美術品の店を改装して、「ビングのアール・ヌーヴォーの店」と名付け、ヨーロッパの古い伝統のもとでマンネリに陥っていた絵画、産業美術を打破して新しい表現を試みようとする若い芸術家たちの作品を展示して、次々に優れた作家たちを世に出していった。美術史に刻まれる「アール・ヌーヴォー」の名称は、このビングの店に由来している。

ビングが、私費で発行した「藝術の日本」という雑誌がある。これは、日本文化・日本美術の専門誌で、

3年間、36号に渡って出版された。この中で、ビングは、日本の芸術作品に内包されている生命の息吹と美意識を次のように述べている。

「日本の芸術家たちは、あらゆる規範から解放され、あてもなく空想に耽る放浪者なのか、いや、決してそうではない。〈自然〉という名の信頼すべき案内者こそ、彼らが尊敬する唯一の師であり、その教訓こそ、汲めども尽きぬ靈感の泉なのだ。(中略) 彼らは、自然の大スペクタクルに感動する靈感に満ちた詩人であると同時に、『極微の世界』を持った身近な神秘を発見する、注意深い観察者でもある。(中略) 彼らは、蜘蛛の巣に幾何学を学び、雪の上の鳥の足跡に装飾のモチーフを見、そよ風が水面に描く漣に曲線模様の靈感を受ける。約言すれば、彼らは、自然は万物の根源たる要素を秘めていると信じている。彼らによれば、創造物はすべて、芸術の気高い概念の中に位置するにふさわしいものである。たとえそれが、一枚の小さな葉であっても」<sup>(1)</sup>

—この考察の上に立って、ビングは、ヨーロッパの工芸意匠家、美術家たちに、日本の芸術を単に模倣するのではなく、表現の普遍的な様式を引き出すことを提言している。つまり、万物の根源としての自然を師とし、その生命のエネルギーを汲み取ることを勧めているといえるだろう。ビングの、日本の美意識に対する深い理解と共感は、日本人自身が認識しなかった自らの美意識を明確に浮き彫りにしていると思われる。

ビングは、それまで欧米のサロンで流行していた上辺だけの日本趣味ではなく、自然を師とする、日本の美術の根本の思想を説き、日本美術がヨーロッパ世界



「藝術の日本」  
1888年5月号

(LE JAPON  
ARTISTIQUE),  
美術公論社、1981より)

の美術と深く結びついていくことを予測している。

こうしてアール・ヌーヴォーは、ヨーロッパだけでなく、イギリス、アメリカ、北欧に広がり、それぞれの国の表現様式、美意識と混淆しながら、グローバルな様式となっていった。ここで、ピングの言葉をあらためて見直す時、我々は「自然」をこの上ない師とする日本の精神と美意識を、21世紀の今、ピングによってあらためて認識させられる思いがする。

1991年、筆者は、花の文化をテーマにした研究で、イギリスを訪ねたが、ここでもアール・ヌーヴォーと日本の美意識の邂逅を見た。

イギリスでは、ルネサンス時代から植物学が発達しており、花の文化が成熟している国である。

イギリスの建築家・装飾家であったオーウェン・ジョーンズ(1809～1874年)は、アール・ヌーヴォーのうねりが生まれる時期の一足前の時代に、美学と産業の融合を推進する運動に参加していたが、彼は、文様の造形が自然の形態に立ち返ることをくりかえし主張している。とくに、東洋美術の研究から引き出された法則として、花やそのほかの自然の対象は、そのまま文様として使用されるべきではなく、自然を喚起させるイメージをもたらすことが必要であるとしている。これは、自然のモチーフをそのまま写すのではなく、抽象化して対象の最も美しい本質を表そうとする日本の表現様式と意識を同じにするものである。

万博で展示された日本の草花は、イギリス人が初めて見る花々もあったと思われる。それらの珍しさと、美術工芸品に描かれた草花の表現に、彼らは新鮮な驚きと刺激を受けたであろう。この日本の美意識を、イギリスの伝統の花の表現様式に取り入れたのは、アーサー・ラセンビー・リバティである。

リバティは、1875年にリバティ商会を設立、東洋、とくに日本の美術工芸品を販売していたが、1879年頃から、服地のプリントを手掛けている。筆者は現地でもリバティプリントの数々をつぶさに見たが、繊細で象徴的な花の表現、ヨーロッパやイギリスには見られない花鳥画のプリントに、アール・ヌーヴォーのうねりを通してイギリスに根付いたであろう日本の香りを感じ取った。

19世紀の終わりに誕生して嵐のように世界に広がったアール・ヌーヴォーは、20世紀初頭に、現代デザインのスタートとなるアール・デコ様式を生みながら、新旧世紀の橋渡しをするかのようにその姿を消し



グスタフ・クリムト作「女性の肖像」(未完、1917～18年)  
(「クリムトとウィーン」、学習研究社、1995より)

た。

しかし、それは表面の現象であり、アール・ヌーヴォーの精神は、伏流水のように時代の底を流れ続け、21世紀の今、日本の女性の服飾に蘇ってきている。その蘇りが、高尚な美術界ではなく、服飾という日常生活の中に見られることに筆者は着目する。これは、アール・ヌーヴォーの精神の根幹である「癒し」が日常生活の中で求められ、癒しへの憧憬が形になっている証しであろうと考えるからである。

## (2) アール・ヌーヴォーの精神と自然への回帰

アール・ヌーヴォーは、「花の様式」とも呼ばれる。それだけ、モチーフとするもののメインが花であったということである。花のほかにも、鳥、蝶、虫なども取り上げられたが、それらは花を引き立てる脇役であることが多い。

花のモチーフは、アール・ヌーヴォー様式に限らず、古代から現代まで世界中で用いられていることはいうまでもない。それは、装飾、祈り、象徴、癒しなど様々な目的や意味を持って表現されてきた。そして今日でも、花のモチーフは生活の中に途絶えることなく用いられ、万人に愛される永遠のモチーフである。

花はその美しさ、やさしきで人の心を癒してくれるが、その魅力の背後にあるものは、生命のあたたかさであり、生命を育む大自然の息吹きである。それだからこそ、花のモチーフはいつの時代、どの民族にも愛

されてきたのであろう。

従って、アール・ヌーヴォーが「花の様式」ともいわれるのは、その表面に表されるモチーフだけを指すのではなく、生命の息吹、自然への回帰を暗示するものであったためと考えられる。

ヨーロッパにおいては、造形表現の主題は常に「神」であり、自然は神を表現するための装飾にほかならなかった。ルネッサンスを機に、西洋美術の主題は「人間」に移りはしたが、そこでも自然は主題を引き立てるわき役にすぎない。例外的に風景を主題としたものもあるが、それは啓蒙や教訓、記録などの特別な役割を持ったもので、自然そのものを主題として描くことは本質的に性格を異にする。

また、花や果物だけを描いたものもあるが、それらは室内の装飾を目的にしたものであり、花は豪華な花瓶に挿され、果物は銀の器に盛り付けられて、室内の空間に閉じ込められている。それらは「自然」ではなく、人間の支配下で手を加えられ、まもなく朽ちていく仮の生命体である。

しかし、日本人がとらえるものは、大自然そのものである。西洋のように、人間の都合に合わせて自然を室内に切り取ってくるのではなく、人間自体も自然の一部として溶け込んでいくという視点、思想を持っている。

アール・ヌーヴォーのルーツとなった日本の美術工芸品、絵画のモチーフを見ると、花が一番多く取り上げられてはいるが、萩、ナデシコ、桔梗、あやめなど西洋絵画には見られない（西洋にはない品種もあるが）地味な花にもいきいきした生命が与えられている。

また、花だけでなく、南天や万年青などの実、笹、薄、葦や名もない草や楓、松、竹などの樹木、雀、雁、鷹、鶴などの鳥、キリギリス、蟬、トンボなどの虫やはまぐりなどの貝、こうもりなど、自然の中に見られる生命体が幅広く描かれている。さらに、月、太陽、波、風、雪、雨などの森羅万象と、夜明け、朝、昼、黄昏、宵、

夜という1日の時の推移、春夏秋冬という季節の移ろいといった大自然の息吹を、掌に載るような小さな簪や櫛、紙入れ、煙草入れ、刀剣の飾りなどに映し出している。

ヨーロッパ世界にとって、このモチーフの選択から垣間見える日本の美意識と自然と融合する精神は、形や線、色使い、構図といった造形感覚よりも、大きな衝撃ではなかったかと思われる。

アール・ヌーヴォー様式を育て上げた美術商、評論家、美術愛好家、新進作家、知識人たちは、日本の美術工芸品の中にさりげなく表現されている「自然への回帰」の姿勢と美意識を間違いなく掬い取った。

アール・ヌーヴォーは、非常に柔軟で、多様な様式を持ち、どこにでも根づく国際性を持っていた。この時代の装飾品や建築でアール・ヌーヴォーの影響を受けないものはなかったと言っても過言ではない。ドアノブ、手すり、壁紙、建物全体、照明器具、食器、装身具、服飾など生活のあらゆる分野にこの様式が応用された。

アール・ヌーヴォーは、階級や質も選ばなかった。高価な1点もの手づくりの花瓶や家具、豪華な装身具もあれば、大量生産の安い食器もあり、使い捨ての印刷物までもがこの様式で作られた。この相反する二つの性質は、アール・ヌーヴォーが、時代の転換期における芸術、デザイン、社会のあらゆる葛藤を具現したことを意味している。その表現形態の多様性において、アール・ヌーヴォーは、貴族的で庶民的、私的で公的、保守的で革新的、華麗で素朴、伝統的で近代的という両面を持ち合わせていた。

こうしたアール・ヌーヴォーの多様性、柔軟性、両義性は、生命そのものの持つたくましさ、自然が本来持っている様相であろうと筆者は考える。

世紀末の激動期にあって、人々が求めたものは、自然に回帰する「癒し」であっただろう。だからこそ、アール・ヌーヴォーは、「日本様式」「花の様式」とも



写真⑤カールスプラッツ市営鉄道(ウィーン)  
(「クリムトとウィーン」, 学習研究社より)



写真⑥  
市民会館(ブラハ)  
(「MUCHA」, 宝島社, 2011より)



写真⑦  
草花文花器  
透明なガラス器にエナメル  
金彩で絵付けした、エ  
ミール・ガレの作品

「アールヌーヴォーの装飾」、学習  
研修社、1955より

呼ばれながら、怒涛のような勢いで世界に広がっていった。その意味で、アール・ヌーヴォーは「癒しの様式」ともいえると考えられる。

エミール・ガレは、ヨーロッパのアール・ヌーヴォーを推進した中心人物であり、美しいガラス器、家具などの天才的な作家として、その作品は今日もなお高い評価を受けている。ガレの制作活動は1884年から始められているが、当時その作品はヨーロッパの伝統的な技法と様式の枠を出ていなかった。

しかし、1885年、日本からフランスの文化都市ナンシーにきた画家、高島北海が積極的に日本美術を紹介し、ガレとの交流が始まってから、ガレの作風は一変した。ガレは「自然は素晴らしい」と自然への愛を表明し、日本の美意識と様式を吸収して、花・鳥・蝶・虫などをモチーフとした作品を次々と世に送り出した。

批評家たちはガレの作風を「日本様式」と呼び、ガレの新しい作品と自然を愛する思想は、当時の人々に熱狂的に受け入れられた。写真⑦は、エミール・ガレの作品である。この花鳥を描き込んだ美しい花瓶を通して、ヨーロッパに花咲いた日本の美意識とアール・ヌーヴォーの精神を、われわれはあらためて見直すことができるだろう。

## おわりに

筆者は、皇妃エリザベートについての研究でも、数回ウィーンを訪ねているが、ウィーンもまた、アール・ヌーヴォーの熱狂的な広がりを見せた都市である。駅

舎、宮殿、劇場、集合住宅等に、今なおアール・ヌーヴォー様式が遺されており、21世紀の都市に美しく調和していることに感動した。ライントには、ハプスブルグ皇帝の別荘「ヘルメスヴィラ」があるが、その中のエリザベートの寝室の天井画は、ウィーンのアール・ヌーヴォーだけでなく、アール・ヌーヴォー時代を代表する画家、グスタフ・クリムトによって描かれたものである。

エリザベートは、ミュンヘンの広大で豊かな自然の中でびのび育った少女であったが、17歳でハプスブルグ帝国皇妃になってから、人生は激変した。厳格な宮廷のしきたり、皇妃としての重圧、初めての子の夭折、成人した王子の突然の死などによって、彼女は深く傷つき、人生の後半を漂泊の旅に費やした。

そのエリザベートが自らの“避難所”として愛したのがヘルメスヴィラであった。エリザベートが、ベッドに仰向けになって天井のクリムトの絵を眺めながら、傷ついて疲れ果てた心を癒したであろうと想像すると感慨深い。その意味でも、アール・ヌーヴォーは「癒しの様式」でもあったとあらためて筆者は考える。

現代人もさまざまなストレスに囲まれ、心を病む若者も少なくない。加えて、3月11日の東日本大震災によって、実際の被害はもとより、社会の構造が大きく歪み、人々は心の癒しを求めてやまない。

今回の大震災で我々は、大自然が人間の知恵や力をはるかに超えたものであること・人間は大自然を構成するものの一つにすぎないことを思い知らされたといっても過言ではない。生産効率と最先端の科学が社会の価値観の柱となってきた現代社会の中であって、われわれは、自然と共に在り共に生きる日本の美意識とそれにつながるアール・ヌーヴォーの精神を、真摯に見直していく時にさしかかっているのではないと思われる。

これまでの研究にあたっては、フラワーデザイナーのマミ川崎氏、デコパージュの平本節子氏はじめ、アートフラワー、染織、服飾史、美術史などその分野の第一人者である先輩方と、視察、研修、ワークショップなどと一緒に活動し、多くを学ばせていただいた。ここにあらためて心からの謝意を表したい。

## 〈参考文献〉

スチーブン・エスクリット、アールヌーヴォー、岩波書店、東京、2004。

馬淵明子、ジャポニズム—幻想の日本、ブリュッケ、東京、1997。

由水常雄、花の様式 ジャポニズムからアールヌーヴォーへ、美術公論社、東京、1984。

クリムトとウィーン、学習研究社、東京、1955。

装飾デザイン9—アールヌーヴォーの装飾、学習研究社、東京、1984。

アールヌーヴォーの華 アルフォンス・ミュシャ展、ドイツ文化事業室、東京、1989。

塩田丸男、心に染み入る日本の詩歌、グラフ社、東京、2002。

みづえ—フランスリアリズムの伝統、美術出版社、東京、1981。

高橋順子、日本の名詩を読みかえす、いそつぶ社  
ジウリア・ヴェロネージ、アール・デコ、美術出版社、東京、1976。

昭和史—昭和元禄、毎日新聞社、東京、1995。

男も女も装身具—江戸から明治の技とデザイン、NHKプロモーション、東京、2002。

片山邦子、花と文化—生活デザインとしての花の一考察、福島女子短期大学研究紀要第22集、1991。

片山邦子、金箔を通して見た安土桃山時代の服飾・工芸の一考察、福島女子短期大学研究紀要第26集、1995。

片山邦子、皇妃エリザベートの美の追求に見る現代性—その光と影、福島学院大学研究紀要第39集、2007。

片山邦子、現代人のストレスとアロマテラピーについての一考察、福島学院大学研究紀要第41集、2009。

GLOW9、宝島社、東京、2011。

## 〈引用〉

サミュエル・ビング、藝術の日本、美術公論社、東京、1981。(引用・P.16)

SWEET5、7、8、9、10、11、宝島社、東京、2011。

古着MIXガールズ12、学研パブリッシング、東京、2011。

アルフォンス・ミュシャ展 図録、ドイツ文化事業室、東京、1986。

アンドルー・ワイル、癒す心、治る力、角川書店、東京、1993。

大木幸介、脳と心の健康、東洋出版、東京、1993。

コンスタンス・クラッセン、アローマ、筑摩書房、東京、1997。

島蘭 進、癒す知の系譜、吉川弘文館、東京、2003。

鳥居鎮夫、アロマテラピーの科学、朝倉書店、東京、2002。

高田明和、うつに効く実践ノート、リヨン社、東京、2007。

MYUSHA、宝島社、東京、2011。

レイチェル・カーソン、センス オブ ワンダー、祐学社、東京、1992。

# 保育施設における紙芝居の舞台使用に関する一考察

One consideration about the stage use of picture-card shows in a child-care facility

田上貞一郎、中野 明子  
Teiichiro Tagami, Akiko Nakano

## 目 次

1. 紙芝居の歴史概観
2. 本論の目的
3. アンケート結果と考察
  - (1)調査方法
  - (2)保育所(園)の使用状況について
  - (3)幼稚園の使用状況について
  - (4)舞台使用に関する既説
  - (5)考 察
- おわりに

### 1. 紙芝居の歴史概観

保育現場で頻繁に活用されている紙芝居は、エプロンシアターやペープサートとともに日本人が考案した日本文化の1つとされている。

紙芝居の起源は古く、平安時代以前から仏教布教のための「絵による噺（はなし）」として利用されたのが始まりとする説が有力である。江戸時代になると影絵、のぞきからくり、写し絵、立絵紙芝居と改良され明治期を迎える。明治期は立絵紙芝居が主流だったが、昭和5年ごろからは現在のような平絵を用いた紙芝居が誕生している。

1932（昭和7）年、この絵画を用いた紙芝居を教育現場に普及させる目的で日本劇画教育協会が設立され宣伝したが、実現されるには至らなかった。これは当時多かった街頭紙芝居が非教育的で、特に飴を売る行為が非衛生的という理由であった。学校によっては児童に見ないようにとの禁止令さえ出されるケースがあった。協会名に低俗とされていた紙芝居という表現を用

いず「劇画」という別称を用いた苦心も実らなかった。

しかし、学校から帰った子どもは紙芝居屋のおじさんの拍子木の音を聞いて、われ先にと小銭を持って集まったのである。子どもたちは夢や精神的喜びを与える紙芝居本来の持つ魅力を知っていたが、学校関係者はその魅力や効用を研究せず、業者を非難するだけであった。

1936（昭和11）年の東京では2000～3000人の紙芝居屋がいて、1日に100万人を超える子どもを集めていたとされている（山本武利「紙芝居」吉川弘文館）。全国的にはこの数倍になり、マスメディアとしての位置を占めるに至っていた。

1937（昭和12）年には日本教育紙芝居協会が設立されたが、これは戦争遂行を目的としており、紙芝居本来の魅力を教育現場に普及させるのとはかけ離れていた。戦後になり、街頭紙芝居は黄金期を迎えるが、1953（昭和28）年には電気紙芝居とも呼ばれたテレビ放送が始まり、1955（昭和30）年、テレビの普及台数が全

国で10万台に達し、この5年後には500万台を突破する。このテレビの普及に圧倒され、街頭紙芝居は衰退の一途をたどることになる。

街頭紙芝居の衰退する傍ら、教育紙芝居は学校教材として小学校に販路を拡大していった。そのような中で1962(昭和37)年に「高橋五山賞」が制定され、印刷紙芝居の優秀作品を顕彰する活動が始まり、今日まで続いている。しかし、紙芝居は新種の視聴覚教材に押され「時代遅れ」との烙印を押され、次第に小学校での利用が廃れていった。

1969(昭和44)年になると「子ども文化研究所」が設立、続いて「子ども文化」が創刊された。さらに同研究所内において「幼児紙芝居研究会」の活動が始まり、紙芝居の対象は小学生から幼児へと移り、保育紙芝居の出版部数は飛躍的に増加し始めた。

これは幼稚園・保育園の開園ラッシュが続いた1965～1975年と時期が重なり、保育紙芝居は簡単に扱いやすい人気ある教材・教具として、どの園でも積極的に購入し使用された。この傾向は現在も同じで、30余年経過しても根強い人気を集めている。

本学保育科第一部の1年生は、附属幼稚園で行う基本実習の「技術演習」に手作りの紙芝居を選択し、時間をかけて製作し臨んでいる。

平成22年度保育科第一部基本実習(5日間の観察実習)の中で最終日(4日目か5日目)の園児のお帰りの時間帯に、各クラスに分かれて子どもの年齢と発達、季節に合った「技術演習」(1人5分間)を実施するが、実習生が選んだ演習は次の通りである。

紙芝居：67名(29.1%)	エプロンシアター：101名(43.9%)
ペープサート：54名(23.4%)	歌(ピアノ)：8名(3.5%)
合計230名	

紙芝居を約30%が選択しており、将来、保育者を目指す学生の間においても、人気を集めていることが分かる。

最近では海外でも「KAMI-SHIBAI」として普及し始めているので、将来は「KARAOKE」のように世界的に認知される可能性も秘めている。

## 2. 本論の目的

以上の歴史を踏まえ、保育現場で紙芝居の舞台使用のあるべき姿を見いだすことを本論の目的とする。

注目するのは、街頭紙芝居と教育紙芝居の舞台使用の格差である。街頭紙芝居は自転車の荷台に飴などの入った引き出し付き箱の上に折りたたみ式の木製舞台

が例外なく設置されていた。拍子木で子どもたちを集める前に、紙芝居屋のおじさんは手際よくそれらをセットしていた。飴を売り終え、紙芝居の上演となると見事な口上とともに舞台の中の絵を操って演出効果を高めていた。

ところが教育紙芝居から保育紙芝居に変遷するうちに、舞台の使用は常時でなくなってしまった。この点に関して、以下のような調査結果が2点ある。

### 紙芝居に関するアンケート

1983(昭和58)年4月15日、「子どもの文化研究所」の「紙芝居研究会」、前月1日より始めた紙芝居に関するアンケート調査を締め切る(調査対象は東京都公立保育園・幼稚園40園、愛知県公立幼稚園20園、他公立幼稚園4園、私立保育園・幼稚園40園。計104園。園児最多471人、最少40人、平均140人)。

表1)

舞台	かならず使う	ときどき使う	使わない
園数	18	48	34

(石山幸弘「紙芝居文化史」萌文書林より)

舞台について「かならず使う」はわずか18園にとどまり、逆に全く「使わない」が倍近い34園にも上っている。その理由はどこにあるのか。さらに興味深いのは「ときどき使う」で48園もある。どのようなときに舞台を使うのかを知るのも目的にしたい。

もう1つ、最近の調査を引く。

2010年、愛知県の保育現場における紙芝居の利用状況について詳細に調査した報告の中に、舞台使用に関するデータである。回答のあった148園の舞台使用状況である。

表2)

舞台使用	いつも使用	時々使用	ほとんど使用しない	使用しない
園数	10	22	47	70

(鬢櫛久美子・野崎真琴「保育現場における紙芝居の利用状況」名古屋柳城短期大学研究紀要 第32号)

両調査には27年の時間が経過している。表1)の「かならず使う」が17%に対して、表2)の「いつも使用」は6.7%にとどまっているのは興味深い。保育紙芝居として活用が進むに従って、年々、舞台の使用率が減少しているとも推測できる。

この2つの調査結果を踏まえ、今回のアンケート調査結果を比較検討して、その舞台を使用しない理由についても追求したい。

### 3. アンケート

#### (1)調査方法

本論のために、次のようなアンケート用紙を作成した。記入者の負担軽減を考慮して設問を絞り、回答しやすいように工夫した。

#### 紙芝居の舞台に関するアンケート

1. 貴所(園)に、紙芝居の舞台は用意されていますか？

(番号を○で囲んでください)

(1)いる (2)ない

「(1) いる」場合は、次にお答えください。

2. 3.4.5歳児の保育時に紙芝居をする場合、舞台を使用しますか？

(番号を○で囲んでください)

(1)たいてい使う (2)時には使う (3)全く使わない

その理由を簡単にお教えください。

調査期間 平成23年8月～9月

調査方法

- ①平成23年度保育科公開講座受講者  
(田上・中野担当)  
幼稚園…18 保育所(園)…1 計19  
(回収率100%)
  - ②平成23年度教員免許状更新講習「選択領域」受講者  
幼稚園…36 保育所(園)…12 計49  
こども園・児童館など…11(調査対象から除外)  
(回収率100%)
  - ③平成23年度保育科2年生保育実習先保育所(園)  
保育所(園142に調査依頼、87所(園)回収  
(回収率61%)
  - ④平成23年度保育科2年生教育実習先幼稚園  
幼稚園139に調査依頼し、60園回収(回収率43%)
- [注] 本稿の締め切り日と教育実習の終了日が切迫していたために回収率が低くなっている。

#### (2)保育所(園)の使用状況について

まず、使用状況を見てみる。調査方法の①②③の保育所(園)を合計すると100園になる。アンケートの設

問別の数は次のようになる。

1. 貴所(園)に、紙芝居の舞台は用意されていますか？

(1)いる 53所(園) (2)ない 47所(園)

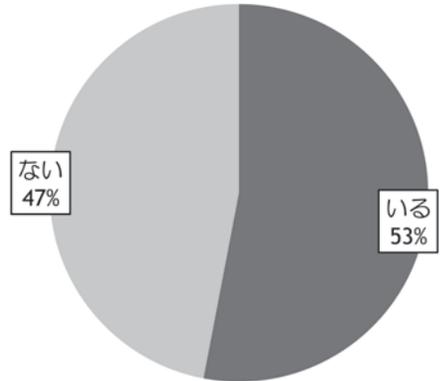


図1) 舞台は用意されていますか

「(1)いる」場合は、次にお答えください。

2. 3.4.5歳児の保育時に紙芝居をする場合、舞台を使用しますか？

(1)たいてい使う 5所(園)  
(2)時には使う 30所(園)  
(3)全く使わない 18所(園)

[注] この設問を「3.4.5歳児」に限定したのは、幼稚園との比較を容易にするためである。

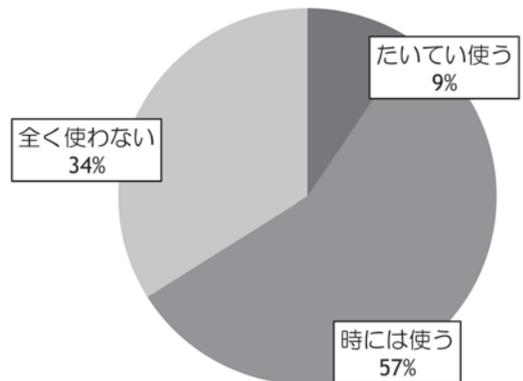


図2) 舞台を使用しますか

#### (3)幼稚園の使用状況について

次に幼稚園の使用状況を見てみる。調査方法の①②③の幼稚園を合計すると114園になる。アンケートの設問別の数は次の通り。

## 1. 貴園に、紙芝居の舞台は用意されていますか？

(1)いる 67園 (2)ない 47園

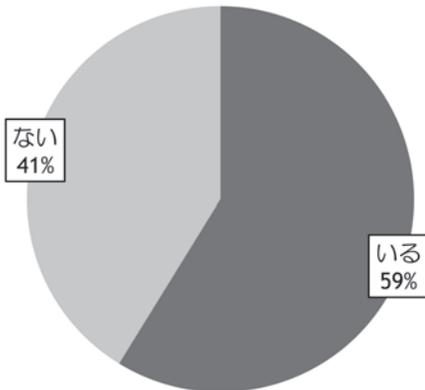


図3) 舞台は用意されていますか

「(1)いる」場合は、次にお答えください。

## 2. 3,4,5歳児の保育時に紙芝居をする場合、舞台を使用しますか？

(1)たいてい使う 13園  
 (2)時には使う 36園  
 (3)全く使わない 18園

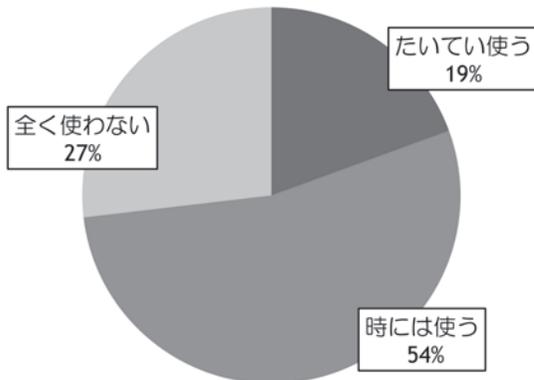


図4) 舞台を使用しますか

この設問については「その理由を簡単にお教えてください」と理由を聞いているので、それぞれについて保育所(園)、幼稚園の区別はしないで主なものを列挙する。

## 1) 「(1)たいてい使う」についての回答

- ①紙芝居の研修会(または短大時代の授業)で、必ず舞台を使うように勉強したから。…(B)
- ②舞台使用で「どのような話が始まるのか」期待感が高まるから。
- ③紙芝居が固定され、細かい効果が生かせるから。
- ④画面が指で隠れることなく、子どもも集中できるから。

⑤話の世界を楽しむための環境構成の1つと考えているから。

⑥絵本と違って紙芝居は演じるものだから、舞台を使って両手を空けると楽器を使ったり身振り手振りを加えられるから。

## 2) 「(2)時には使う」についての回答…(C)

- ①舞台が近くになく用意が面倒で、忙しいから。
- ②舞台を使うとよいのは分かっているが、手軽に見せるのを優先してしまうから。
- ③全体の集まりや誕生会など行事の時には使う。
- ④普段と違う刺激や変化を与えたいときは使う。
- ⑤3歳児クラスは必ず使う。

## 3) 「(3)全く使わない」についての回答…(D)

- ①手持ちで行うと、気楽な雰囲気のできるから。
- ②大きすぎて、扱いにくいから。
- ③舞台を使わないと、子どもの表情や感情をキャッチできるから。
- ④舞台の枠で画面が見えにくくなるから。
- ⑤なくても子どもは喜んで見ているので、必要性は感じないから。
- ⑥いろいろな場所で見せるから、手に持って行っている。
- ⑦絵本中心で、紙芝居は保育に取り入れていないから。
- ⑧園に一台しかないから。
- ⑨使わない方が幼児との距離感が近くなるから。
- ⑩絵を自由に動かせないので。
- ⑪舞台の出し入れ(準備)が面倒なのと、重いから。

## 4) その他の回答(今回のアンケートを見て、舞台を使ってみたら)…(E)

- ①普段と違う雰囲気、子どもたちはいつもより集中して見ている。
- ②舞台の袖で不要な物が隠れるためか、熱心に見入っていた。

## (4)舞台使用に関する既説

紙芝居の舞台使用に関して、既説はどのような立場を取っているのかを調べると、以下ようになる。

- ①お芝居が舞台の上で行われるのと同じように、紙芝居も舞台という枠の中で行われてはじめて、現実の世界ではない別の世界ができあがり、観客はドラマ化された別の世界にひきよせられていくからです。(右手和子「紙芝居の上手な演じ方」童心社)。

- ②紙芝居の舞台などの道具を使うと、紙芝居の形式が生かされ、その魅力を引き出すことができます。紙芝居舞台は市販されていますが、実演用に貸出をしている公共図書館もあります。（「児童文化研究会『さなえ』活動状況」）
- ③舞台を使ってください。舞台を使うことで、空間が仕切れ、紙芝居への集中度が高まります。また、舞台を使わずに手で持ちながら演じるとぐらつくので、大切な「ぬく」の効果が半減してしまいます。（酒井京子他「紙芝居を演じる」図書館流通センター）
- ④舞台は必要です。よく忙しいから、面倒くさいから、イベントのとき以外は舞台を使わない、という話を聞きます。倉庫でほこりをかぶっているところもあります。紙芝居は異次元の世界、ここは違うおはなしの世界に観客を誘う文化です。舞台はその世界へのトビラなのです。舞台がないと演劇的空間をつくりにくくなりますし、第一集中力が低くなります（作品によっては使わないものもあります）。また、紙芝居はふつう舞台があるのを前提につくられていますから、せっかくの紙芝居、舞台を用意して効果の上がる演じ方をしようではありませんか。（ときわひろみ「手づくり紙芝居講座」日本図書館協会）
- ⑤紙芝居の作品をしっかりと観てもらうために、そのためには舞台は必要なのです。手に持って演じていたのでは、演じる人の顔の表情が気になったり、また着ている服の色やデザインに紙芝居の画面が引き立たないということがあるのです。実際に、紙芝居の作品を舞台に入れてその画面を見てください。ずいぶん印象が違うはずですよ。観客の紙芝居への注目度が上がるはずですよ。（菊池好江「みて！きいて！わくわくするよ紙芝居」学事出版）
- ⑥保育所では、あまり舞台を使うことがないので舞台の扱い方がちょっとごちなかつたり、抜き方や差し込み方がスムーズにいかなくなつたりなどがありました。
- 舞台を使うことで、集中の違いや抜ききの効果、コミュニケーションがとれる、紙芝居の世界が広がって共感できるなど、紙芝居の特性が理解できたと思います。
- ぜひ舞台を使って、演じてみてください  
[http://www.geocities.jp/sanae\\_naisyo/kenkyukai.htm](http://www.geocities.jp/sanae_naisyo/kenkyukai.htm)
- ⑦紙芝居をするときは、絵を入れた舞台（枠）の横に立って自分の顔と体を子どもたちに向け、子どもたちの表情を見ながら演じること。（鈴木常勝「保育に生かす紙芝居」かもがわ出版）
- ⑧紙芝居を演じる時、舞台を使うのをめんどろがる人がいらっしやいますが、それは使い慣れていないからでして、舞台はぜひ使っていただきたいのです。なぜかといいますと、お芝居が舞台の上で行われるのと同じように、紙芝居も舞台という枠の中で行われてはじめて、現実の世界でない別の世界ができあがり、観客はドラマ化された別の世界に引き寄せられていくからです。つまり、舞台を使うことで、演劇的な空間を作り出すことができるのです。よく手に持って、胸元で見せる方がいらっしやいますが、観客にとっては、演じ手の表情、服装などと画面が一緒になってしまって、とても別の世界として見られませんので効果も半減してしまいます。（子どもの文化研究所編「紙芝居—子ども・文化・保育」一声社）
- ⑨紙芝居の舞台は必ず使用するようにする。舞台に入れることで、現実でないドラマが始まり、画面が引き締まる。手持ちではできない画面効果がある（舞台の袖で、不要な物が見えなくなるなど）。舞台を使わないと手で持つことになるが、手で作品が隠れたりして子どもたちが隠れた部分に興味を示したりすることがある。（田上貞一郎他「保育内容指導法 言葉」双文社出版）
- ⑩保育者が紙芝居を手に持って演じると、安定性が保たれないばかりか、〈抜き〉の効果が著しく損なわれ、紙芝居の面白さが半減してしまうので、舞台を使用するようにする。（大久保愛他「保育言葉の実際」建帛社）
- ⑪原則として舞台を使用したいが、ない場合は机やひざの上で行う。（戸田雅美「演習 保育内容言葉」建帛社）
- ⑫最近の保育園や幼稚園では、舞台を使わずに紙芝居を手に持って演じる場所が多いと聞く。舞台を使用するのは大きざだと考えるのかもしれないが、やはり、舞台を使ってほしい。私の経験では、少人数を相手に演じるときでも、舞台でやった方がずっと効果的である。（中略）舞台が必要品だからといって、別に立派なものでもなければならぬということはない。台の上において、絵を出し入れしても倒れないような枠さえあれば、手製のもので十分なのである。とにかく、台の上にきちんと舞台をすえ「はじまり、はじまり…」で、子ど

もたちをドラマの世界に引き入れよう。(相馬和子他「ことばの指導の実際」相川書房)

⑬上演に当たり、紙芝居は「手持ち」で演ずる場合と「舞台(箱)に収めて」演ずる場合とがあるが、できることなら舞台を使うことが望ましい。紙芝居の作者・画家は舞台の使用を前提に作品作りをしているからであり、特に安定した使い方を希望しているのである。手元に舞台がないときでも、机の上に箱などを置いて、その上に紙芝居を安定させて演ずるとよい。日常よく使われるディッシュペーパーの箱なども案外便利に利用できるものである。ただ、身構えない気軽さと、特に年少の子どもに親しく接するためには、舞台を使わず手持ちで行う方法も無視できない。(岡田明他「子どもと言葉」萌文書林)

⑭物語のイメージの世界を現実の空間に区切って凝集させるために、また、画面を安定させて効果的な抜き方で演じるために、できるだけ舞台を用意したい。舞台を使わない場合は、紙芝居が揺れないように注意し、右手で右側から抜く場面展開ができるように練習しておく。(中野由美子「言葉」一藝社)

以上、舞台使用に関する既説を列挙したが、大まかに分類すると次のようになる。

表 3)

必ず(ぜひ)使うこと	⑥⑧⑨
使うこと	①②③④⑤⑦⑩⑪⑫
できるだけ使うこと	⑬⑭
場合によっては使わなくてよい	⑫

既説に共通しているのは、主張の強さに多少の差はあるものの「舞台を使用すること」であることが分かる。…(F)

ただ、④の「(作品によっては使わないものもあります)」について問い合わせたところ、著者より次のような回答を得た。

手づくり作品の場合は市販の舞台に入らない様々な形状、形式のものが自由に個性的につくられます。また仕掛けがあるものもあります。

さらに、舞台使用に関して次のように意見を頂戴した。

保育所、幼稚園で舞台がつかわれていないのは紙芝居を絵本とおなじように考えているためだと思います。

そして、忙しく保育をしているとき、早く物語を届けようといいつい手に持って演じる(というより読む)ことをしてしまう、という現場からの声もあります。…(G)

また、⑬の後半「年少の子どもに親しく接するためには、舞台を使わず手持ちで行う方法も無視できない」は、例外的に舞台不使用を容認する立場を取っている。

### 5) 考 察

始めに考えたいのは、最初の「1. 貴所(園)に、紙芝居の舞台は用意されていますか?」についてである。

保育所(園)の「用意されている」が53%に対して、幼稚園は59%との調査結果が出ている。ほぼ同じで、差異は見られない。おおよそ半数強の保育施設で舞台が用意されていないという事実が判明した。

問題は「舞台がない」園が40%以上も存在していることである。特に保育所(園)では47%と半数近くになっている。設問2の「全く使わない」園が合計で36園あり、「ない」と「全く使わない」を合計すると130園になり、全調査数215から計算すると、60%の園は舞台なしで紙芝居をしていることが分かる。

前掲した「舞台使用に関する既説」の(F)にある「舞台を使用すること」という基本とはかけ離れた現実が明白になった。

舞台を使用しない理由としては、(G)の指摘のように絵本と同様に扱っているのが1つ。(D)に寄せられた回答群の中にも、いくつか理由が挙げられている。この回答群を分類してみると、次のようになる。

1. 紙芝居と絵本の区別を分らない。
2. 舞台を使用するメリットを知らない。
3. 舞台使用について誤解している。

これらは、養成校の責任という一面もある。(B)にある「紙芝居の研修会(または短大時代の授業)で、必ず舞台を使うように勉強したから」が言うように、学生時代にしっかり舞台使用についての授業をする必要性を強く感じる。

最後に「忙しい」が考えられる。保育現場に限らず、私たち養成校の教員も暇ではない。だが、それを理由にすれば、プロとは言えなくなってしまうであろう。続いて考えるのは「2. 3. 4. 5歳児の保育時に紙芝居をする場合、舞台を使用しますか?」についてである。

保育所(園)の「たいてい使う」が9%、幼稚園が19%となっている。保育所(園)より幼稚園の使用率が高く好ましい結果となっているが、差異の理由は今

回の調査結果からは判明しない。

(A)にある1983年の調査結果の「かならず使う」18%、2010年の調査結果の「いつも使用」6.7%、設問自体に微妙な差があるもののこれらの調査結果からも、保育施設の10%程度しか常時舞台を使用しないことが指摘できる。

「時には使う」は保育所(園)が57%、幼稚園が54%となっている。(C)の回答のように誕生会などのイベント時に使われることが多いとなっている。さらに、この回答では舞台使用のメリットについても理解しているのが多い。「時には使う」から時間がかかっても「たいてい使う」への移行を切望したい。

最後の「全く使わない」については前述したので、ここでは省く。

以上、調査結果について概観した。この結果から言えるのは、紙芝居は気軽な保育教材として安易な用い方をされている可能性が高いことである。警鐘を鳴らしている指摘を引く。

お昼寝の前などは(中略)舞台も使わず、「ぬき」の工夫などまったくなしに、ただ脚本に頼って読んでいく…などという形があたりまえになっていると思われまふ。帰るしたくが思わぬほど早くできてしまつて、あわてて紙芝居置き場からぬいてきてする、とか、どうしても集中してほしいからなんでもいから一組紙芝居をして、早く席につくように行動を規制するのに使つたりなど、紙芝居をほんとうに生かして使つていないといつてよいのが現状でしょう。

(阿部明子「心をつなぐ紙芝居」童心社)

## おわりに

以上、保育現場における紙芝居の舞台使用について考察した。

街頭紙芝居から教育紙芝居へ、さらに保育紙芝居と移り変わるうちに、楽しさは変わらないものの、舞台使用が消えたり減ったりする弊害が生じてしまった。さらに絵本との混用という思わぬ誤解まで発生してしまつたのは残念である。

舞台使用不利用は、名作映画を大スクリーンのある映画館で見ると、自宅のテレビで見るとでは、集中心力はもちろん迫力など様々な面で大差があるのに似ている。

舞台使用のメリットは理解していただけたと思うが、購入に迷っている園もあると思う。参考までに2つの提案をしたい。

市販されている舞台には「超軽量紙芝居舞台」「B4のスタンダード版」とワイドに広がる「大型紙芝居舞台(画面サイズ:56.9×40.3cm)」の3種類がある。価格は1万から2万円程度なので、そんなに高価ではない。ぜひ、園に1つは用意され、最初はイベント時だけでも使つてくださることを願う。(E)のように、今回のアンケートが契機となり、舞台を使つてみたら想像以上に好結果だったとの報告もある。

手作りも可能である。硬めの段ボールと布ガムテープで成形し、全体に茶系など地味な紙を貼ると完成。この舞台は軽くて持ち運びやすいが、すぐ倒れてしまうという欠点がある。底の部分に鉄板など重い物を両面テープで固定すると倒れにくくなる。今回のアンケートの中に「園にないので、手作りの舞台を使つています」という回答が一例あつた。

保育科学生の大半は、保育所(園)や幼稚園時代が楽しく、先生にあこがれたからという動機で入学したと答える。紙芝居も楽しい思い出の1つに入るであろう。舞台を使用する園の卒園児は、将来、保育者になったとき抵抗なく舞台を使う可能性が高い。文化はこのようにして継承されてきたからである。

紙芝居は電源、暗幕、音楽などの準備が必要ない利便性がある。加えて、子どもに人気があり、いつでも、どこでも、だれでも簡単にできる長所は、一種の「諸刃の剣」でもある。前掲の阿部明子氏の警鐘のように下読みなし、舞台なしで時間つぶしに使われてはならない。便利だからこそ安易に扱わずに、しっかり準備して取り組んで欲しい。もちろん、その準備の1つに舞台の用意が入るのは言うまでもない。

養成校でも、舞台使用のメリットについて、しっかり指導するように心がけなければならない。ちなみに、最初に紹介した本学保育科第一部1年生が行う基本実習の技術演習「紙芝居」は、全員が舞台を使用して演じている。

本稿が契機となり、1人でも多くの子どもたちが舞台で紙芝居を観賞できるようになったら望外の喜びである。

## 参考文献

- 上地ちづ子「紙芝居の歴史」久山社 1997  
山本武利「紙芝居 街角のメディア」吉川弘文館 2000  
加太こうじ「紙芝居昭和史」岩波書店 2004  
姜 竣「紙芝居と〈不気味なもの〉たちの近代」青弓社 2007



# 新卒採用における SCT（文章完成法テスト）評価の 妥当性と採否の観点

Validity of Sentence Completion Test Assessment in Hiring of New Graduates,  
and the Aspect of Hiring or not-Hiring

玉井 寛、三浦 公一、野間 将平  
Hiroshi Tamai, Koichi Miura, Syohei Noma

高崎 宏史、桜井 裕子  
Hirofumi Takasaki, Yuko Sakurai

## 目 次

はじめに

1. 研究の方法

2. 結 果

3. 考 察

おわりに

### はじめに

SCT（文章完成法テスト）とは、刺激文の後に自由に記入された反応文から、そこに映し出された記入者のパーソナリティを理解しようとする、投影法に基づく心理テストである。その一つである精研式 SCT<sup>(1)</sup>は、医療・カウンセリングの場面だけでなく、教育界や産業界など、様々な場面で利用されている。

本研究は、企業の大学新卒採用時に適性検査として実施される SCT の評価の妥当性を検証することを目的とする。我々は採用時の SCT 評価の依頼を受けることが多いが、その評価を採用結果と対照し、その妥当性を依頼先の協力のもとに検証することは、個人情報保護法施行以来、難しくなっている。だが、特に SCT のような投影法においては、その結果の確認は評価基準の客観性を強化するためのフィードバックとして重要である。

そこで、今回、一つの方法として、大学3年次の採用試験において SCT の判定から採用を推薦した A 群と、採用を推薦しなかった B 群、さらに翌春まで内定を得られなかった C 群学生とを比較し、B 群と C 群の評価が B=C となるのであれば、間接的ではあるが、結果として SCT の評価の妥当性があると言えるのではないかと

という仮説を立て、検討を行った。また、A 群と B 群、C 群との違いを見ることをとおして、新卒採用における採否の観点（ポイント）を探った。

### 1. 研究の方法

#### (1)使用したケース

今回の SCT データは、2011年と2012年4月入社の新卒採用の検査として2010年2月・3月と2011年1月～3月に実施されたもので、次の3つのグループに分けている。

A 群：2011・12年4月入社予定。2010・11年2月3月記入。採用を推薦した業界業種の異なる20ケース。

B 群：入社予定・記入時期が A 群と同様で、採用を推薦しなかった20ケース。

C 群：2011年4月入社予定。2011年1月～3月記入。A 群・B 群と業界業種の異なる20ケース。

#### (2)評価項目の作成

SCT 判定においては、パーソナリティ全体を一つのまとまり（Gestalt）として把握し、特性ごとに評価するという手法をとらない。パーソナリティには、能力

表1. 評価基準

- |  |
|--|
| <p>1) 「<b>経験の広さ</b>」とは、学生生活の中での授業（勉強）、サークル、バイト、趣味、遊びなど、どのくらい幅広く経験しているか。また、行動範囲の広さ。</p> <p>0…学校には行っているが、特にバイトもサークル活動などしていない。あるいは、どれか一つに関与している程度。</p> <p>1…授業やバイトなど、ある程度はやっではいるが、日常の範囲を出ない。</p> <p>2…色々なことをやっではいて、行動範囲も広い。</p> <p>2) 「<b>経験の深さ</b>」とは、1) の活動（経験）にどれだけ深く関与しているか。</p> <p>0…ゼミやサークルやバイト、遊びなどの活動が無い、あるいは、単に所属しているだけで、ほとんど活動していない。</p> <p>1…サークルやゼミ活動など、どれか一つでも週何日かやっではいるが、関わり方が浅い。</p> <p>2…どれか一つでも一生懸命にあるいは熱中してやっではいる。</p> <p>3) 「<b>経験の高さ</b>」とは、上記の自分の経験を、どれだけ「高い視点から振り返り、意味づけ」しているか。</p> <p>0…振り返りが見られない。</p> <p>1…形式的に振り返っているだけ。あるいは、振り返っていても、過大評価や過小評価をしていて、客観性に欠ける。</p> <p>2…より高い視点から自身を振り返っている。あるいは、客観的な評価に基づいた反省や修正意識が見られる。</p> |
|--|

や基本性格などの横断的に捉えた「内容」の側面と、  
 個体要因や環境要因などの発達の・縦断的に捉えた「形成要因」の側面があり、SCTでは、その両者の絡み合いとまとまりを、時間的要因（生き方の軌跡）も含めて見ようとする。採用場面では、それに加えて、応募業種・職種や職務内容、社風なども考慮し、採用を推薦するか・しないかを判断する。

しかしながら、どのような業種・職種であっても重要視しているのが、能力面におけるIQテストなどでは計れない、人間として生きる知恵（differentiationの略diff.）<sup>2)</sup>の要素である。SCTの刺激文には「私」という語句が多く、記入者の自己意識あるいは自己概念に働きかけることによって、記入者が自己をどう捉えているのかを理解しようとする。したがって、SCTの反応は、自身の経験（自分自身に関する記憶の総体である自伝的記憶）<sup>3)</sup>に基づいたものが中心となる。diff.は、これまでの経験をいかに取り込んでいくかという経験知としての側面を持ち、これまでの生き方に深く関わるものであるが、自己意識に働きかけるSCTは、そうした面を見るのに有効と言えるだろう。

そこで、本研究では「経験」、特に学生生活をどのように過ごしてきたかに焦点を当て、3つの側面から評価をした。比較した項目は、経験・行動範囲の「広さ」、経験・関わり方の「深さ」、それらを内省し、自己洞察

・吸収する視点の「高さ」である。（表1）。

### (3) 評価・分析の方法

以上の3項目について、充分訓練を積んだ7名の評価者が3段階（0・1・2）で評価をした。さらに、特に印象に残った点や特徴点を短文や単語で評価した。次に、各項目に対する評価の延べ出現数を集計し、各評価項目について出現頻度に各群間で有意な差があるか、U検定を用いて比較して分析した。

## 2. 結果

### (1) 各評価項目に対する評価の延べ出現数と出現頻度

各項目に対する評価の延べ出現数についての結果は表2の通りである。A群は「広さ」「深さ」「高さ」のどの評価項目でも高得点側にあり、B群・C群は3項目とも低得点側に偏った分布傾向が見られた。

さらに、各評価項目についての出現頻度における各群間の比較結果は表3であるが、A群はB群、C群の双方に対して3項目全てで出現頻度に有意差（ $p < 0.01$ ）が認められた。また、B群とC群の比較では、「広さ」「深さ」では有意差が認められなかったが、「高さ」においては有意差（ $p < 0.01$ ）が認められた。

したがって今回の調査から、「広さ」「深さ」については  $A > B \cdot C$  の関係性が、「高さ」については、 $A > B$

>C という関係性が得られたことになる。

表 2. 各項目に対する評価点の集計結果

項目	評価点	0	1	2
広 さ	A 群	0	33	37
	B 群	65	74	1
	C 群	73	64	3
深 さ	A 群	0	14	56
	B 群	77	56	7
	C 群	83	46	11
高 さ	A 群	0	9	61
	B 群	86	52	2
	C 群	108	32	0

表 3. マン・ホイットニーの U 検定による P 値

	A/B	A/C	B/C
広 さ	0.000	0.000	0.416
深 さ	0.000	0.000	0.645
高 さ	0.000	0.000	0.000

#### (2)各項目および全体の印象

各項目および全体印象に対する自由記述式評価コメントについて、主だったものを表 4 に示す。傾向としては、A 群は肯定的な意味合いのコメントが多く、B 群・C 群は否定的な意味合いのコメントが多く見られた。

表 4. 自由記述式評価コメント

A 群	<p>広さ：行動・コミュニケーション・広さより堅実さ            深さ：目標・役割意識・集中性・根気強さ・緻密さ            高さ：自己客観視・内省・経験吸収・現実感覚・具体性            全体印象：素直さ・積極性・責任感・自己洞察・自己肯定</p>
B 群	<p>広さ：動きが見えない・漠然とした生活・硬さ・遊び中心            深さ：動きが見えない・建前・アルバイト中心・表層的反応            高さ：過大評価・表面的・甘さ・自信のなさ・楽天性・建前            全体印象：不自然・無反省・行動不足・表層的・受け身</p>
C 群	<p>広さ：日常が見えない・関心が身の回りに限定・非活動的            深さ：表層的・内省不足・集中不足・好きなことのみ            高さ：漠然・安易・無反省・自己満足・他人事・お気楽さ            全体印象：現実感不足・無目的・状況認識や見通しの甘さ</p>

### 3. 考 察

#### (1)A 群と B 群・C 群の比較

今回の調査により、我々は、「広さ」「深さ」については A 群>B 群・C 群の関係性が、「高さ」については、A 群>B 群>C 群という関係性があるという結果を得た。したがって、B 群と C 群の評価が B≒C となるのではないかという我々の仮説は支持されたと言えるだろう。

そこで、具体的なケースを通して、A 群と B 群・C 群の違いを詳しく見てみたい。ケース 1 は A 群の、ケース 2 は C 群の例である<sup>(4)</sup>。SCT を読んでいて、A 群と B 群・C 群の最も大きな違いは、反応からその人やその日常行動がイメージできるかどうかである。自由記述式評価コメントにも見られるように、ケース 1 からは、まず「広さ」の点で、学生生活の体験以外に、柔道・美術館など多方面にアンテナを張って動いている日常の様子がイメージできる。交友関係も広そうである。また、「深さ」の点では、興味ある分野には集中性・徹底性をもって取り組んでいるのではないかと思われる。さらに、「高さ」の点では、そうした経験を通して、一歩下がったところから振り返り、自分の価値観と、対象から受け取る感覚とを論理的に検証しようとしている様子がうかがえる。やや理屈先行のところはあるとしても、冷静・客観的に自分も周囲も見ており、働くこと・社会人になることへの関心と共に、将来の方向性も掴んでいるようで、堅実性や自己肯定感が伝わってくる。

一方、ケース 2 は、「広さ」の点では、学校に行っているとしても、歌・麻雀以外にこれという関心事や目標が見られず、目先のことに反応することが多く、日常行動が具体的に見えてこない。物事の取り組み方の「深さ」の点でも、これといって何かに熱中している様子も伝わってこない。ただ毎日が楽しければよしという思いが中心にあり、「高さ」の点でも、これまでの自分の生き方に対する振り返りが少なく、現在の自分自身とも正面から向かい合わず、漠然と日常を送っている様子がうかがえる。卒業まで残りわずかとなっても、未だ当事者意識が希薄で、気力・意欲が低く、将来の方向性も具体的にイメージできないようである。忍耐力も弱いために、何をやっても前に進む力が弱い感じがする。

SCT の刺激文の対象はほとんどが自己意識の領域であり、その自己意識は行動経験によるエピソード記憶によって形成され、学業などを通して得た意味記憶（知識）によって再構成・意味づけされる部分が大きい。

このことから、「広さ」、「深さ」はエピソード記憶の量と質、「高さ」は意味記憶の働きに拠るところが多いと考えられる。「広さ」と「深さ」は、経験・行動の範囲やその関わり方、すなわち行動力に、「高さ」は内省力につながるものであるが、B群・C群はその両面においてA群よりも不足しているということである。したがって、行動力や内省力が不足している人が、SCTの反応で自己を表現することが難しいのは当然と言える。

だが、今回の調査は対象企業数やサンプル数が少ないことは否めない。さらに、C群の背景にある、不況による採用数の減少という社会状況も考慮しなければならないだろう。また、今回の調査では、B群に対する評価の妥当性は言えるとしても、A群に対するそれが妥当であるかどうかは検証されていない。この点については、改めて検討しなければならないだろう。しかし、行動や思考の「広さ」「深さ」が自己評価（「高さ」）を正確にし、それらがひいては向上努力や経験蓄積の基盤となること。また、これが、企業が求める人物像として重要視している「主体性」「実行力」<sup>(5)</sup>とも関係することも考え合わせると、結果的・間接的ではあるが、SCTからの推薦・非推薦の基準の妥当性は多少なりともあると言えるのではないだろうか。

## (2)自己意識と時間的展望

SCTにおける反応には過去の経験（記憶）が多く表れるが、それだけではなく、現在の自己や未来の自己も表れる。しかし、それらは過去の経験と無縁ではない。人は未来の生き方を考える時（図1・1.）、過去を振り返り（図1・2.）、その過去を踏まえて未来を計画し（図1・3.）、その未来を実現するには現在どうあるべきか、すなわち、その未来によって現在を規定・方向付け（図1・4.）、さらにその現在が過去を意味づける（図1・5.）という循環をもつと考えられる<sup>(6)</sup>。就職活動とは、未来の自身の生き方を決める作業であり、将来こうありたいという願望や目標が示されることも多いが、それが、これまでの自身の経験を振り返った上でのものか、あるいは、現実や過去と切り離された単なる思いつき・模倣・想像に留まるものかは、過去を意味づける「高さ」の程度が重要なカギになっていると言える。過去を十分に振り返る内省力がなければ、ケース2のように、未来を具体的にイメージすることができないのである。

これは大学新卒のSCTを読んだの全体的な印象であるが、就職サポート業者の指導の影響によると見られ

る定型・建前・願望反応が特にB群に顕著である。漫然とした日常を送り、就職活動を前に泥縄式に業者主導に頼っての対応であることがうかがえる。C群はケース2でも見たように、その対応すらしないということだろう。それが自己吟味・現実吟味につながる視点の「高さ」がA>B>Cという評価になった一因とも考えられる。いずれにしろ、B群・C群ともに、存在という実体感が希薄な点では変わるところがない。

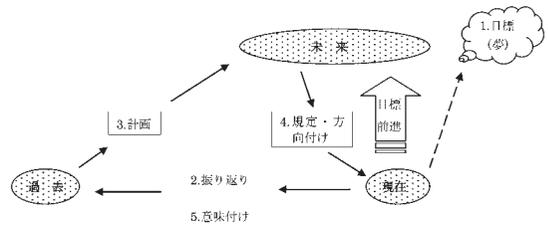


図1. 自己意識と時間的展望 (過去・現在・未来の関係)

## おわりに

以上のようなことが、紙上インタビューと言われるSCTにおいてもうかがえるのであるから、ましてや本物の面接場面において、B群は定型・建前による応答、C群は具体性や方向性に欠ける漠然とした応答となり、評価が低くなるのは推察に難くないところである。

逆に言えば、単なる面接テクニックではなく、自己意識の持ち方、つまり何を経験し、それをどのように意味づけるのかがキャリア教育の課題であると同時に、人事・採用担当者を見逃してはいけないポイントとなるのではないだろうか。当たり前のことではあるが、学生のうちは様々な方向にアンテナを向け、頭で考えるだけでなく、身体を使ってまず動いてみる、あるいは、1つのことでもじっくりと集中して取り組むということが大切である。そして、その経験は何だったのかと振り返り、意味づけること、その経験から何かを学ぼうとする姿勢を持つことが重要であるということが、本研究から裏付けられるのではないと思われる。学生は社会経験が全くないか、あってもアルバイト程度であり、採用においては、その学生の持つ可能性をどう見極めるのかということになる。確かに、大学生生活を漫然と送っていた学生が、社会に出て立派な社会人に豹変するという可能性もゼロではないだろう。しかし、学生生活を充実して過ごし、その経験から何かしら吸収してきた学生のほうが、社会に出て新しいことを身につける力、経験とともに成長していく力を持つ

## ケース 1

## Part II

- 1 家では 自分自身のスイッチをオフにするように心掛けている。オンとオフを切り替えることを良しとしている。
- 2 私を不安にするのは 先が見えない時、目標を見失った時である。
- 3 友だち は、多い。1人1人と同じ物を見て共感した時、大きな喜びを感じる。
- 4 私はよく 美術館に行く。思いと社会がつながっている場所だと思うからである。
- 5 もし私が (地名)に住んでいなかったら、東京を目指して上京していただろうと思う。それくらい今の東京に関心がある。
- 6 私の母 は、大局的な物の見方をする人だと思う。
- 7 もう一度やり直せるなら 今度は物を語る側ではなく、作る側の人間として御社にチャレンジするのも面白いかなと思う。
- 8 男 性は草食系と言われているが、実はリーダーシップをとれる人が多いと思う。
- 9 私の眠り は、深く、あまり夢を見ないが、寝ている時間はすごく大切にしている。
- 10 学校では そこそこの成績とそこそこの学力があればよく、それ以外に何を学べるかのほうがよほど大切だと思う。
- 11 恋愛 は、したただけが良い。すべては自分の経験として蓄積されていくと思う。
- 12 もし私の父が 企業に勤めていなかったら、自分は就職活動をしていなかったかもしれない。それくらい、父から聞く仕事の話は面白い。
- 13 自殺 者が年間3万人を超えている日本は、何か根本的な解決策を施さねばならないし、自分も何とかしたいと思う。
- 14 私が好きなのは 人の手や思いがかかっている、建築物や絵、優れた工芸品である。
- 15 私の頭脳 の中は、未来のことを考えている時に活発に働く。
- 16 金 はないよりあったほうが良い。稼ぐ時よりも使う時にその人が表れると思う。
- 17 私の野心 は、形や経済性だけでなく人々に愛される物を目指していきたいと思う。
- 18 妻 は、必ずしも大好きな人がいいかどうかは分からない。
- 19 私の気持 は、一途で、まっすぐなほうだと思う。巻き込んで仕事をする、その気持ちに人が応えなくなる時に、物事は動いていくと思う。
- 20 私の健康 は、私自身が気をつけて維持していくべきだ。
- 21 私が残念なのは 同じ想いで活動しているのに、いがみ合っている人を見る時である。どうにかしてその間をとりまとめる人になれないかと思う。
- 22 大部分の時間を 睡眠にとられてしまう人間は、それ以外の時間の過ごし方が自分を決めると言ってもいいと思う。
- 23 結婚 は、多様性が認められる現代では、それほど重視する事柄ではないと思う。
- 24 調子のよい時 とは、重要な事柄が次々と進展していく時のことを指すと思う。
- 25 どうしても私は 自己中心的、主観的視点から物を見てしまう。
- 26 家の人は とても自分のことを理解してくれている。そこに対して感謝を忘れないようにしたい。
- 27 私が羨ましいのは 自分のことを外からの視点で見られる人である。
- 28 年をとった時 、自分の人生をまとめたり、振り返ったりすることに時間を使うのではなく、常に新しいことを見つけ出していきたい。
- 29 私が努力しているのは “休む勇氣”を持つことである。オンとオフのメリハリをしっかりとつけることが、社会人になる上ですごく大切なように感じている。
- 30 私が忘れられないのは 柔道をやる中で培った、仲間を信じ切る力である。

## ケース 2

## Part II

- 1 家では まったりしています。犬と猫が側にいると楽しくなる。
- 2 私を不安にするのは 自分の将来。2ヶ月後、定職に就けているだろうか。
- 3 友だち は皆しっかりしている。私も頑張らなければ。
- 4 私はよく 歌を口ずさむ。楽しいだけでなく、元気になるからだ。
- 5 もし私が 家庭を築いたら、週末は皆で銭湯に行きたい。
- 6 私の母 は面白い。替え歌とその踊りは、見事な一発芸だと思う。
- 7 もう一度やり直せるなら 高校でバスケット部に入りたい。中学からずっと続けていたら、旧友と楽しめただろう。
- 8 男 は女より体を大切にしないと思う。でも、だからこそよく動くのかも。
- 9 私の眠り は遅い。のび太君みたいに、10秒で寝つけたらいいのに。
- 10 学校では 5階の研究室を使わせてもらっている。1階がよかった。
- 11 恋愛 経験は無い。でも、時間と金を自分のために使うのも悪くない。
- 12 もし私の父が 生きていたら、今の僕達をどう思うのだろうか。
- 13 自殺 はしたくない。家族が悲しむから。
- 14 私が好きなのは 犬と猫。仕草が面白い。
- 15 私の頭脳 は回転が遅い。周りからは天然と言われるけど、結構頑張ってるんだよ。
- 16 金 の余裕は心の余裕。真理だと思う。
- 17 私の野心 は特にない。日々を楽しく過ごせていたら、それでいい。
- 18 妻 は欲しくない。でも、子供は欲しいかも。
- 19 私の気持 は気まぐれだ。突然わき起こるので、私も困っている。
- 20 私の健康 は良いと思う。運動しているからか、体が軽い。
- 21 私が残念なのは 今まで麻雀を知らなかったこと。複雑だけど、やりごたえがありそうだ。
- 22 大部分の時間を 学校で過ごしたと思う。卒業してまた来た時に懐かしむのが楽しみだ。
- 23 結婚 する人が周りに出て来た。もう本当に大人になったんだと思う。
- 24 調子のよい時 は本当に良いが、悪い時はとことん悪い。バランス良くできないものか。
- 25 どうしても私は 今回の歌を好きになれない。
- 26 家の人は 今何をしているだろう。テレビかな。
- 27 私が羨ましいのは 運動神経が良い人。見える世界が違ってそうだ。
- 28 年をとった時 昔を振り返って笑いたい。でも、もう一度同じ人生をやりたいとは思わないだろう。
- 29 私が努力しているのは 体力作り。動けなくなったら終わりだと思うから。
- 30 私が忘れられないのは 昔飼っていた犬。

ている可能性が高い、と言えるのではないだろうか。

### 注記

- (1)精研式 SCT とは、1950年代に慶應義塾大学の佐野勝男・横田仁の両名誉教授によって開発された精神医学研究所式 SCT のこと。以後、SCT とは、精研式 SCT を指す。
- (2)diff. については、三浦公一、SCT 基礎コース講義資料、東京国際・キャリアダイナミックス研究所、東京、2011を参照されたい。
- (3)佐藤浩一・越智啓太・下島裕美編著、自伝的記憶の心理学、北大路書房、京都、2008。
- (4)ケースは、プライバシー保護の観点から、個人が特定できないよう、内容に支障が出ない程度に反応文に手を加えている箇所がある。また、SCT は Part I と Part II 合わせて60項目の刺激文からなっているが、紙面の都合で Part II のみを掲載した。
- (5)経済産業省、企業の「求める人材像」調査、1997。
- (6)三浦公一、SCT 基礎コース講義資料、東京国際・キャリアダイナミックス研究所、東京、2011、p.7。佐藤浩一・越智啓太・下島裕美編著、自伝的記憶の心理学、北大路書房、京都、2008、第11章を参考に、三浦が作成した図。

### 参考文献

- 榎本博明、「自己」の心理学、サイエンス社、東京、1998。
- 経済産業省、企業の「求める人材像」調査、2007。
- 佐藤浩一・越智啓太・下島裕美編著、自伝的記憶の心理学、北大路書房、京都、2008。
- 三浦公一、自己（自己意識・自己概念・自己認知）SCT 専門コース講義資料、東京国際・キャリアダイナミックス研究所、東京、2004。
- 三浦公一、SCT 基礎コース講義資料、東京国際・キャリアダイナミックス研究所、東京、2011。

# 介護実習における実習生の感情のコントロールに関する 一考察

A study of the trainees control their emotion in the practice of nursing

芝田 郁子  
Yuko Shibata

## 目次

1. はじめに
2. 研究の目的
3. 研究の方法
4. 結果
5. 考察
6. 今後の実習指導のあり方
7. おわりに

### 1. はじめに

介護実習に先立って実施する集団への事前指導や個別面接でよく出てくる言葉に「笑顔で利用者と接します」「笑顔で頑張ります」がある。この「笑顔で」は何を意味するのであろうか。介護は対人援助職である。加齢や障害によって生活上に困難を生じた者に対して、生活のすべての場面において自立を支援していく職種である。そして、仕事の性質上、他の職種に比べ、利用者と接している時間も長い。

そのため、介護職は利用者が気持ちよく生活することを考え、常に笑顔でいることを大切にしている。周囲からも笑顔が期待されている。また、常に笑顔でいるということは、感情を管理して仕事をしなくてはならないということの意味している。

A. R. ホックシールド<sup>1)</sup>は客室乗務員に対して調査を行い、次のことを述べている。人と接する職業では、個人の感情さえも賃金の対象となる労働として提供している。それゆえ、職務に適切である感情を表出し、保持する「感情規則」したがって業務を遂行する。そのため、個人の感情を自ら管理することを求められる。

そして、このような、職務上、職業役割にふさわしい感情を表出するため、自分の感情を操作し、管理することを必要とされている。それを感情労働と定義づけている。

また、三井<sup>2)</sup>は「看護職の場合には、感情管理は『望ましい』ものであり、看護職にとっては必要な技能 skill の一つであると強調されることが多い」「A. R. ホックシールドが『感情労働』を行う人は自分の感情を誘発したり抑圧したりしながら、相手のなかに適切な精神状態（中略）を作り出すために、自分の外見を維持する』のだと述べているように感情労働者が自身の感情を管理するのは、顧客のなかに適切な心的状態を作り出すためである。看護職の場合で言うなら、患者の中には適切な心的状態（多くも用いられるのは『安心・安楽』という言葉である）を作り出すためには、看護職は感情を管理する」と述べている。

介護職の仕事もホックシールドのいう感情労働であり、利用者に適切な心的状態（安心である、意欲的である、楽しいと感じているなど）を作り出すため感情を管理していると言える。介護は自分の感情を誘発し

たり抑圧しながら、自分を道具としてオムツ交換、食事介助等の具体的な技術を提供する。心地よい技術自体もコミュニケーションであり、感情を伴う声かけや笑顔もコミュニケーションである。そのようにコミュニケーションを取りながら、信頼関係を築いていく職種である。

介護の目的は、利用者の生活をよりよいものとし、利用者が自己実現をしていくことにある。そこには、利用者との双方向の関わりがあり、感情のやり取りがある。

介護実習では、実習生も当然に、介護が感情労働であること意識するいくつかの経験をする。利用者から投げつけられた感情に傷ついたり、利用者に抱いた感情に動揺したり、感情のやり取りに悩むという体験をすることは容易に推察できる。また、介護の結果、感謝されたり、利用者が目標を達成すれば、嬉しくなるという感情を体験し、やりがいを感じる。

特に否定的感情を介護職だから抑圧しなければならないとか、我慢しなければならないと感じた場合、現実の感情が自分の理想の介護職のイメージと乖離が大きければ大きいほどストレスが大きくなると考えられる。反対に否定的な感情を認めながらうまくコントロールできるようになれば介護が楽しくなる。

このような感情体験が介護のスキルの向上には必要であり、その経験を今後の介護にどう結び付けていくかを学習することが重要である。そのため、実習生が実習中に利用者とのかかわりで体験する感情を把握し、実習指導に生かすことを考えていく必要があるのではないかと考えた。

## 2. 研究の目的

今回は初回実習において実習生が利用者とのかかわりの中で抱いた感情について、肯定的感情をプラス感情と呼び、否定的な感情をマイナス感情と呼び、2分した。これらの感情がどのような場面で多く体感されたのかを理解する。また、マイナス感情を抱いた場面にどのような対応や解釈したか、そのとき、実習指導者に助言を求めたのか、求めた場合どのような応答があったかを知り、実習指導に生かすことを目的とした。

平成23年度入学の本学専攻科福祉専攻第一部の学生に対して、初回実習後、学生に自由記述式の質問紙による調査を行い、回答の内容を分類、整理し、今後の実習指導や授業展開を考えた。

## 3. 研究方法

### (1)対象者

平成23年度入学の本学専攻科福祉専攻第一部学生35名  
回答34名

### (2)実施時期

介護実習ⅡAの実習が6月20日(月)から7月1日(金)の期間で10日間実施された。質問紙による調査は実習終了後の翌週の7月7日(木)に実施。

尚、介護実習ⅡAは入所施設である介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)や介護老人保健施設での実習である。

### (3)方 法

記名式、自由記述式の質問紙を「介護総合演習」の授業時間に配布し、記入をしてもらい、その場で回収した。この時間では実習反省会の準備の時間として、学生がグループで、実習での体験を意見交換、情報交換することを予定していた。そのグループワーク開始前に行った調査である。調査の回収率は当日1名の欠席があり、97%である。

今回の質問紙はすべて自由記述式で回答してもらっているため、回答をカード化し、分類・整理し、考察を行った。

### (4)質問紙の内容

- ①利用者のかかわりで何を大切にしていたか
- ②実習中の利用者との関係でマイナス感情を持った場面
  - ・どのような感情
  - ・どのような場面
  - ・どう対応したか
  - ・実習指導者に話したか
  - ・どのような助言をもらったか
- ③利用者との関係でプラス感情を持った場合
  - ・どのような感情
  - ・どのような場面
- ④この経験(感情のやり取り)で何か自分の中に変化はあったか
- ⑤介護には感情のコントロールが重要だと考えるか、なぜそう考えるのか

## 4. 結 果

### (1)利用者との関わりで大切にしていること

(重複回答あり)

利用者との関わりについて大切にしているものはコミュニケーションに関するものや受容、共感等利用者と接するときの態度がほとんどであった。その内訳を多いものから並べると笑顔13人、話を聞くときの態度13人、目線に関するもの12人、言葉遣い8人、話すときの留意点6人、コミュニケーションの重要性4人、共感4人、接するときの態度(尊厳、礼儀、思いやり、気配り)4人、受容3人、介助法(無理のない、負担の少ない)2人、信頼関係1人、挨拶1人である。

### (2)実習中の利用者との関係でマイナス感情を持った場面について(重複回答なし)

抱いたマイナス感情の種類から、場面・対応・指導者に話したか否か・助言の内容はどうだったかを考えてみた。まず、マイナス感情は持たなかったと記入しているものが1人おり、場面や対応だけを記入しているものが4人あった。

一番多かったものは、「どうしたらよいかわからなかった」「困った」という気持ちを7人の実習生が挙げていた。これは、高齢者の言動にどのように対応したらよいか判断に迷う場面と高齢者がネガティブな自分の気持ちを訴えた場面である。たとえば前者は認知症の高齢者がお金を取られた話を始めた場面などであり、後者は「どうして自分だけが生きているのか」「もう死にたい」と言われた場面である。

ネガティブな気持ちを訴えた場合は実習指導者のアドバイスを求めない場合があった。しかし、判断に迷う高齢者の言動にどうしてよいかわからない実習生は全員、その場は対応し、自分から実習指導者に伝え、アドバイスを受けている。上述の認知症の利用者がお金を取られた話を始めた場面では、実習生は「誰も取っていませんよ」と声かけをしているが、それに対して指導者は「まず、受け入れること。利用者の話に合わせてながら話を変える」と助言している。

次は「落ち込んだ、がっかりした、自信をなくした、自分が嫌で悲しかった」という感情・気持ちを6人が述べている。これは、利用者から受けた暴言や叱りの言葉、思うとおりに行動できなかった場合の感情である。すべての場合、実習指導者に報告し、助言を受けている(日誌を媒介にしている場合もある)。

ここからは、感情の表出を我慢して対応したものを

挙げていく。一つ目はおもつ交換時に臭いと感じことを3人が挙げている。これについては誰もアドバイスを求めていない。これは、慣れればいい、仕方がないものと答えを自分で出し、納得している。逆に指導者から「大丈夫だった」と聞いてもらった実習生もいる。二つ目は2人が感じた利用者が怖いというものである。これは、利用者の暴言を見て感じているものであった。

その他、1人ずつであるが「面倒くさい」(何度も呼ばれて)、「うんざりした」(何度も同じことを聞かれて)、「かかわりたくない」(あっちさ行つてろと言われて)、「うつると嫌だな」(感染症の方の入浴介助)、「自分は悪くないのにしょうがない」(手指消毒を願ひし、今更やっても遅い、やってなかったのに、思い出したように始めてと言われたとき)があった。

マイナス感情の中に利用者に対して「かわいそう、辛い」と同情した感情をあげるものが3人いた。「家に帰りたいのに帰れない」「体が動かせない」「夫を思い出して眠れない」などの訴えを聴いて起こってきた感情だった。

### (3)実習中の利用者との関係でプラス感情を持った場面について(重複回答あり)

プラス感情については「嬉しい」がほとんどであったため、どんな場面のときに嬉しさを感じたかでもまとめた。

一番多かったのは「ありがとう」と利用者から声をかけられたときであり、13人があげて「嬉しかった」のほかに「介護って素敵だと思った」「もっと頑張ろうと思った」「その人のよい部分をいっぱい見つけようと思った」などの思いを記入していた。次は9人の実習生が利用者との交流中の変化(笑顔、発語、楽しそうな様子)に喜びを感じている。記載内容例は「利用者の新たな一面や成長見ることができて嬉しい」「言いたいことが伝わって嬉しい」「苦手意識のある人でも、努力することでゆっくりでも信頼関係が築けて嬉しい」などである。続いて、6人が「頑張ってるね」と言われて嬉しかったと答えている。

また、実習の最終日に「寂しい」と言われたり、お礼を言われ「嬉しく、やりがいを感じる」「自分が必要とされているようで嬉しかった」など5人が記入。手作りのものをプレゼントされ「嬉しくて、感激した」が3人、自分を認めてもらったり、褒められ「嬉しく、かかわりを持ってよかった」「利用者のために何かしたいと思った」が3人あった。

その他、生活経験の多い高齢者から学べたことを喜び「かかわりが楽しかった」「家族への感謝の気持ちを思い出した」と2人が記載している。

#### (4) 経験（マイナス感情、プラス感情）を通しての自分の変化

ほとんどの実習生がマイナス感情の経験をしているが、マイナス感情の経験をすれば、必ず介護イメージは否定的になるということではないと分かった。「介護職は辛いことばかりだと思ったが、感謝の言葉をかけられると頑張ろうと思ったし、利用者に何かしたいと思った」「介護に対して業務的なイメージがあったが心の面での交流が大切と思えるようになった」などの否定的な介護イメージから肯定的なイメージへと変化した実習生が10人。

「認知症の方といってもいろいろな方がいて、すごく純粋と思った」など利用者に対する理解に変化があった実習生が8人。

「正面から向き合い一人ひとりを理解する」「コミュニケーションが大切」など利用者とのかかわりの中で大切なことを学んだもの7人。

「介護の仕事がしたい、素晴らしい」と介護の仕事肯定的にとらえることができるようになったことをあげている実習生が6人。

これらに分類されないものとして、「暴言暴力のある利用者に怖いという先入観を持っていて関われなかったので、落ち着いているときに関わればよかった」「マイナスイメージがついた」「腰が痛くて無理だと思った」「変化でなくすべて受け入れた」という内容の記載もあった。

#### (5) 介護には感情のコントロールが重要と考えるか、なぜ、そう考えるのか

この問いについては①非常に重要、②かなり重要、③どちらとも言えない、④あまり重要でない、⑤まったく重要ではない、の5件法で尋ね、理由は自由記述にした。結果は①11人、②17人、③6人、④0人、⑤0人であった。

非常に重要と記載したものの理由を挙げてみる。「悲しいことがあって落ち込んでいると、利用者に影響する」「自分の感情を出してしまえば適切な介護ができない」など、6人が介護に影響することを理由として回答している。人として感情のコントロールは必要と回答しているものは3人、利用者の死に関わるので重

要と回答しているものが2人であった。

かなり重要と記載したものの理由は、すべて、介護者としてよい介護をするために重要と考えている。さらにこれを分けると、利用者の状況を考えて悪い影響出してしまうことを理由にあげているもの4人、苛立ちを利用者につけてはいけなと言っているもの4人、自分を見失わないよう冷静に、が2人である。

どちらとも言えないに丸をつけたものの理由には上述の意見との間に差異がみられた。3人が「利用者さんから嫌な言葉や態度を取られてしまうこともあるので感情を抑える必要があると思うけど、普段は真正面でおつかっていくことも大切、介護は自然に行うものだから」「利用者の前ではコントロールしなければならないが、職員同士では自分の気持ちを素直に打ち明けるのも大切」「感情移入はいけない、客観的に関わることが大切」の意見を書いている。理由の記載がないものが3人あった。

## 5. 考 察

### (1) 利用者の関わりで大切にしていること

ほとんどの実習生がコミュニケーションおよび関わる時の態度をあげていたという結果であった。これは、「関わり」という言葉から信頼関係を築くことを連想し、技術の演習も進んでいなかったため、コミュニケーションをうまく取ろうとしたのではないかと考えた。また、これは、実習前学習の成果として、実習の基本となるものがコミュニケーションであると十分に認識できた結果でもあると思われる。

しかし、東日本大震災の影響で、入学から実習までの学習期間が1か月程度しかなかったことや人間同士の絆の大切さを実感したことも大きいと思われる。

また、実習までの学習時間が長ければ、介護技術の習得が進み、成果が目に見え、達成感もある技術に目が向き、「的確な技術」をあげる実習生も多かったのではないと思う。

実習生は実習前1か月間の学習では実習が不安だと訴えていたが、とにかく、話をしよう、話を聞こう、と考えたと思う。そして、会話する場合には、目線を合わせ、笑顔でというように、自分の感情を明るいのへと誘発しなければいけないという前提を持っていることが分かった。それを、実習生が意識する、しないに関わらず、感情管理を「望ましい」もの、当然のものとして受け止めて、利用者の心地よい心的な状態を作り出そうと努めていると思われる。

## (2) マイナス感情について

感情には肯定的側面と否定的側面がある。利用者との関係におけるマイナス感情がすべてストレスとなり、介護のイメージダウンにつながるとは限らない。マイナス感情との向き合い方や解釈の仕方によっては、介護に対してのやりがいや面白味につながるのではないかと感じた。現に、34人中33人の実習生は否定的感情体験をしているが、そのために介護が嫌になったと感じたものは「マイナスイメージがついた」と記載した1人であった。

学生はマイナス感情を体験した場合に、多くの場合は、実習指導者に助言を求めている。その助言内容も利用者の背景を熟知した指導者が、利用者理解につながる情報を説明し、なぜそうするかを考え、対応の仕方を具体的に示しているものが多い。

決して、利用者が暴力や暴言に代表される否定的な感情を向けてきたときに、自分の側に原因があるというような助言の仕方をしていない。そのため、実習生はだんだん冷静に対応ができ、専門職として堂々とした態度で利用者に向き合えるようになると思われる。

利用者の苛立ちのはげ口が介護職への暴力となっていることが最近話題になった。しかし、専門職である以上は、そのような関係に陥るのではなく、そのエネルギーを生活の意欲に結びつける工夫ができる介護職にならなければいけない。マイナス感情を自分の人格や技術の未熟さに原因を求めてしまい、罪悪感を想起させないことが重要と思われる。

## (3) プラス感情について

介護の職場は「きつい（重労働）」「汚い」「危険」の3K職場と言われていたが、最近は「給料が安い」が加わり4K職場とも言われている。そのために、なかなか人材が集まらない。離職率も一般企業に比べ、高いという数字も出ている。その中でもやりがいを感じている介護職もかなり存在する。その理由に挙げられているのが、ありがとうと言われること。感謝され、人の役に立てると思えることである。嬉しいというプラス感情を持つ場面で一番多かったのはやはり、ありがとうと言われた場面である。「もっと頑張ろう」「その人のよい部分見つけよう」などやりがいにつながることがわかる。

それだけではなく、自分が関わったことで表出された利用者の笑顔、発語、楽しそうな様子に喜びを感じている実習生もいた。これは、専門的な介護によって

引き出された利用者の変化の現われが喜びにつながった、達成感によるものと考えられる。この達成感は専門職としての強いやりがいにつながっている。

そうは言っても、今回は初回実習であり、自分がアセスメントし、目標を設定し、計画立案した介護内容を実施した結果として、引き出された利用者の笑顔、発語、楽しそうな様子ではなかった。しかし、強い達成感は積み重ねとして今後の実習で期待できる。

したがって、役に立っている、感謝されていると感じることから生まれるやりがいに、達成感を伴ったプラス感情の積み重ねが加われば、より強い専門職としてのやりがいと生まれると考えられる。

## (4) 利用者との関わりによる自分の変化

実習生が初回実習で利用者に向き合ったときにどのような感情体験をし、どのようにフォローしたかで介護観に変化が現れてくる。感情に訴えかけるインパクトの強い経験は確かに介護に対する見方を変えていた。しかもそれは否定的に介護を見ていた実習生が、肯定的な見方になっていくことも多かった。そして、肯定的に介護を受け止める介護観の変容は、すべてが肯定的な感情を抱いた経験ばかりではなかった。

## (5) 感情のコントロール

実習生は介護施設の実習において、介護実践のため、利用者とかかわったことにより、湧きあがってくる感情を自分でコントロールするという経験をしている。よりよい介護をするためには、感情をコントロールしなければならないと考えている。

言葉を変えると、介護は自分の感情が利用者の状況に影響を与えるものであり、また、影響を与えなければ介護ができないと認めていることではないだろうか。そして、そこに介護のやりがいを感じているのではないか。

感情のコントロールについても抑圧するだけのものと捉えず、「真正面にぶつかっていくもの、介護は自然なもの」という捉え方をしている実習生もいる。それは、介護をするにあたり、人としての自然な感情も大切にしたいと考えていることの表れと感じた。

## 6. 今後の実習指導のあり方

実習指導で感情のコントロールについての指導は重要なことであると考え。介護はやはり感情労働であると思う。自分の感情を誘発したり抑圧したりしなが

ら、相手のなかに適切な精神状態を作り出し、自分らしい生活を継続してもらうために、自分を道具として介護技術を提供していく仕事であると考えます。

当然、やりがいにすぐ結びつくプラス感情については問題なく受け入れていけばよい。そして、ありがたいと感謝されたときに生ずるプラス感情ばかりでなくショックを受けるような強いマイナス感情を転換した感情体験も含めた経験の積み重ねの上に、より強い専門職としての喜びに結びつくような達成感に基づくプラス感情を加えていける指導をしていけばよいと考える。これを達成するにはプラス感情、マイナス感情がどのような場面で起こったのかを知り、実習現場で実習生のプラス感情を受容し共感することであり、マイナス感情の表出にも留意することが必要と思われる。これを実施するタイミングは巡回指導時が一番と考える。

具体的に、本学専攻科福祉専攻第一部の実習で言うならば、介護実習ⅡAにおいては「ありがとう」と言われて嬉しかったという実習生のプラス感情をどんどん認めていく。そして、介護実習ⅡBでは実際にアセスメントから自分の目標・計画に沿った介護を実施をしているので、その成果である利用者の変容を喜んでいる実習生に対して、専門職としての達成感に、共感し、介護観ややりがいにつながる指導を教員がしていく方法を進めていく。

マイナス感情についての指導については、以下の方法を考える。まず、「介護の基本」という科目を通し、介護労働を感情労働という視点でも考えられるようにその概念を伝える。そして、実習前の「介護総合演習」の時間の中で、今回調査した、学生に共通したマイナス感情が起こった事例を使用し、その対応法や解釈の仕方を考えさせる授業展開を提案したい。

そして、実際の実習においては特に初回実習ではプロセスレコードを使い、自分がマイナス感情を抱いた場面を振り返えらせ、巡回指導を利用し助言を与える。実習指導者にも、プロセスレコードを利用しての実習指導を依頼することも一法であると考えます。実習期間の中で週に1～2回程度、一日の実習終了時にでも実習生がマイナス感情を抱く場面があったと思われたときに（たとえば、排泄物の臭いや認知症の利用者の行動に対して）、どのように対応したかの声かけを実習指導者に求めることもよい方法なのではないかと考える。

## 7. おわりに

今回は、本学専攻科福祉専攻第一部における実習指導のあり方を考えた。介護は感情労働であると捉え、実習場面における実習経験を、プラス感情を抱いた場合とマイナス感情を抱いた場合に2分し、指導法を具体的に考え、専門職としてのやりがいを達成感としてのプラス感情に求めた。

今後は感情をコントロールする際のストレス、特にますます増加することが予想される認知症高齢者における実習生の感情コントロールの方法及びストレスについて考えていきたい。

## 引用文献

- 1) A. R. ホックシールド、石川准、室伏亜希訳 「管理される心 感情が商品になるとき」世界思想社 2000
- 2) 三井さよ 「看護職における感情労働」大原社会問題研究所雑誌 2006

## 参考文献

- パム・スミス 武井麻子、前田泰樹監訳 「感情労働としての看護」ゆめみ出版 2000
- 久保真人 「バーンアウト（燃え尽き症候群）シューマンサービス職のストレス」日本労働研究雑誌 2007
- 長谷川美貴子 「介護援助行為における感情労働の問題」淑徳短期大学研究紀要第47号 2008
- 福富昌城 「ケアする人のケアを考えるーケアする人にとっての癒しとはー」花園大学社会福祉学部研究紀要第17号 2009
- 中野一茂、人見優子 「介護職員が抱える施設内暴力の実態調査及び考察」共栄学園短期大学研究紀要第26号 2010
- 二木泉 「認知症介護は困難かー介護職員の行う感情労働に焦点をあててー 社会科学ジャーナル 2010

# 介護技術における実技試験の評価基準に関する一考察

Study on performance test criteria in nursing technology

高橋 雄二  
Yuuji Takahashi

## 目次

### はじめに

1. 本論の目的
  2. 介護福祉士実技試験における合格基準
  3. 介護技術講習会の概要と実技評価
  4. 介護技術評価基準の理解
  5. 介護技術実技試験評価表の試案
- おわりに

### はじめに

昭和63年「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号）が施行した。平成22年9月現在の介護福祉士登録者数が898,429名となっている。介護福祉士が介護を実践する対象者は、地域や施設など様々な環境の中で、その人らしい安心した生活を望んでいる。そのような個々のニーズに対応したサービスを提供するためには、介護福祉士の質の向上が不可欠である。

介護福祉士の質とは、理論に裏づけされた技術を提供することであり、厚生労働省は、平成15年6月に「介護福祉士試験のあり方等介護福祉士の質の向上に関する検討会」を設置し、平成16年6月に報告書が取りまとめられた。その中で実技試験については、受験者の申請に応じて介護技術に関する講習会（以下「介護技術講習会」という。）を修了した者には、引き続き行われる次の3回の実技試験を免除する制度の導入が提言され、平成17年より実施された。この講習会においては様々な介護技術の理論と実践が行われ、最終的には実技試験を実施することにより、一定基準に達した者を修了者として認める仕組みとなっていた。

介護技術講習会において指導者として受講生の評価にあたると、指導マニュアルや介護技術講習会総合評価マニュアルはあるが、介護職や看護職など各指導者の業務的な背景によりマニュアルの解釈に誤差が生じることがみられた。

介護とは理論のみではなく実践が不可欠であり、介護福祉士養成施設における「生活支援技術」教育においては、演習や実習により技術を習得するとともに、学生個々の習得した技術の評価が必要かつ不可欠となるため、介護技術の実技評価について詳細な評価表の必要性を感じた。

### 1. 本論の目的

平成19年に社会福祉士及び介護福祉士法の改正が行われ「求められる介護福祉士像」として、尊厳を支えるケアの実践・現場で必要とされる実践能力・自立支援を重視し、これからの介護ニーズ政策にも対応できる・心理的、社会的支援の重視・予防からリハビリテーション、看取りまで、利用者の状態の変化に対応できる・多職種協働によるチームケア・一人でも基本的

な対応ができる・個別ケアの実践・利用者、家族、チームに対するコミュニケーション能力や的確な記録、記述能力・関連領域の基本的な理解・高い倫理性の保持という12項目が示された。これらの項目は介護福祉士が保持する能力として必須事項と考えられる。

介護福祉士が行う介護においては「求められる介護福祉士像」に沿った実践が求められるが、提供された介護を評価するためには、介護の目的・内容が理解された上で、客観的に示すことができる評価であることが必要である。

客観的評価とは評価の対象及び評価基準を明確に示すことであり、そこには介護福祉士が介護を実践する上で必要不可欠な理論と実践を踏まえ、評価はそこから導かれる具体的な項目・内容に沿っておこなわれることが必要となる。

介護技術の評価について国家試験の実技試験評価基準や、介護技術講習会における評価、介護福祉士養成施設協会により作成された「総合評価マニュアル」などを踏まえ、介護技術講習会における排泄介助課題についての評価を一例に取り上げ、介護福祉士養成課程の「生活支援技術」における介護技術の評価表を作成する。

## 2. 介護福祉士実技試験における合格基準

3年間の介護現場における実務経験を経た後に、介護福祉士国家試験（筆記試験）を受験し合格者へは実技試験が課せられている。介護福祉士国家試験出題基準・合格基準は以下の通りである。

「社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士国家試験出題基準・合格基準」（抄）

（介護福祉士国家試験出題基準・合格基準）

第3条 介護福祉士国家試験出題基準・合格基準は、別紙Ⅱのとおりとする。

### 別紙Ⅱ

介護福祉士国家試験出題基準・合格基準

#### 1. 介護福祉士国家試験出題基準

##### (1)出題基準の基本的性格

出題基準は、試験委員が試験問題・課題を作成するために用いる基準であることから、次のような基本的性格を有する。

ア 出題基準は、あくまでも標準的な出題範囲の例示であって、出題範囲を厳密に限定するものでは

なく、また、作問方法や表現等を拘束するものではない。

イ 出題基準公表後の法改正による制度の重大な変更等、出題基準にない事項であっても、介護福祉士として習得すべき事項については、出題することができる。

ウ 関係学会等で学説としてさだまっていないものや、論議が分かれているものについては、その旨を配慮した出題を行う。

##### (2)大・中・小項目の位置付けと関係

ア 大項目は、中項目を束ねる見出しであり、科目全体の範囲を示すとともに、出題の理念を示すものである。

イ 中項目は、試験の出題内容となる事項であり、試験問題はこの範囲から出題されることとなる。なお、中項目は、出題基準として、試験問題の出題範囲という観点から配列されているため、学問的な分類体系とは必ずしも一致しない。

ウ 小項目は、中項目に関する事項をわかり易くするために例示した事項である。

エ 出題は、この出題基準に盛り込まれた事項に限定されるものではなく、法律、政省例等に規定されている事項、厚生労働白書などの広報を目的とした公刊物に記載されている事項などからも出題される。

オ 実技試験課題は、出題基準の中項目に掲げられた項目から一課題として出題される。

##### (3)試験科目別出題基準

試験科目別出題基準は、「別添」のとおりである。

## 2. 介護福祉士国家試験合格基準

### (1)筆記試験の合格基準 [略]

### (2)実技試験の合格基準

課題の総得点の60%程度を基準として、課題の難易度で補正した点数以上の得点の者を実技試験の合格者とする。

## 「別添」 実技試験

大項目	中項目	小項目
1. 介護の原則	1) 安全・安楽	①転落・転倒・強打の予防 ②麻痺側の保護 ③誤嚥の防止
	2) 自立支援	①残存能力の活用 ②意欲の促進
	3) 個人の尊厳	①コミュニケーション ②事前の説明と承諾 ③自己決定 ④接遇（言葉遣い・態度）
2. 健康状態の把握	1) 利用者の健康状況の把握	①外見（観）の変化を察知する観察 ②意識（反応）状況の変化を察知する能力 ③体温、脈拍、呼吸の測定
	2) 介護者の健康管理	①ボディ・メカニクス ②感染予防
3. 環境整備	1) 室内環境	①換気 ②温度、湿度 ③冷暖房 ④清潔 ⑤採光
	2) ベッド	①ベッドの機能 ②ベッドメイキング、リネン交換
4. 身体介護	1) 体位と体位変換	①体位の種類 ②体位（身体）の保持と膝折れ防止 ③テコの原理、ボディ・メカニクスの活用 ④体位の変換
	2) 移乗動作	①車いす ②ポータブルトイレ ③ストレッチャー ④椅子
	3) 移動・歩行介助	①ベッド上での移動 ②車いす、ストレッチャーでの移動 ③肢体不自由者の歩行介助 ④視覚障害者の歩行介助
	4) 食事の介助	①食事の種類と介助 ②食前の介助 ③摂食の介助 ④食後の介助
	5) 排泄の介助	①トイレ及びポータブルトイレへの誘導と介助 ②便器・尿器の介助 ③おむつの介助
	6) 保清の介助	①清拭 ②入浴・シャワー浴 ③足浴・手浴 ④洗面 ⑤口腔ケア・義歯の取り扱い ⑥洗髪
	7) 衣服の介助	①衣服の着脱 ②寝衣の交換 ③衣服のたたみ方
	8) 整容の介助	①髪をとかす ②ひげそり

出題の理念を示す大項目、中項目は、試験の出題内容となる事項であり、試験問題はこの範囲から出題されることとなる。そして、中項目に関する事項をわかり易くするために例示した小項目がある。

実技試験課題は、出題基準の中項目に掲げられた項目から課題として出題され、実技試験の合格基準は総得点の60%程度として、課題の難易度で補正した点数以上の得点の者を実技試験の合格者とする。ということで具体的な評価内容や方法については示されていない。しかし、別紙Ⅱや別添から実技試験の評価については大項目の介護の原則（安全・安楽、自立支援、個人の尊厳）、健康状態の把握（利用者の健康状況の把握、介護者の健康管理）、環境整備（室内環境、ベッド）を実技試験の評価を行う上での基盤とし、身体介護（体位と体位変換、移乗動作、移動・歩行介助、食事の介助、排泄の介助、保清の介助、衣服の介助、整容の介助）が技術的に根拠を持って実施されているかを評価しているものと考えられる。

### 3. 介護技術講習会の概要と実技試験評価ポイント

#### (1)趣旨

介護福祉士を取り巻く現状をみると、実技試験の受験者が年々増加しており、試験の実施体制等が課題となるとともに、受験する実務経験者（3年以上）等の質の向上も課題となっている。

このため、「介護福祉士試験のあり方等介護福祉士の質の向上に関する検討会報告書」（平成16年6月）の提言を踏まえて、介護等の専門技術についての講習（介

護技術講習会）を修了した者に対して実技試験を免除する制度を導入することにより、介護福祉士試験受験者の介護技術の向上を図るとともに、実技試験における受験者等の負担軽減等を通じた実技試験の適正な実施を図り、もって介護福祉士の質の向上に資するものである。

#### (2)介護技術講習会の実施者、内容

介護技術講習会は、厚生労働大臣が指定した介護福祉士養成施設等の設置者があらかじめ厚生労働大臣に届け出て実施する。この介護技術講習会を修了した者について、その申請により、介護福祉士試験の実技試験が免除される。（表1）

#### (3)実施年度、免除の回数

介護技術講習会は平成17年度から実施され、介護福祉士の実技免除については、平成18年に実施される第18回介護福祉士試験から適応された。実技試験の免除は、介護技術講習会終了後引き続いて行われる次の3回の実技試験について免除される。これは、筆記試験を受験したかどうか、あるいは、筆記試験に合格したかどうかにかかわらず、介護技術講習修了後引き続き行われる3回の実技試験を免除する者である。

「介護サービス基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」平成23年6月15日）の成立により平成26年度で介護技術講習会は終了することになった。

（表1）○介護技術講習の内容及び時間数

項目	内容	時間数
(1)介護過程の展開	(1)介護における目標等の講義 (2)事例に基づく介護過程に関する講義及び演習	6
(2)コミュニケーション技術	コミュニケーションの技法に関する講義及び演習	2.5
(3)移動の介助等	(1)社会生活維持拡大への技法に関する講義及び演習 (2)安楽と安寧の技法に関する講義及び演習	6
(4)排泄の介助	排泄の介助に関する講義及び演習	4
(5)衣服の着脱の介助	衣服の着脱の介助に関する講義及び演習	3
(6)食事の介助	食事の介助に関する講義及び演習	3
(7)入浴の介助等	(1)入浴の介助に関する講義及び演習 (2)身体の清潔の介助に関する講義及び演習	4
(8)総合評価	(1)から(7)までの講習内容の修得に係る評価	3.5
	合計	32

## (4)実技の試験評価ポイント

実技の評価については、以下のA・B事例者への「コミュニケーション技術」「移動の介助等」「排泄の介助」「衣服の着脱の介助」「食事の介助」「入浴の介助等」の課題について実際の介護を実施することにより、その内容を評価するものである。

## ○事例A 概要

山田太郎 男性 78歳 要介護3

介護老人保健施設入所中

脳梗塞による右片麻痺及び失語症

短下肢装具を使用し歩行可能

歩行自立を目指し自宅復帰に向けての介護

## ○事例B 概要

鈴木花子 女性 78歳 要介護4

介護老人保健施設入所中

脳梗塞による左片麻痺及び左空間無視

両膝の変形性関節症

車いすでの自立向上にむけた介護

以上2名の事例に対して課題に沿った介護を実施し、最終的には12の課題より1つの課題が総合評価の実技試験として出題され、受講生は試験課題の実施内容について指導者の評価を受ける。

評価の方法や内容について一つの課題を取り上げ評価ポイントについて示す。

## ○事例B 鈴木花子さんに対する排泄の介助課題

鈴木花子さんは、夜の12時ごろ、ベッドからポータブルトイレに移動し、排泄をしています。一部介助による排泄の介助を行ってください。

## 【用意するもの】

ベッド（ベッド柵または介助バーが付けてある）、ポータブルトイレ、バスタオル、滑り止めマット、おしぼり

受講生には、介護内容の手順と留意点について具体的に記された介護技術講習テキストに沿った講義を受講するとともに、演習に前にデモンストレーションを見学した後に、受講生が実際に演習課題を実施する。受講生テキストには実施におけるチェックポイントが示されている。（表2）

指導者へは介護内容の手順と留意点について指導上のポイントが記された介護技術講習指導マニュアルが示されるとともに、実技を評価する項目の例が示されている。（表3）

以上のような評価項目例で示されたように、項目の評価について細部については明記されていない。

平成17年は29,000人、平成18年は60,000人が受講し、その中で総合評価の在り方、特に、実施施設間の総合評価基準の公平性に関して受講生はもとより講習指導者からも様々な意見が厚生労働省より委託されている介護福祉士養成施設協会に寄せられた。このような意

〔表2〕〔事例B 排泄の介助 受講生テキストのチェックポイント〕

チェックポイント	自己評価
●利用者の〔健康状態〕を把握したか。	
●これから行う介助の説明、声かけの位置の確認、コミュニケーションが適切に行われたか。	
●排泄の介助に必要な物品は準備できたか。	
●安全な移乗ができるように、滑り止めマットやベッド柵（または介助バー）、ポータブルトイレの位置を確認したか。	
●不必要な露出を避け、プライバシーの確保に努めたか。	
●利用者の協力を得ながら介助を行ったか。	
●ポータブルトイレへの移乗の介助が安全に行えたか。	
●ポータブルトイレでの介助が清潔に行えたか。	
●排泄後の観察は適切に行われたか。	
●排泄後の片づけは適切に行われ、清潔な環境作りに配慮したか。	
●利用者の意向や意思を尊重したか。	
●自立への配慮をしたか。	

(表3) [事例B 排泄の介助 介護技術講習指導マニュアルの評価の項目例]

評価項目	点数
●これから行う介助の説明、声かけの位置の確認、コミュニケーションが適切に行われたか。	
●安全な移乗ができるように、滑り止めマットやベッド柵（または介助バー）、ポータブルトイレの位置を確認したか。	
●不必要な露出を避け、プライバシーの確保に努めたか。	
●利用者の協力を得ながら介助を行ったか。	
●ポータブルトイレへの移乗の介助が安全に行えたか。	
●排泄後の片づけは適切に行われ、清潔な環境作りに配慮したか。	
●利用者の意向や意思を尊重したか。	
●自立への配慮をしたか。	

見を踏まえ平成19年2月「介護技術講習会総合評価マニュアル」が介護福祉士養成施設協会により作成され評価内容について具体的に示された。

#### ○「介護技術講習会総合評価マニュアル」

##### (1) 評価のねらい

評価は指導項目と指導内容を対象領域としている。そこでの評価は指導者側のものであり、また受講生のためのものである。

①すなわち指導者は、受講生がどこまで理解しているか、そして身につけた介護技術を評価することで、指導の達成効果を確認することができる。そのことは指導者の自己評価となって今後の指導指針となって活かされることになる。

②受講生側からは、受講による学びがどの程度の達成水準にあることを知ることで、これからの介護実践の指標を得ることができる。評価結果は今後の自身となり、あるいは不十分な点は今後の反省資料となり、より良き介護技術の向上に資することになる。

③評価はいうまでもないことであるが、指導者と受講生の問題だけではない。介護技術には現代社会の求める価値の実現がある。すなわち評価は社会的評価へとつながっていくことで、介護の質の担保と向上への志向性を有している。たとえば「挨拶する」「声かけ」「安全・安楽」といった個々の評価は、人間尊重、快い生活といった社会の価値を根底においている。あるいは介護実践は自立支援の価値をもっておこなわれることを例にとれば、自立への価値を指導項目・内容を具体的にどう評価するかを示している。(表4)

##### (2) 評価のしくみ

①評価は中間評価と総合評価に分けてみるができる。中間評価は概括的には、ひとつひとつの介護技術を指導していく過程において随時評価を行い、それを踏まえて次の段階へ進むための資料となるものである。総合評価は最終段階においてこれまでの指導をまとめて評価するものである。講習会における評価は総合評価であり個別の指導項目(評点)ごとに示している。しかしこのことは指導の過程において随時行われる中間評価を軽視するものではない。指導者は指導の過程において随時行われる評価を活かしながら指導を行い総合評価へと進むのである。

②介護技術講習会総合評価マニュアルは、演習編(事例A・B)に基づいての評価(評点)を示している。そして[参考-1](講義編)[参考-2](演習編)を添えている。これは講習会の指針と教材の目的に沿って評価を示したものである。

評価・評点が演習に基づいていることは、評価の客観的妥当性を求めるものである。すなわち評価はできる限り生活の場面に即した介護の質的な担保を求めるものである。したがって実際場面での演習教材によっての介護技術の指導の効果を具体的に評価するものである。一方受講生は生活の場面に基に講習を受け、その評価を自己の経験・学習と重ね合わせて再編成して、効果的に学んでいくのである。

##### (3) 排泄の介助における講義のねらい

①身体老廃物を対外に排泄する営みは生命の維持にとって欠かせないことを十分に理解し、排泄の状態や排泄物をとおして[健康状態]の把握ができることを理解させる。

(表4) 事例B 鈴木花子さんに対する排泄の介助課題の指導内容・評価項目 ※は講義のねらい項目を示す。

指導項目	指導内容	評価項目	評価の留意点
※①・④ 1. コミュニケーション	1. 排泄にあたり、コミュニケーションを適切に行えるよう指導する	・ 右側に位置し、名前を呼び挨拶したか ・ 排泄を行うことに対し説明し、同意を得たか	・ 利用者を尊重した言動をとる ・ 左半側空間無視への配慮をする ・ 本人のできる能力を引き出す声かけをする
※①・③・④ 2. 健康状態の確認	1. 安全に安心して排泄できるために必要な健康状態の確認を指導する	・ 体調、気分などの状態、膝の痛みを確認したか。 ・ 覚醒状態を確認したか	・ 顔色や表情、声の調子、気分などの変化に気づく ・ 夜間であることからはっきり目覚めた状態で介助する必要がある
※③・④・⑤ 3. 事前の準備	1. 排泄に必要な環境を整えるように指導する	・ 環境を整え、必要物品を準備し、使用しやすい位置に置いたか	・ 保温やプライバシーに配慮する ・ 健側（右側）の床に滑り止めマットを敷き、ポータブルトイレを安定させる
※③・④・⑤ 4. 排泄の介助1（端座位）	1. 端座位への介助を適切に行えるように指導する	・ 健側上下肢を活用し端座位にさせたか ・ 座位の安定を確認し、体調確認をしたか	・ 口頭指示または一部介助により実施する ・ めまい、ふらつき等の確認をする
※③・④・⑤ 5. 排泄の介助2（ポータブルトイレまで）	1. 端座位からポータブルトイレへの移乗を適切に行えるよう指導する	・ ポータブルトイレの位置を確認させたか ・ ポータブルトイレに移乗しやすいように体の向きを変えたか ・ 健側（右側）を活用し、一部介助で立位をとらせたか	・ ポータブルトイレへの移乗までの一連の動作を頭に入れて、介護者がどの位置に立って介助すれば良いか考えることが重要 ・ 健側（右側）の手で介助バーを使用
※②・④ 6. 排泄の介助3（排泄中）	1. 排泄時の介助を適切に行えるように指導する	・ 不必要な露出は避けたか ・ 声かけや、カーテン等の工夫をし、気がねなく排泄できるようにしたか	・ バスタオル等をかけ、プライバシーに配慮する ・ 終了を告げられるように配慮するか、排泄か済んだころを見計らって声をかけることを告げてその場を離れる
※①・②・④・⑤ 7. 排泄の介助4（後始末）	1. 排泄後の介助を適切に行えるように指導する	・ 排泄後、陰部を自分で拭いたことを確認したか ・ 健側（右側）を活用し、手を拭かせたか ・ 一部介助で立位をとり、衣服を整えたか ・ 健側（右側）を活用し、端座位をとらせたか ・ 体調確認をし、尿の量や性状を確認し、物品の後片付けをしたか	・ 拭き残しなどを確認する ・ 健側の手を介助する ・ 衣服のしわやたるみを確認する ・ 部屋の換気に配慮する ・ 介護者は手洗いを十分に

②障害や高齢の如何にかかわらず、“下の世話”を他人に頼む心情をよく理解し、人間の尊厳をふまえ、利用者の生活様式や習慣を尊重して介護することの重要性を理解させる。

③自立した排泄行為を行うために必要な条件と、利用者に適した介護方法を選択するための事前アセスメントの必要性について理解させる。

④排泄行為に関する全過程での安全と、利用者にとって安心な介助の方法を学び、節目ごとの確認のポイントを理解させる。

⑤利用者の排泄自立を助ける福祉用具の種類とその適応について理解させるとともに、利用者の障害に伴う排泄面での問題についての正しい知識をもって、適切な用具の選択と介助ができるようにさせる。

#### 4. 介護技術評価基準の理解

「介護福祉士国家試験出題基準・合格基準」や「介護技術講習会総合評価マニュアル」を基に、介護技術実技試験における共通する評価項目から、介護技術実技試験における必須の評価内容の抽出を試みた。その結果、下記の評価内容が導き出された。(表5)

#### 5. 介護技術実技試験評価表の試案

次に、前述した介護技術実技試験における評価内容を基に事例B鈴木花子さんの排泄介助についての課題について評価表作成を試みた。特に小項目には具体的な実施例を示した。(表6)

#### おわりに

国が示した「求められる介護福祉士像」を実践できる能力を身につけた介護福祉士の養成課程において、今回は介護技術の習得に着目し、その評価について国家試験の実技試験評価基準や介護技術講習会における評価、介護福祉士養成施設協会により作成された「総合評価マニュアル」などを踏まえ、排泄介助の課題を例に取り上げ介護技術実技試験評価表の作成を試みた。評価表作成に関しては、誰が評価者となっても評価に大きな誤差がないように、介護福祉士として介護を実践する上で必要な事項を、より具体的に明記することを意識した。

実際の介護現場においては、介護者には柔軟な対応が求められ「～であらねばならない」ということは無いのかも知れないが、介護福祉士は常に根拠に基づいた介護を実践しなければならない。

この評価表を実際に使用し実技試験を実施する場合には、多種多様な介護がある中での、あくまでも基本に基づく実施例であることを説明する必要があると考える。

今後は、学生に対しての実技試験において講義と演習のみで実施した場合と評価表を事前に提示した場合における一連の介護技術の提供過程における習熟度の違いを研究課題としたい。

#### 引用文献

1. 石橋真二 井上千津子 大川弥生 川島みどり  
是枝祥子 柴田範子 高垣節子  
「介護技術講習テキスト」 社会福祉振興・試験センター 2004
2. 石橋真二 井上千津子 大川弥生 川島みどり  
是枝祥子 柴田範子 高垣節子  
「介護技術講習指導マニュアル」 社会福祉振興・試験センター 2004
3. 介護技術講習総合評価方法研究会  
「介護技術講習総合評価マニュアル」 (社)日本介護福祉士養成施設協会 2007
4. 介護実技研究会  
「介護福祉士国家試験 実技試験のチェックポイント」 中央法規出版 2010
5. 「社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士国家試験出題基準・合格基準」(抄)  
2002年7月5日細則第一号(2003年7月2日改正)
6. 「社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部を改正する政令等の関係政令及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令等の関係省令の制定について」  
厚生労働省社会・援護局発 第0328078号 2008年3月28日

#### 参考文献

1. 介護福祉学研究会 「介護福祉学」 中央法規出版 2002
2. 一番ヶ瀬康子 「介護福祉学の探求」 有斐閣 2003

(表5) ○介護技術実技試験における評価内容

大項目	小項目
1. コミュニケーション (体調確認)	1) 名前を呼びあいさつをする 2) 自己紹介をする 3) 体調・気分の確認 4) 痛み・めまいの確認 5) 言語的な確認のみではなく、顔色や声の行動の様子などからも体調を読み取る
2. 事前の説明と確認	1) これから行う介護内容を説明して、同意を得たか 2) 自己決定
3. 事前準備	1) 環境確認(換気・温度・湿度・採光等) 2) ベッドメイキング、リネン交換の技術は適切か(三角コーナー、四角コーナー) ・シーツに皺はないか 3) 用意物品の確認(介助時の使用物品) 4) ベッドの高さ調整 臥位のままの介助→ベッドを高く ベッドからの移乗で要介護者が立位可能→立ちやすい高さ
4. 安全確認・確保	1) 福祉機器の安全確認(可能であれば要介護者と共に行う) ・ベッドの高さ・プレーキ確認 ・車いす(タイヤの空気圧・プレーキ・フットサポート・座面等) ・杖(長さ・向き・滑り止めのゴム・握り方等) 2) 姿勢 ○座位時 ・奥深く座っているか ・両足底が床についているか ・体幹の傾きはないか等 ○臥位時 ・体幹が曲がっていないか ・窮屈な姿勢になっていないか ・手の上に身体が乗っていないか ・ベッド柵の外に手や足が出ていないか等
5. プライバシーの保護	1) プライベートカーテン 2) 肌の露出を防ぐ(バスタオル等) 3) 声かけ時の配慮
6. 身体介護	1) 自立支援(残存能力の活用) 2) ボディ・メカニクスの活用 ・介護者の重心 ・基底面積 ・てこの原理の活用 3) 麻痺側の保護 4) 転落・転倒の予防 ・介護者は麻痺側にいるか ・移動するもの(車いす、ポータブルトイレ等)は健側にあるか ・立ちやすい位置に座っているか(浅く座る、健側の足を引く) ・お辞儀をするように立たせたか ・患側の膝折れを防いだか等 5) 技法は適切か ○体位と体位変換 ・健側の活用 ・身体を小さくまとめたか (仰臥位→側臥位 下になる手足が下にくるようまとめる)

大項目	小項目
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○移乗動作                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・移乗前浅く腰掛けたか</li> <li>・車いすやベッドの点検をしたか（ブレーキ、タイヤ空気圧、フットサポート等）</li> <li>・車いすへの移乗（車いすは健側に置いたか 立ち上がる時の健側の足の位置等）</li> <li>・立った際の立ちくらみやふらつきの確認</li> </ul> </li> <li>○移動・歩行介助                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・杖の点検（長さ、滑り止めゴム等）</li> <li>・杖歩行の説明（杖→患側→健側 段差を上がる 杖→健側→患側等）</li> <li>・車いすの操作説明（自走時）</li> <li>・車いす前介助時（動くことや曲がること、段差を超えることなど説明）</li> <li>・視覚障害者の歩行介助は適切か（介護者の肘の上を握っていただき、半歩前に立つ、椅子に座る際には背もたれに触れていただき、クロックポジションによる位置の説明等）</li> </ul> </li> <li>○食事の介助                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・いすやテーブルの高さは適切か</li> <li>・メニューの説明をしたか</li> <li>・食べる速さや嚥下状態を確認したか</li> <li>・排泄は済ませたか</li> <li>・姿勢は適切か</li> <li>・食事の性状は要介護者の状態に合っているか</li> <li>・残したものの理由確認（嗜好、硬さ、味付け等）</li> </ul> </li> <li>○排泄の介助                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用物品を用意したか</li> <li>・便器、尿器の使用法は適切か</li> <li>・排泄しやすい姿勢か（便器に安定してすわっているか、差込便器時上半身を挙上したか等）</li> <li>・排泄物の確認（量、性状等）</li> </ul> </li> <li>○保清の介助                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要物品の確認</li> <li>・排泄の有無の確認</li> <li>・室温に配慮したか</li> <li>・不必要な露出を避けたか</li> <li>・シャワーの温度を確認したか</li> <li>・健側で湯の温度を確認していただいたか</li> <li>・心臓から遠い所からお湯をかけたか</li> <li>・健側の手を活用して体を洗うよう促したか</li> <li>・洗えない部分の介助をしたか等</li> </ul> </li> <li>○衣服の介助                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・衣服の洗濯</li> <li>・衣服の着脱（着患脱健）</li> <li>・健側の手を活用して着るよう促したか</li> <li>・皺がなく着ているか</li> </ul> </li> <li>○整容の介助                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・髭剃りは適切な方法か</li> <li>・髪は要介護者の希望に添っているか等</li> </ul> </li> </ul>
7. 状態観察	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 起床・起立時の体調確認（めまい・ふらつきの有無等）</li> <li>2) 皮膚の状態（排泄介助・衣服の着脱介助・入浴介助等）</li> <li>3) 排泄時（量・性状等）</li> </ol>

大項目	小項目
8. 清潔の保持	1) 手洗い（要介護者・介護者） 2) 介護者の服装（動きやすい・清潔感がある等）
9. 最終確認	1) 体調確認（疲れていないか、気分はどうか） 2) 現状復帰（ベッドの高さ、ベッド柵、プライバシーカーテン等） 3) 他に用事はないか確認 4) あいさつ
10. 介護の一連の過程において必要事項	1) 自立支援を意識した介助が行われていたか（残存能力を常に活用していたか） 2) 接遇は適切か（言葉遣いは適切か、態度は適切か） 3) 要介護者に過度の負担をかけていないか 4) 能率的な動線か（無駄な動きは無い）

(表6) ○実技試験評価表

大項目	小項目	採点
事前確認	1. 名前を呼んで挨拶する ・名前を呼ぶ 鈴木花子さん・鈴木さん○ 花子さん・花子ちゃん× ・徐々に声を大きく ・肩をそっとたたくなど ・自己紹介 ・目線の高さ同じか下○ ・顔の位置・距離が適切か ・健側のベッドサイドから声をかける	
	2. 体調確認 体調はいかがですか○ 気分はいかがですか ○ 覚醒しているか確認	
	3. これから行うことを説明し同意を得る ～しませんか○ ～しましょう×	
安全確認	4. ベッドのブレーキ確認 ・介助バーの固定確認 ・ベッドの高さ確認(立ちやすい高さ・足底部がつく)	
起き上がり介助	5. 右側臥位にして右腕と肘の力を活用したか ・起きるとき足を支えたか ・起き上がり時のめまい確認 めまいしませんか○ 大丈夫ですか×	
	6. 座位の安全確認 ・両足が床についているか ・右手で柵を握るかベッドで支えているか	
ポータブルトイレへの移乗介助	7. 立つ前にベッドとポータブルトイレに浅く座ったか ベッド→ポータブルトイレ ポータブルトイレ→ベッド	
	8. 右手で移動バーを握ってもらったか ベッド→ポータブルトイレ ポータブルトイレ→ベッド ・右足を引き力が入る位置にしたか	
	9. 左側の手と足を保護したか ・おじぎをするようにして立たせたか ・右膝を保護したか ・立位時めまい、ふらつきの確認したか ・膝上までズボンを下げたか(立位時) ・ポータブルトイレの位置を確認させたか ・ポータブルトイレに安定して座っているか確認したか ・膝下までズボンを下げたか(座位時)	
ボディ・メカニクス	10. ボディ・メカニクスを活用したか ・重心を下げる ・基底面積を広げる(介護者は安定した姿勢か)	
プライバシー保護	11. プライバシーを配慮した声かけをおこなったか ・バスタオルをかける ・プライバシーカーテン	
状態観察・清潔	12. 状態観察・清潔保持 ・皮膚観察 ・排泄物性状、量確認をしたか ・排泄直後鈴木さんの手を拭いたか ・介護者は手洗いをしたか等	

# 酵素処理によるヤーコン塊根搾汁の収量向上と新規商品開発

Increasing the amount of juice extracted from yacon storage roots treated  
by enzymes and development of new products

河野 圭助  
Keisuke Kawano

## 目 次

### はじめに

#### 1. ヤーコンについて

#### 2. 研究の目的

#### 3. 実験方法

#### 4. 結果と考察

### おわりに

### はじめに

本研究は地域との新たな連携基盤づくりの一環として、福島学院大学では飯舘村との相互発展のため地域産業、文化の振興、福祉、教育、環境等の分野で援助、協力するために相互友好協力協定を平成21年に締結した。

本学短期大学部食物栄養科では、飯舘村からの強い要望により特産野菜「ヤーコン」について、有効利用するため酵素処理によるヤーコン塊根搾汁液の収量向上の検討と搾汁液の清澄化、更に素材化したヤーコン塊根を用いた新規の商品開発について検討を行った。

なお、平成23年3月11日の東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故を受け、飯舘村は計画的避難地域に指定されましたが、飯舘村が推進してきた「までいライフ」。「までいの力」でこの極限状態を乗り越え、原発事故が起こる前の環境を早く取り戻すことを切望しております。

### 1. ヤーコンについて

#### (1)ヤーコンの薬理作用と栽培

ヤーコン (yacon, 学名: *Smallanthus sonchifolius*)

(図-1) は中南米原産のキク科の根菜で、生育すると1.5~2.0mにも伸び地上部はヒマワリのように大きく茎も太く、地下部にはサツマイモに類似し、塊根を1株当たり10~20個つけ、主に食用とされてるのは塊根部で塊茎は繁殖用(苗)に利用され、葉はお茶として飲料されてきた。塊根は水分が多く、シャキッとした食感とほんのりとした甘味を持っている。日本には、1985年にニュージーランドで栽培されていたものが輸入され、これから増殖させたものである。食用としての伝統は日本では浅いため、食材そのものとしてよりも、豊富に含まれるフラクトオリゴ糖が乳酸菌の増殖に寄与する、プロバイオティクスの整腸作用や、血糖値抑制効果などの健康に対する効果が注目され、さらに、抗酸化性のポリフェノールが豊富に含まれ、食物繊維とポリフェノールの相乗効果により糖尿病予防や大腸がん予防効果があるとも言われ、一種の機能性食品として扱われる傾向が強い。

日本での栽培は、夏の酷暑と冬の凍り付く寒さには苦手としています。大体4~5月の霜の終わった時期に、塊茎から出来た苗を畑に植え付けられ、関東以西の温暖地では夏になると生育は停滞し、秋涼しくなる

と再び活発になり、地上部の生育が回復すると芋が大きくなり、10月～12月に急激に大きくなって、収量は12月に最大となる。しかし夏の涼しい北海道や東北及び高冷地では初霜を見た11月に収穫される。なお、本研究で供試したヤーコンは12月初旬に収穫した飯館村産（長泥地区）の塊根を用いた。



図-1 ヤーコン

## (2)ヤーコン（塊根）の成分

ヤーコン塊根の成分はフラクトオリゴ糖とポリフェノールにより特徴付けられ、ヤーコンの塊根部は非常に水分、糖質の含量が多く蛋白質、脂肪が少ない。糖質はフラクトオリゴ糖が主で、澱粉が少ないことからカロリーが少ないのが特徴である。また、ヤーコンは貯蔵により甘味が増し、食べやすくなるが、フラクトオリゴ糖は減少する。これは、塊根の中にあるフラクトオリゴ糖は収穫後、徐々にショ糖や果糖、ブドウ糖に分解されることによるものである。また、塊根には多くのポリフェノールが含まれている。このポリフェノール（アク）は塊根に含まれている酵素（ポリフェノールオキシダーゼ）により酸化されて黒変する。例えば、リンゴ、ゴボウやサツマイモの皮を剥いた時に起こる褐変と同じで、酵素褐変と呼ばれ加工や料理には大敵である。防止法としてスライスしたヤーコンをすぐ酸液に浸漬することによりある程度黒変を防ぐことができる。（表-1）

## 2. 研究目的

ヤーコンは福島県では飯館村（長泥地区）、天栄村、二本松市、塙町などで主に栽培収穫されている。また、ヤーコンの塊根にはフラクトオリゴ糖、ポリフェノール、食物繊維等を多く含む健康食材として注目されている。しかし、貯蔵中に萎縮、腐敗あるいは変色（黒変）するなどの欠点があり生食用や加工食材としての

分析項目	分析値
エネルギー	54kcal
水分	86.4g
蛋白質質	0.8g
脂質	0.6g
繊維	0.5g
灰分	0.6g
糖質	11.1g
リン	22.2mg
鉄	0.26mg
カルシウム	14.1mg
ナトリウム	0.36mg
カリウム	271mg
総カロチン	0.04mg
ビタミン B1	0.06mg
ビタミン B2	0.01mg
ビタミン C	7 mg
ポリフェノール	203mg

（日本食品分析センター）100g 当り

表-1 ヤーコン塊根の成分

利用には限界がある。またフラクトオリゴ糖は貯蔵中に徐々に分解され減少するという問題もあり、こうしたことから収穫後できるだけ早い時期に加工処理する必要がある。

そこで本研究では飯館村長泥地区で収穫されたヤーコンの塊根を用い、酵素処理による塊根搾汁液の収量向上と酵素処理をより有効に行うために処理時間別によるフラクトオリゴ糖（GF2・GF3・GF4）、ポリフェノールと抗酸化性を測定し、成分への影響について検討した。

また、飲料や食品素材としての用途開発を図るため、塊根搾汁液の底にたまる沈殿物（滓）の除去と清澄化について行った。更に素材化したヤーコンの塊根を用いて新規の商品開発を行った。

## 3. 実験方法

酵素処理によるヤーコンの塊根搾汁液の収量向上と清澄化の検討

### 3-1. 実験方法

#### 3-1-1. 供試材料

2010年に収穫した相馬郡飯館村長泥地区で栽培収穫されたヤーコンを用いた。なお、貯蔵方法は-7℃の

冷蔵庫で保存した。

### 3-1-2. 酵素処理による塊根搾汁液の収量と分析試料の調整

塊根搾汁液の収量についてはヤーコンを洗浄後、剥皮、スライスしたものを pH3.0~3.5の調製水に浸漬後、高速回転破砕器でペースト状とした後、セルラーゼ酵素（オノズカ 3S-ヤクルト薬品）を原料に対し0.01%添加し、55℃の温度で処理した後、布製酒袋で濾し、各時間毎での搾汁液の収量を測定した。

また、分析試料の調整については上記で収量した搾汁液を9000回転20分で遠心分離、濾過し、更に濾過器（オムニフィルター K.Tsukamoto）で濾過（フィルター2.5μで2回、0.9μで2回）させたものを試料とし各分析に用いた。

### 3-1-3. 分析項目

#### i. ポリフェノール

3-1-2で調整した試料を用い、Folin-Denis法で測定した。標準品にはタンニン酸（和光純薬）を用いた。

#### ii. オリゴ糖

3-1-2で調整した試料を用い、HPLCによりフラクトース、グルコース、スクロース、およびフラクトオリゴ糖（GF2=ケトース、GF3=ニストース、GF4=フラクトフラノシルニストース）を測定した。標準品には Furukutooligosaccharides set、D-Fruktose（以上、和光純薬）、Sucrose、D-Glucose（以上、キシダ化学）を用いた。

HPLCの分析条件

カラム Develosil nh2-5（野村化学、3.0mm×150mm）

カラム温度 30℃

移動層 75%CN 溶液

流量 0.43ml/min

時間 80分

検出器 RI 検出器

#### iii. 抗酸化性

3-1-2で調整した試料を用い、DPPH ラジカル消去能で測定した。

標準品には Torolokox（和光純薬）を用いた。

## 4. 結果及び考察

### 4-1. 酵素処理によるヤーコンの塊根搾汁液の収量向上と各成分の変化

本試験で供試したヤーコンは12月初旬に飯舘村長泥地区で収穫し、更に1ヵ月程貯蔵したために酵素によりフラクトオリゴ糖の分解が進み含有量が4%弱と少なかった。酵素処理は剥皮後、スライスしたヤーコン塊根に対し、3-1-2の処理方法で、0~4時間について1時間毎に搾汁液量と成分の測定を行った。

その結果、3時間酵素処理することにより、酵素無処理と比較し10%以上と最も効率よく搾汁液を得ることが出来た（図-2）。更に糖組成については、ヤーコンの機能性成分の代表であるフラクトオリゴ糖はGF2~GF12が検出されたとの報告があるが、主要な成分はグルコースに果糖が2つ、3つ、4つ結合したGF2（ケトース）、GF3（ニストース）とGF4（フラクトフラノシルニストース）などで、重合度の低いものほど含有量が多く含まれていた。しかし、酵素処理時間による差異はなかった。（図3-1、図3-2）

図-2 酵素処理によるヤーコン搾汁液の収量

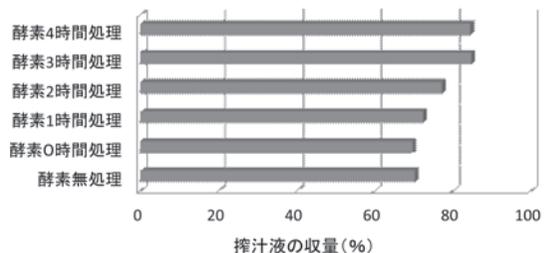
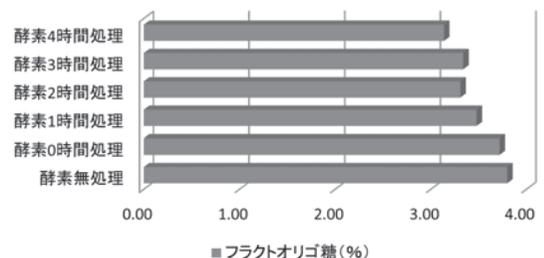
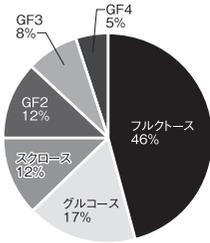


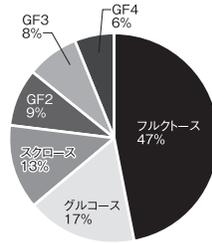
図3-1 酵素処理によるフラクトオリゴ糖量



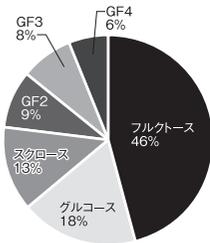
酵素0時間処理



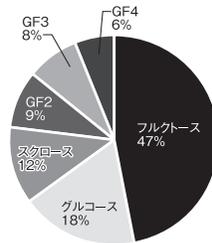
酵素1時間処理



酵素2時間処理



酵素3時間処理



酵素4時間処理

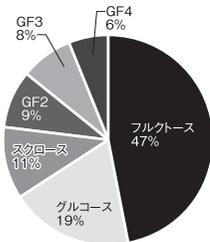


図3-2. 酵素処理による糖の組成

また、ポリフェノール、抗酸化性を測定した結果、ポリフェノール、抗酸化性は酵素で2時間以上処理することにより若干増加する傾向があった。(図-4、図-5)。

図-4 酵素処理によるポリフェノール量

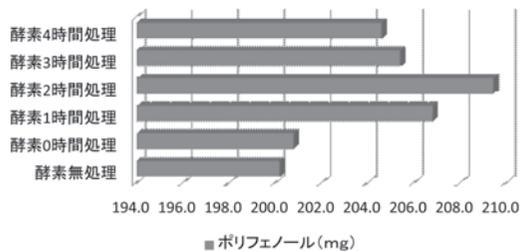
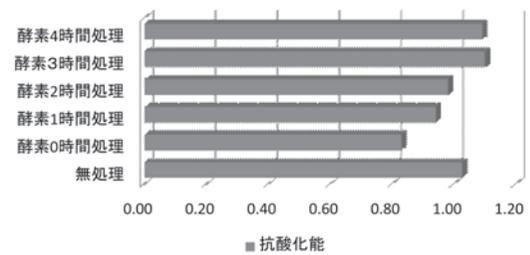


図-5 酵素処理による抗酸化能



#### 4-2. 酵素処理によるヤーコンの塊根搾汁液の清澄化の検討

ヤーコン塊根を洗浄後、剥皮スライスした原料に対し0.3%のビタミンC水溶液に1時間浸漬、水切り後、破碎処理を行いペースト状のヤーコンを得た。次に酵素剤セルラーゼ（オノズカ3S-ヤクルト薬品）を0.01%添加し、55℃の温度で3時間の酵素処理を行った後、9000回転20分で遠心分離・粗濾過を行い、濾過器（オムニフィルター K. Tsukamoto）で濾過した結果、ヤーコンの搾汁液は糖液独特のベタ付きのないサラッとした清澄した塊根搾汁液を得ることができた（図6-1～図6-9）。

#### 4-3. ヤーコンの塊根と搾汁液を用いた新規商品開発の検討

4-2で得た搾汁液と0.3%ビタミンC水溶液に1時間浸漬後、水切りしたヤーコン塊根を用いて、新規の商品開発を行った（図7-1～図7-7）。

##### 1) ヤーコンの濁酒・酒粕漬のレシピ（図7-1）

〔福島県第1号どぶろく特区で許可された飯舘村で醸造された濁酒と酒粕（練粕）で漬けた粕漬〕

##### 【材料】

ヤーコン 2kg  
濁酒 200ml  
酒粕 1kg

- ①ヤーコンを剥皮後、黒変防止とアク抜きのため0.3%ビタミンC溶液に1時間浸漬後、水を切り、10%の塩で下漬けを2週間行う。
- ②脱塩処理後、水気を取り濁酒、酒粕を混ぜ合わせた漬床に漬け込む。
- ③半年間の間に3回漬け替え、粕床で味がなじむまでじっくりと漬け込む。

## 2) ヤーコンカステラのレシピ (図7-2)

〔ヤーコンと米粉を使ったしっとりカステラ〕

## 【材料】

強力粉	50g	A	②ふるいにかけて、 ①に加えヘラで混ぜる
米粉	40g		
ヤーコンピューレ	50g	B	③人肌に温め、生 地にさっと加える
豆乳	10cc		
サラダ油	20g		
全卵	100g	C	①湯せんで温め混 ぜる
卵黄	40g		
上白糖	35g		
塩	少量		
ハチミツ	30g		
バニラオイル	2滴		
ザラメ	20g		

- ④180度で2分焼き、取り出す→霧吹き→濡らしたゴムベラで切り混ぜオープンに戻す
- ⑤2分焼き、取り出す→霧吹き→ゴムベラで上から半分の深さまで切り混ぜオープンに戻す
- ⑥2分焼き、取り出す→霧吹き→ゴムベラで上部だけ切り混ぜ、オープンの上段に戻し7分焼く
- ⑦150度にして、濡らした新聞紙(3枚重ね)を敷き、下段で45分焼く
- ⑧オープンから取り出し、逆さにする→アルミホイルをかぶせ蒸らす

## 3) ヤーコンミルクジャムのレシピ (図7-3)

〔乳製品とヤーコンを混ぜ、さっぱりとした甘さのクリーム系ジャム〕

## 【材料】

ヤーコン	100cc	}
生クリーム	100cc	
牛乳	100cc	
ハチミツ	大さじ1	
塩	少量	

- ①鍋に生クリームと牛乳、ハチミツ、塩を準備する。
- ②ヤーコンをスライスして電子レンジで加熱する。  
ミキサーにかける。
- ③すぐに鍋にヤーコンピューレを加え、弱火にかけ焦がさないように煮詰める。



図6-1. 剥皮、ライス後に酸液浸漬



図6-2. 水切り後のヤーコン塊根



図6-3. 高速回転による破碎処理



図6-4. 破碎処理によるペースト化



図6-5. 酵素処理 (55°C・3時間)



図6-6. 遠心分離 (9000回転・20分)



図6-7. 濾紙による粗濾過



図6-8. 濾過器による濾過



図6-9. 清澄したヤーコン塊根搾汁液

図6-6. 酵素処理によるヤーコンの塊根搾汁液の清澄化の工程

## 4) ヤーコン生キャラメルのレシピ (図7-4)

〔ヤーコンの甘さを生かした生キャラメル〕

## 【材料】

## ② ↓ 加え、煮詰める

生クリーム	100g
無塩バター	20g

## ① 沸騰直前

牛乳	50cc
ヤーコン搾汁液	65cc
バニラビーンズ	1 / 5本
はちみつ	9g
水あめ	5g



図7-1. ヤーコンの濁酒・酒粕漬

## 5) メロンパン風ヤーコンパンのレシピ (図7-5)

〔ヤーコンの粉末をつかったクッキーを上面にのせたがのっているパン〕

## 【材料】

## A

強力粉	100g
砂糖	10g
塩	1g
スキムミルク	3g
ヤーコン粉末*	10g
無塩バター	

## B

水	25cc
牛乳	33cc
全卵	7g
ドライイースト	2g

## C

薄力粉	67g
ベーキングパウダー	1g
ヤーコン粉末	10g
グラニュー糖	33g
無塩バター	20g
全卵	20g
グラニュー糖	適量
ヤーコン粉末	適量

- ① A をボウルの中でよく混ぜる。混ざったら、B を少しずつ加え、ボウルの中でまとめる。
- ② ボウルから取り出し、10分ほど捏ねる。
- ③ ②の生地に無塩バターを練り混ぜ、再び10分ほど捏ねる。
- ④ 1次発酵



図7-2. ヤーコンカステラ



図7-3. ヤーコンミルクジャム



図7-4. ヤーコン生キャラメル



図7-5. メロンパン風ヤーコンパン



図7-6. ヤーコンゼリードリンク



図7-7. ヤーコングミ

図7 ヤーコンの塊根と搾汁液を用いた試作品

- ⑤ クッキー生地作り。ボウルに常温においた無塩バターとグラニュー糖を入れ、白っぽくなるまでよく混ぜる。
- ⑥ ⑤の中へ溶きほぐした全卵を3回に分け入れ混ぜる。
- ⑦ ふるいにかけたCを加え、ゴムベラで切り混ぜたら、冷蔵庫で休ませる。

- ⑧ 1次発酵が終わった生地をガス抜きをする。
- ⑨ 4分割し、丸めたらベンチタイムを10分間行う。
- ⑩ 成形を行う。
- ⑪ クッキー生地を4等分し、丸めて伸ばしパン生地の上にかぶせる。
- ⑫ 表面にグラニュー糖とヤーコン粉末を混ぜたものをつける。
- ⑬ オープンの鉄板に並べ、表面に網目状の切りこみを入れる。

※ヤーコンを洗浄、剥皮、2mm厚にスライス後、VC溶液(0.3%)に1時間して、真空凍結乾燥機(株宝製作所製TFD-550-8SP)を用いて凍結温度-40℃、真空度0.13mbr、乾燥温度20℃の条件で乾燥した。乾燥終了後カッターミキサー(株愛工舎製作所製K55E)で破碎処理したヤーコン粉末を用いた。

- 6) ヤーコンゼリードリンクのレシピ(図7-6)  
(清澄させた塊根搾汁液をイナゲルで半流動化させたドリンク)

**【材料】**

ヤーコン果汁	400ml
水	100ml
イナゲル DJ-88k	3g

- ① 約120mlの水にイナゲルを膨潤させ、ダマが無くなるまで混ぜる。
- ② ①を火にかけて、へらでかき混ぜる。沸騰したら火から下ろす。
- ③ あら熱がとれたら重さを量り100g以下になったら水の蒸発分を加える。
- ④ 更に果汁を加え、再び火にかける。
- ⑤ 容器にうつし冷やし固める。

- 7) ヤーコングミのレシピ(図7-7)  
(ヤーコンの風味を生かしたグミ)

**【材料】**

ヤーコン果汁	120ml
砂糖	35g
水飴	30g
ゼラチン	30g
粉オブラート	適量

- ① 粉オブラート以外の材料を鍋に入れかき混ぜ5分くらいなじませる。
- ② ①を火にかけて周りがふつふつしてゼラチンが溶けたら火から下ろす。

- ③ 型に流し込み、冷蔵庫で固める。
- ④ 固まったら、粉オブラートを表面に付ける。

**おわりに**

ヤーコンの塊根には、フラクトオリゴ糖・ポリフェノール・食物繊維などの様々な生理活性物質が含まれてその用途が期待される。

そこで、ヤーコンの塊根を有効利用するため、酵素処理による塊根搾汁液の収量向上とフラクトオリゴ糖などの有効成分の含有量について測定した。また、酵素処理で得た搾汁液を加工食品の素材として有効利用するため清澄化と新規の商品開発を行った。

その結果、酵素処理を行うことにより収量率は大きく向上し、最も効率よく搾汁液を得ることが出来た処理時間はヤーコン塊根に対し0.01%量の酵素で3時間処理が良かった。更に有効成分の含有量についてフラクトオリゴ糖、ポリフェノール、抗酸化性を測定した結果、ポリフェノール、抗酸化性は酵素2時間以上処理することにより若干増加傾向があったが、フラクトオリゴ糖は糖組成を含め大きな差異は見られなかった。また、酵素処理で得た搾汁液を遠心分離と濾過で滓の完全除去が可能となり、清澄したサラッとした塊根搾汁液を得ることができた。更に、これ等の素材を用いた飲料、菓子や漬物等の7点を試作した。

なお、本研究の遂行に当たり分析等に協力いただいた福島県ハイテクプラザ会津若松技術支援センター並びに職員の方々に感謝を申し上げます。

**参考文献**

- 伊藤洋行 YACON (ヤーコン研究会報) 第3巻第1号 (平成12年) 41-58
- 伊藤(2000), ヤーコンの食べ方と台所化学, ヤーコン研究会
- Wei・原・山内・上野・加藤(1991), キクイモ及びヤーコンのフラクトオリゴ糖について, 岐阜大学農学部研究報告, 56, 133
- 河野圭助ほか 平成18年福島県ハイテクプラザ試験研究報告 地域特産資源を活用したふるさとブランド機能性の開発
- 関村照吉ほか 平成16年度東北農業研究成果情報 19-104
- 第3回講演会要旨, (茨城大学農学部, 2000, 3.5), p.1
- 深井・大野・後藤・原(1995), 生育一休眠期間中におけるヤーコン各部位の糖含量の変化, 日本土壤肥料

学会誌、66、233

福島県産業流通領域園芸振興グループ 平成17年度地  
域特産物の生産実績調査

本堂正明ほか 1994年北海道立食品加工研究センター  
報告 1 - 9、1 - 15

# Forward Setting up the Safety Management Information Disclosure Auditing System

Tadao Suzuki, Ph. D.  
Masumi Nakashima, Ph. D.

## CONTENTS

### Introduction

1. Background of Information Disclosure
2. Definition of Anomalous Information
3. Necessity of Independent Auditing
4. Consistency with Our Mathematical Interpretation
5. A Proposal for the Solution

### Conclusion

## INTRODUCTION

Disclosure is defined as notifying the society of information (Shiba 2008). Studies on disclosure as the theory of disclosure regarding sustaining human society, including sustaining and improving the environment have been developed from the point of view of human society sustainability (Shiba 2008, p. 7).

Generally, a disproportionate difference in informativeness of information between senders and recipients in the market is called information asymmetry (Suda 2000). The "information" which we observe in the market is different from the information when we observe information resources from different objects. On the other hand, there is an uneven distribution in "information" in a non-market<sup>1</sup>. Since there is an information asymmetry not only in information

regarding the Great East Japan Earthquake and Tsunami<sup>2</sup> but also in the Fukushima Dai-ichi Nuclear Plant accident (Fukushima Dai-ichi accident), there should be an information asymmetry in the principle reasons.

"Information asymmetry" which is observed in the market is not a special condition, but it can be observed for all accounting information. On the other hand, various causes of information asymmetry should be viewed in the non-market. We should consider the relation between information in the market and information in the non-market. "Information" itself should be defined as a physical object. Studying symmetry and motion of information itself make us better understand the principle of more general information. Therefore, it is beneficial to control information and help prevent such a serious accident. The study on "informa-

tion itself," makes us implement the most appropriate method for each observation and disclosure.

Various events, which were caused by Fukushima Dai-ichi accident, brought about many related events without precedent. Information on nuclear emergencies and radiological consequences<sup>3</sup> is not only the contribution of amount of information from stochastic factors but also non-stochastic factor. Therefore, we conduct a theoretical study such as mathematical analyses of information which focuses on non-stochastic factor. Additionally, we discuss whether there is a possibility to break the symmetry of space which we define state function of information or not, whether information on nuclear emergencies and radiological consequences itself has anomalous symmetry or not, and whether we can define such an information on expected events as anomalous information which we cannot handle by a normal approach.

When there is a possibility to have the failure of a symmetry in some directions of the component space which defines information state function, we call the extraordinary information as anomalous information in this study. This study provides a new approach regarding disclosure of anomalous information in a framework whose perspective extends to human society.

This study makes two contributions to the disclosure literature. First, we interpret information on nuclear emergencies and radiological consequences as anomalous information through a mathematical background and provide the reason why the super-neutral regulatory agency should be needed. Second, we propose a new system

which controls nuclear safety from a higher dimension through theory development and historical review regarding the consistency of the real world with our mathematical interpretation.

Our paper proceeds as follows. Chapter one discusses the background on information disclosure after Fukushima Dai-ichi accident. In chapter two, we identify anomalous information and discuss whether information on nuclear emergencies and radiological consequences can be anomalous information. Supposing that information on nuclear emergencies and radiological consequences is anomalous information, in chapter three we examine why the third independent agency should be needed for watching the information. We investigate whether the real world was consistent with our mathematical interpretation in chapter four. Chapter five suggests our proposal for the solution for controlling anomalous information. The final chapter provides our conclusion.

## 1. BACKGROUND ON INFORMATION DISCLOSURE

We review information disclosure in the aftermath of Fukushima Dai-ichi accident. The Great East Japan Earthquake and Tsunami of 2011 struck Japan on March 11, 2011. Japan Metrological Agency (JMA) provided Japanese citizens with the System for Prediction of Environmental Emergency Dose Information (SPEEDI) on March 23, 2011<sup>4</sup>. However, JMA provided the International Atomic Energy Authority (IAEA) with SPEEDI in succession right after Fukushima Dai-ichi accident. Nuclear Industrial Safety Agency (NISA)<sup>5</sup> declared the International Nuclear Event Scale (INES) Level seven

incident and confirmed that in two months. Tokyo Electric Power Company (TEPCO) confirmed the complete fuel melt on May 12, 2011<sup>6</sup>.

We discuss the reaction in Japan to the historical nuclear plant accidents. Soviet Nuclear Power Plant Accident Investigation Special Committee Report (Special Report) (Nuclear Safety Agency 1987)<sup>7</sup> in the aftermath of Chernobyl accident states as follows:

Although we do not have to improve the current safety regulation and custom promptly and change the current way regarding the prevention of disaster, we reach the conclusion that we should conduct the studies on safety and severe accidents which can reflect practice controls and fulfill the content of provision against disasters. Also, the investigation makes us reach the conclusion that since the reactors have the provision for the safe design, and practice control systems and education practices are appropriate, it is extremely inconsiderable that the reactors reach the same situation as Chernobyl.

Finally the Special Report shows the assessment of safety culture as follows:

We have implemented the promotion of safety on reactors in Japan on the basis of reflected matters on TMI accident in 1979. The result from the investigation shows that there is no mistake for our endeavor for safety basically. This means that our application of research and development on nuclear power in Japan produce fruit steadily and reach a high level in global perspective.

The examination of nuclear safety in Japan in the aftermath of Chernobyl accident lead them to such a conclusion that there was no mistake for their safety culture. It seems that there was a conceit in safety culture in the operator and regulatory agency. Did the operator and the regulatory agency establish the safety management systems which could assess safety culture and find the risk in the operator?

Next, we discuss whether the regulatory agencies in Japan, which are supposed to assess safety culture in operators, worked properly and sufficiently in the aftermath of Fukushima Dai-ich accident. Japan Nuclear Energy Safety Organization (JNES 2003, p.24) asserts as follows:

We strike the quality assurance activities on the basis of safety culture in daily security activities at reactors and connect to set up the assessment system for nuclear safety culture in safety regulation to assess the continuous effort for safety culture.

JNES itself indicates that, since October 2003, quality assurance which is the foundation of nuclear safety culture should be regulated. JNES asserts that they are currently considering the way of assessing safety culture for operators (JNES 2003). That is, the assessment system which can evaluate safety culture in operators had not been set up in the regulatory agency in Japan.

Here, we discuss the regulatory organizations for nuclear safety in Japan. Although safety regulations for nuclear energy was operated by the Science and Technology Agency and the Agency of National Resources and Energy, the safety regulation

has been transferred to the Ministry of International Trade and Industry administrations. Currently the safety regulations have been centralized and strengthened under NISA<sup>8</sup>. The Nuclear Safety Commission (NSC) is institutionalized as an independent and autonomous body in the Prime Minister's Cabinet Office based on the Atomic Energy Basic Law and the Law for Establishment of the Atomic Energy Commission (AEC) and the Nuclear Safety Commission<sup>9</sup>.

Therefore, the NISA and the NSC deliberate the safety regulations in Japan. Also, JNES has been established as an organization of expert engineer groups to ensure the nuclear safety since October, 2003<sup>10</sup>. The mission of JNES is to establish the basis to ensure the nuclear safety in nuclear utilization for energy by performing the safety analysis, evaluation, etc. of the design of nuclear installations and nuclear reactor facilities, while conducting the inspection, etc. of nuclear installations and nuclear reactor facilities<sup>11</sup>. These three bodies for nuclear safety regulations have responsibilities to assess safety culture in a reactor in Japan.

The International Nuclear Safety Advisory Group (INSAG) defines safety culture as "that assembly of characteristics and attitudes in organizations and individuals which establishes that, as an overriding priority, nuclear plant safety issues receive the attention warranted by their significance."

(IAEA 1991 p. 4). And, INSAG states as principle that an established safety culture governs the actions and interactions of all individuals and organizations engaged in activities related to nuclear power (IAEA 1999, p.12).

Did the reactor have sufficient self-assessment of safety culture? Did the regulatory agencies fully assess safety culture of the reactor? Also, did the regulatory agencies find vulnerable safety culture and signs of declining of safety performance of the Fukushima Dai-ichi nuclear plant? It seems that the issues regarding information disclosure in the aftermath of Fukushima Dai-ichi accident come from the failure of safety culture assessment by the reactor itself and the regulators. Since the safety management system had not been properly evaluated in the reactor by itself and the regulators, it seems that the safety culture might have been disregarded.

## 2. DEFINITION OF ANOMALOUS INFORMATION

Information on nuclear emergencies and radiological consequences has the following characteristics : (1) Although we can avoid the health effect from smoking through selecting not to smoke, we cannot perfectly escape radioactive metals through similar ways. (2) Considering the half-life of a radioactive metal such as plutonium is more than 24,000 years, information on nuclear emergencies and radiological consequences has a long-term effect (3) Radioactivity from metals is invisible and we cannot protect ourselves from the effects of radiation perfectly. (4) Although several months has passed since the accident, lower levels of radioactivity has continued to leak from Fukushima nuclear plants. (5) Radioactivity has been spread not only in the Fukushima area but also in the wider world. (6) In the internet age, information on nuclear emergencies and radiological consequences can

be received in real time and beyond borders. The amount and speed of such information in the modern age is greater and faster than in previous eras. While it is easier to share information among people all over the world, the recipients' anxiety in such a situation would increase.

We examine whether information on nuclear emergencies and radiological consequences can be anomalous information. Many studies regarding anomaly have been conducted in the research field of elementary particle physics (Adler 1969 ; Bell and Jackiw 1969 ; Fujikawa 1979 ; Jackiw and Rajaraman 1985 ; Faddeev and Shatashvili 1986 ; Fujiwara et al. 1990). For example, a variety of anomalies in 2D supergravity theory have been discussed from a canonical theoretical view point (Fujiwara et al. 1997).

When a probability of event  $E$  is denoted by  $p(E) = \frac{1}{2}$ , the amount of information  $I(E)$  is defined by

$$I(E) = -\log_2(p(E)). \quad (1)$$

The unit of the amount of information  $I(E)$  is represented by [bit] in this case. The information theory based on stochastic factors under the definitions using (1) is well known as Shannon's information theory (Shannon 1948). However, most generally, the information like news value or social impact is considered to be represented by stochastic factors and non-stochastic factors (Ozawa 2011, p.6). Assuming that each variable has time dependence, we can define information state function by  $\phi(X, t) (= \phi(E))$  that represents the state before the information is observed and an observable operator by  $\hat{O}$  to observe the event of information<sup>12</sup> as

$$I(E) = \hat{O} \phi(X, t). \quad (2)$$

Then, we rewrite the probability density function with  $p(X, t) (= p(E))$  and the non-probability density function as  $\bar{p}(t)$  where  $X$  is a stochastic variable and  $t$  is the time. Here, we consider that the  $\phi(X, t)$  depends on the contribution of the amount of information from stochastic factors and non-stochastic factor by  $F(p(X, t))$  and  $G(\bar{p}(t))$ . The  $\phi$  is generally defined as,

$$\phi(X, t) = F(p(X, t)) + G(\bar{p}(t)). \quad (3)$$

We next focus on regularity and recursiveness of a non-stochastic information state function  $G(\bar{p}(t))$ . In general, the usual information is considered to be measurable. Then,  $G(\bar{p}(t))$  can be represented by holomorphic functions. However, when the information relates to a nuclear emergency or radiation accident, it may be impossible to measure the contribution from  $G(\bar{p}(t))$  because a radiation accident has a complex effect on terrestrial organisms. In such circumstances, for instance, it is possible that if we transforme  $\phi(X, t)$  by an infinitesimal transformation on  $t$  in the system, the regularity in the time direction is broken due to the singularity as

$$\begin{aligned} \phi(X, t) &\rightarrow \phi(X, t + td) \\ &= U_t \phi(X, t) \\ &= e^{dt \partial_t} \phi(X, t) \\ &= \phi'(X, t) + [\text{Anomalous Term}]. \end{aligned} \quad (4)$$

Hence, we regard such information following the Equation (4) as anomalous information.

### 3. NECESSITY OF INDEPENDENT AUDITING

Suppose that information on nuclear emergencies and radiological consequences can be anomalous, a super-neutral regulatory agency should be established to solve the problem of improving our safety culture assessment. Therefore, we discuss here why a super-neutral regulatory agency as the safety culture assessment system should be set up.

Assuming that the contribution from the singular part of the anomalous origin of the information exists, a non-stochastic information state function  $G(t)$  is represented as

$$G(t) \rightarrow G_{sing}(t) = g_{reg}(t) + g_{sing}(t), \quad (5)$$

where  $g_{reg}$  has a contribution of regularity part and  $g_{sing}$  has a contribution of the singular part, therefore  $G(\bar{p}(t))$  turned to  $G_{sing}(t)$ .<sup>13</sup>

On the other hand, as an observer involves in the measurement of the information source (e. g., stakeholders), we can redefine the observed information state function as recursively information function. Here, the recursive function is represented as

$$\hat{\mathcal{O}}^{rec}g(t) \rightarrow \hat{\mathcal{O}}^{rec}g^{rec}(t) = g(t, \hat{\mathcal{O}}^{rec}G_{sing}(t)), \quad (6)$$

where  $\hat{\mathcal{O}}^{rec}$  denotes the operator for the observation involved in the measurement of the information source, even though the non-stochastic information state function is the singular. In general, in that case the observed information state function  $\hat{\mathcal{O}}G_{sing}(t)$  is denoted as a non-recursive contribution employed  $\hat{\mathcal{O}}$  and a recursive con-

tribution employed  $\hat{\mathcal{O}}^{rec}$ , that is

$$\begin{aligned} \hat{\mathcal{O}}G_{sing}(t) &= \hat{\mathcal{O}}G_{sing}(t) \\ &+ \hat{\mathcal{O}}^{rec}G_{sing}^{rec}(t, \hat{\mathcal{O}}^{rec}G_{sing}(t)). \end{aligned} \quad (7)$$

The observed information state function  $\hat{\mathcal{O}}G_{sing}(t)$  which has a contribution of the singular part can be expressed by Equation (5) and Equation (7) as

$$\begin{aligned} \hat{\mathcal{O}}G_{sing}(t) &= \hat{\mathcal{O}}G_{sing}(t) \\ &+ \hat{\mathcal{O}}^{rec}G_{sing}^{rec}(t, \hat{\mathcal{O}}^{rec}G_{sing}(t)) \\ &= \hat{\mathcal{O}}g_{reg}(t) + \hat{\mathcal{O}}g_{sing}(t) \\ &+ \hat{\mathcal{O}}^{rec}g_{reg}^{rec}(t, \hat{\mathcal{O}}^{rec}G_{sing}(t)) \\ &+ \hat{\mathcal{O}}^{rec}g_{sing}^{rec}(t, \hat{\mathcal{O}}^{rec}G_{sing}(t)). \end{aligned} \quad (8)$$

We can consider that the term  $\hat{\mathcal{O}}^{rec}g_{reg}^{rec}(t, \hat{\mathcal{O}}^{rec}G_{sing}(t))$  is recursively forbidden from the point of view of consistency for holomorphy. This term should be renormalized. Consequently, this observed information state function is denoted as

$$\begin{aligned} \hat{\mathcal{O}}G_{sing}(t) &= \hat{\mathcal{O}}g_{reg}(t) + \hat{\mathcal{O}}g_{sing}(t) \\ &+ \hat{\mathcal{O}}^{rec}g_{sing}^{rec}(t, \hat{\mathcal{O}}^{rec}G_{sing}(t)). \end{aligned} \quad (9)$$

Unless the observer dose not relate to the information, the last term  $\hat{\mathcal{O}}^{rec}g_{sing}^{rec}(t, \hat{\mathcal{O}}^{rec}G_{sing}(t))$  should be vanished. We can expect a better behavior of the observed information state function as

$$\hat{\mathcal{O}}G_{sing}(t) = \hat{\mathcal{O}}g_{reg}(t) + \hat{\mathcal{O}}g_{sing}(t). \quad (10)$$

Thus, we suggest that the operator  $\hat{\mathcal{O}}$  for observation should be enforced by the third parties such as the super-neutral independent auditing board.

The logical expansion above which con-

tains several assumptions based on actual social data is not accompanied by a rigorous mathematical proof. However, taken together, we suggest the nature of information state function by focusing on the regularity and the recursivity of the function in this chapter.

#### 4 . CONSISTENCY WITH OUR MATHEMATICAL INTERPRETATION

If information on nuclear emergencies and radiological consequences is anomalous information, a super-neutral organization which assesses safety culture should be needed for exemplifying the information. Were there historically the systems which were consistent with our mathematical interpretation ? Thus, we investigate whether the systems for the safety culture assessment were established in the aftermath of the historical nuclear accidents. If such safety culture assessment systems had been set up, the problems regarding information disclosure should not have occurred. However, the accident occurred and the problems regarding information disclosure did arise.

Therefore, we discuss whether the real world is consistent with our mathematical interpretation developed in previous chapters by reviewing the systems in the aftermath of the Three Mile Island Nuclear Plant Accident (TMI accident) and Chernobyl Nuclear Plant Accident (Chernobyl accident).

##### 4 . 1 . New System in the Aftermath of TIM accident

We can point out the reorganization of the U. S. regulator and the establishment of a new organization as the system in the

aftermath of the TMI accident. The U. S. Nuclear Regulation Commission (NRC) had been reorganized from the Atomic Energy Commission by the Energy Reorganization Act of 1974 and began operations in January 1975. The NRC focused on defending public health and safety and on prevention of a severe reactor accident that would menace public health and safety. However, the TMI accident occurred in 1979. The NRC sufficiently stressed on operator training and human factors in plant performance, since they considered that serious accidents could happen as a result of small equipment failures<sup>14</sup>.

A new organization, the Institution of Nuclear Power Operation (INPO) was established as a non-profit organization in the aftermath of the TMI accident by the nuclear power industry in December 1979. The nuclear power industry needed to establish a program that prescribed adequate safety standards for management, quality assurance, and independent evaluations. They needed a systematic assembling, review, and analysis of operating at all nuclear power plants linked with an industry-wide global network to promote the swift disclosure of the information to related parties. They have continued to furtherance the highest levels of safety and credibility in the operation of nuclear power plants (INPO 1979)<sup>15</sup>. In addition, INPO assesses an individual plant and training programs to recognize strengths and weaknesses and suggests improvements. Selected operators and training programs are certified by the third party National Nuclear Accrediting Board<sup>16</sup>.

The growing importance of an ongoing supply of engineers urged INPO to identify

the need to plan for the future and to encourage INPO to provide a continuous supply of primitive engineers so as to satisfy the employment needs of the nuclear industry in 1980. With funding by INPO member utilities, the National Academy for Nuclear Training was established to support U. S. nuclear engineering education<sup>17</sup>. They consist of the training and educational activities of all U. S. nuclear power plants that are members of the National Academy and INPO. The goals of the National Academy's Educational Assistance Program are to encourage students to consider careers in the nuclear power industry and to reinforce and integrate the efforts of the U. S. nuclear utilities to improve the performance and professionalism of nuclear plant engineers<sup>18</sup>. Thus, we suggest that the system had been set up in the aftermath of the TMI accident.

#### 4. 2. New System in the Aftermath of Chernobyl Accident

First, we point out the international convention<sup>19</sup> established as a new system in the aftermath of Chernobyl accident. The Convention on Nuclear Safety (the Convention) was adopted in Vienna on June 17, 1994<sup>20</sup>. Its purpose is "to legally commit participating States operating land-based nuclear power plants to maintain a high level of safety by setting international benchmarks to which States would subscribe" (IAEA 1994). The objectives of the Convention are as follows: to achieve and maintain a high level of nuclear safety worldwide through the enhancement of national measures and international co-operation including, where appropriate, safety-related technical co-op-

eration, to establish and maintain effective defenses in nuclear installations against potential radiological hazards in order to protect individuals, society and the environment from harmful effects of ionizing radiation from such installations, and to prevent accidents with radiological consequences and to mitigate such consequences should they occur (IAEA 1994, article 1)<sup>21</sup>.

The Convention addresses the issues for regulatory bodies as follows (IAEA 1994, article 8 - 2) :

2. Each Contracting Party shall take the appropriate steps to ensure an effective separation between the functions of the regulatory body and those of any other body or organization concerned with the promotion or utilization of nuclear energy.

NISA is set up under the Ministry of International Trade and Industry administrations in Japan. However, it is hard to mention that the regulatory agency is fully independent. Although the NSC is independent from the Ministry of International Trade and Industry Administrations, the NSC is under the regulatory government but does not carry out a central role for safety regulation and safety assessment. Therefore, it seems that there is no fully independent regulatory agency in Japan which assures safety management and safety information of operators.

As the IAEA mentioned, the Convention is an incentive resource. The Convention rests on their common interests in order to attain higher levels of safety which will be promoted through regular conferences of the Parties. It is not designed to fulfill

obligations by Parties through controls. The Convention obliges Parties to submit their reports on the implementation of their obligations for "peer review" at conferences of the Parties to be held at the IAEA. This systematic mechanism is the main innovative and dynamic factor of the Convention (IAEA)<sup>22</sup>. As for the language of the Convention by the IAEA, the Convention does not enforce the Parties to establish their fixed regulatory bodies but encourage independent regulatory agencies of their own accord.

Second, we indicate "assessment of safety culture" as the system in the aftermath of Chernobyl. INSAG is established as a consultation under the direct control of the office director of the IAEA and has organized professionals for nuclear safety from all over the world in 1985. INSAG-4 has stressed safety culture concepts in the aftermath of Chernobyl.

The IAEA asserts that in analyzing the causes of the Chernobyl accident, INSAG-7 concludes that the need to create and maintain 'safety culture' is a precondition for ensuring nuclear power plant safety. The concept of 'safety culture' relates to a very general concept of dedication and personal responsibility of all those involved in any safety related activity at a nuclear power plant (IAEA 1992, p. 84).

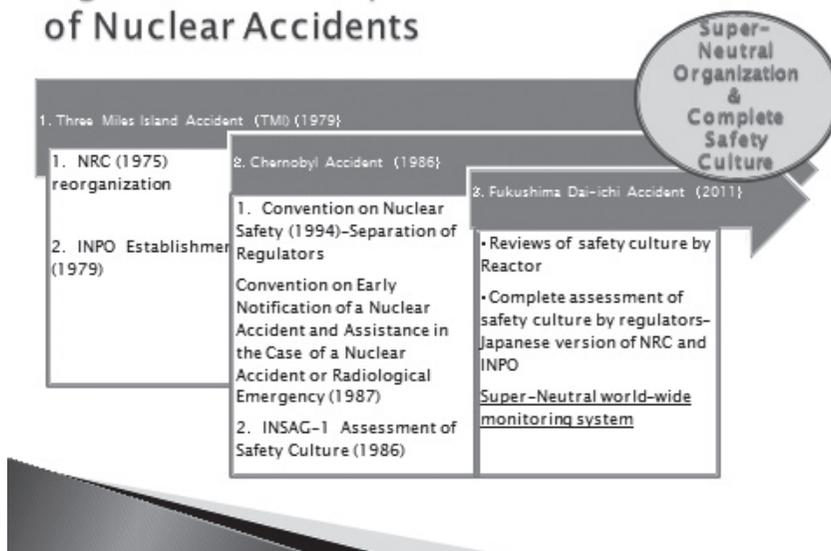
INSAG-7 reached the conclusion that a safety culture had not been properly instilled in nuclear power plants in the Union of Soviet Socialist Republics (USSR) prior to the Chernobyl accident (IAEA 1992, pp. 21 – 22). The accident can be said to have flowed from material weakness of safety culture concept into all aspects of nuclear

energy applications in the USSR (IAEA 1992, p. 88).

INSAG-7 states that safety culture requires total dedication, which at nuclear power plants is primarily generated by the attitudes of managers of organizations involved in their development and operation (IAEA 1992, p. 24). Their examination of Chernobyl accident suggests that a vulnerability in safety culture was inherent not only to the stage of operation, but also to no lesser extent to activities at other stages in the lifetime of nuclear power plants (IAEA 1992, p. 24). And, the IAEA showed the framework for safety management systems in order to enable the organizations and individuals to attain the high level of safety in 1999.

Our investigation regarding whether new systems had been set up in the aftermath of the TMI and Chernobyl accidents above suggests that there is a possibility that the real world is consistent with our mathematical interpretation regarding the necessity for the super-neutral agency for safety culture assessment. The NRC was reorganized and INPO was established after the TMI accident. An International Convention was concluded. Also, safety management systems for enhancing safety culture were provided by INSAG in the aftermath of Chernobyl accident. Here, figure 1 shows that the historical nuclear accidents and the new systems set up in the aftermath of the historical accidents. Based on that the real world was consistent with our mathematical interpretation developed in the chapters two and three, we propose a safety culture assessment system should be set up in regulators and operators.

Figure 1. A New System in the aftermath of Nuclear Accidents



### 5. A PROPOSAL FOR THE SOLUTION

The IAEA picks up the safety culture concepts in INSAG- 1 in 1986 in the aftermath of Chernobyl and defines safety culture comprehensively in INSAG- 4 in 1991. After that, the IAEA shows the framework for safety management systems in order to enable the organizations and individuals to attain the high level of safety in INSAG -13 in 1999.

INSAG-13 states that safety is primarily the responsibility of the reactor and that the reactor needs to establish an effective safety management system to discharge this responsibility (IAEA1999, p. 3). And, INSAG -13 asserts that the regulatory body promotes an effective safety management system in the reactors by ensuring that there is critical selfassessment and correction and avoids acting in a manner that diminishes the responsibility for safety of the regulated organization (IAEA 1999, p. 6).

We indicate that it seems that there was a possibility that their safety culture assessment was inadequate in operators and regulators in Japan. Since it does not seem that there is sufficient safety management system in the operator and effective safety management systems in a regulator in Japan.

The IAEA draft of action plan on nuclear safety stresses, "timely, transparent and adequate response to nuclear emergence" by world-wide requests for information should be needed (IAEA 2011, p.1). Also, "dissemination of objective information on nuclear emergencies is of importance to meet public expectation and safety is noted". In order to attain the goal, the following should be discussed. Reactor safety culture assessment by themselves, National Regulator assessment of reactors' safety culture, and peer reviews by the IAEA (IAEA 2011, p.3)

Therefore, we propose a new super in-

dependent organization, "Safety Management Information Disclosure Auditing System (SMIDAS)". Such a safety culture assessment management system is needed promptly in order to enhance safety culture in regulators and operators.

## CONCLUSION

First, we find the problems in information disclosure in the aftermath of Fukushima Dai-ich accident; no sufficient assessment systems of nuclear safety culture in the reactor and the regulatory agency. Second, our mathematical interpretation suggests that as far as the information state function on nuclear emergencies and radiological consequences possesses the singularity in the time direction, mathematical analyses cannot be implemented, there is a great possibility that the information should be anomalous information. Third, we provide mathematically the reason the super-neutral system should be necessary for handling anomalous information mathematically. Forth, our historical investigation of the systems after the nuclear accidents suggests that the real world was consistent with our mathematical interpretation developed. Finally, we propose that a safety culture assessment management system should be needed in order to enhance safety culture in regulators and operators. Thus, this study provides a new insight regarding the approach for anomalous information disclosure.

We indicate the characteristic of information state function by concentrating on the regularity and the recursivity of the function in this study. We need to further discuss the anomalous singular part of the information state function and recursive func-

tion. Also, we have not discussed the content of a new super independent organization. We need to examine regarding what organization would be appropriate for seeking a best safety culture assessment in all perspectives.

**Acknowledgement :** We are grateful to Richard H. Fern, Kenji Shiba, Saburo Ota and Yoshinobu Konomi at Research Meeting at Waseda University, Kazumasa Nimi, Tsutomu Okato, Matsuo Toshiyuki, and Eiji Yoneoka at Kanto Region Meeting of Business Analyses Association at Rikkyo University for their precious comments and various suggestions.

## Endnotes

- 1 Shiba (2008) defines a broad human society as non-market. Shiba (2008, p. 2) who serves the establishment for studies on disclosure, asserts that although studies on disclosure focus on information disclosure of societies as the subject, studies on disclosure aims for general theory of information disclosure.
- 2 We call the earthquake and tsunami by which the northern region of Japan was struck in March 11, 2011 as the Great East Japan Earthquake, following terminology of the International Atomic Energy Authority (IAEA) in this study.
- 3 We call information accompanied with nuclear plant accident as information on nuclear emergencies and radiological consequences in this study, following terminology used in the IAEA documents.
- 4 JMC defines SPEEDI as real time radiation data collected via the System for Prediction of Environmental Emergency Dose Information. <http://www.bousai.ne.jp/eng/speedi/pref.php?id=07>

- 5 <http://www.nisa.meti.go.jp/english/about-nisa/establishment.html>
- 6 BCC news announced on May 24, 2011, "TEPCO has confirmed the meltdown of extra fuel rods in reactors at its damaged Fukushima nuclear power plant." Yomiuri also announced, "TEPCO admitted for the first time Monday the Nos.2 and 3 reactors at the Fukushima No.1 nuclear power plant likely suffered core meltdowns, in addition to a previously acknowledged meltdown in the No.1 reactor."
- 7 Nuclear Safety Agency (1987). *Soviet Nuclear Power Plant Accident Investigation Special Committee* (Summary) in May.(in Japanese).
- 8 NISA, <http://www.nisa.meti.go.jp/english/aboutnisa/establishment.html>
- 9 NSC, <http://www.nsc.go.jp/NSCenglish/aboutus/overview/overview.htm>
- 10 JNES, <http://www.jnes.go.jp/english/gyoumu/index.html>
- 11 JNES, <http://www.jnes.go.jp/english/shoukai/gaiyou.html>
- 12 Although  $\hat{O}$  should be defined on a concrete form, we do not define it, because we can discuss the functional property of an information state function without knowing the precise function form in this content.
- 13  $\bar{p}(t)$  is briefly displayed as  $t$ .
- 14 NRC, <http://www.nrc.gov/about-nrc/history.html#aec-to-nrc>
- 15 INPO, <http://www.inpo.info/AboutUs.htm#history>
- 16 INPO, <http://www.inpo.info/AboutUs.htm#mission>
- 17 <http://www.nei.org/careersandeducation/educationandresources/scholarships/industrytrials/nantschlprogram/>
- 18 <http://www.nei.org/careersandeducation/educationandresources/scholarships/industrytrials/nantschlprogram/>

- trytrials/nantschlprogram/
- 19 Convention on Assistance in the Case of Nuclear Accident or Radiological Emergency and Convention on Early Notification of a Nuclear Accident were adopted following the Chernobyl nuclear plant accident on 26 September 1986 in Vienna, Austria and had an entry into force on February 26, 1987.
- 20 IAEA website. <http://www.iaea.org/Publications/Documents/Infocircs/Others/inf449.shtml>
- 21 IAEA (1994). <http://www.iaea.org/Publications/Documents/Infocircs/Others/inf449.shtml>
- 22 IAEA, Convention on Nuclear Safety. <http://www-ns.iaea.org/conventions/nuclear-safety.asp>

## REFERENCE

- Adler, S. L. 1969. *Phys. Rev.*, 177 : 2426.
- Bell, J. S. and R. Jackiw. 1969. *Nouvo Cim.* 60A : 47.
- Faddeev, L. and S. Shatashvili. 1986. *Phys. Lett.*, B167 : 225.
- Fujikawa, K. 1979. *Phys. Rev. Lett.*, 42:1195; 1980. 44: 1733 ; 1980. *Phys. Rev.*, D21 : 2848 ; 1980. D22 : 1499 (E).
- Fujiwara, T., Y. Igarashi and J. Kubo. 1990. *Nucl. Phys.*, B341 : 695.
- Fujiwara, T., H. Igarashi and T. Suzuki. 1997. *Annals of Physics*, 254 ( 1 ) : 233 – 272 February.
- International Atomic Energy Agency (IAEA). 1991. *INSAG-4 : Safety Culture*, IAEA.
- International Atomic Energy Agency (IAEA). 1992. *INSAG-7 : The Chernobyl Accident : Updating of INSAG-1*, IAEA.
- International Atomic Energy Agency (IAEA). 1994. *Convention on Nuclear Safety*, July 5, IAEA.
- International Atomic Energy Agency (IAEA).

1999. *INSAG-12 : Basic Safety Principles for Nuclear Power Plants* (75-INSAG- 3 Rev.1), IAEA. International Atomic Energy Agency (IAEA).
1999. *INSAG-13: Management of Operational Safety in Nuclear Power Plants*, IAEA.
- International Atomic Energy Agency (IAEA). 1999. *INSAG-14 : Safe Management of the Operating Lifetimes of Nuclear*, IAEA.
- International Atomic Energy Agency (IAEA). 2011. *Draft IAEA Action Plan on Nuclear Safety*, September 5, IAEA.
- Institution of Nuclear Power Operations (INPO). 2007. *Convention on Nuclear Safety Report : The role of the Institute of Nuclear Power Operations in supporting the United States commercial nuclear electric utility industries focus on nuclear safety*, INPO.
- Jackiw, R. and R. Rajaraman. 1985. *Phys. Rev. Lett.*, 54 : 1219.
- Japan Nuclear Energy Safety Organization (JNES). 2003. *Regarding the efforts of international organization, oversea regulatory agency and Japan for nuclear safety culture*.
- Nuclear Safety Agency. 1987. *Soviet Nuclear Power Plant Accident Investigation Special Committee Report* (Summary). May. (in Japanese)
- Ozawa, K.. 2011. *Joho Riron no Kiso*, Ohmsha. (in Japanese).
- Reason, J. 1998. Achieving a safety culture-theory and practice, *Work & Stress*. 12(3): 293-306.
- Reason, J. 2000. Human error: models and management, *British Medical Journal*, March 18 : 320 (7237) : 768-770.
- Shannon, C. E. 1948. A mathematical theory of communication, *Bell System Technical Journal*, 27 : 379-423 & 623-656, July & October.
- Shiba, K. 2008. Towards establishing the science disclosure, *Contemporary Disclosure Research*, 8 : 1-8. (in Japanese).
- Suda, K. 2000. *Zaimu Kaikei no Kino-Riron to Jisho*, Hakuto Shobo (in Japanese).
- U. S. Nuclear Regulatory Commission (USNRC). 2011. *Recommendation for enhancing reactor safety in the 21 th century*, USNRC.
- United Nation. 2011. *United Nations system-wide study on the implications of the accident at the Fukushima Daiichi nuclear power plant*. August.



# 20世紀初頭のメディアにみる女性事務職

The Women's Clerical Profession Through Media at the Beginning of the 20<sup>th</sup> Century

小松 由美  
Yumi Komatsu

## 目次

### はじめに

- 1 女性雑誌と職業案内書の発刊
- 2 女性雑誌や職業案内書にみる女性の職業の捉え方
  - (1)「婦女界」の誌面にみる職業案内
  - (2)女性雑誌の附録にもなった職業案内書
  - (3)河崎ナツ『職業婦人を志す人のために』
- 3 就労に際しての心得
  - (1)「職業婦人の心得十ヶ条」
  - (2)大正後期における女性の意識の変化

### おわりに

### はじめに

1880年代半ば頃からビジネスの場に芽生えた女性事務職は、資本主義経済の形成・発展とともに拡大してきた。大正期に事務職が興隆し、次第に女性化した背景には、機械化、工業化、近代化によるさまざまな産業分野の企業勃興のほか、金融経済の安定化、通信・交通網の整備に伴う経済発展があったと考えられる。また、女子教育が整備されたことも、教育を受けた人材を市場に労働力として安定供給するという役割を果たしたとみられる。

しかし、それまでオフィスには存在しなかった女性が当たり前のように仕事に携わるようになり、事務職が女性化するまでには、他の要因もあったはずである。女性を読者とした雑誌や職業案内書（アドバイス・ブック）の発刊はその一因であった。

本論文では、女性事務職が興隆していくなか、就労する女性たちの意識や働き方に女性雑誌や書籍などの

メディアがどのような影響を及ぼし、またどのような役割を果たしたのか、20世紀初頭を中心に検証する。

### 1 女性雑誌と職業案内書の発刊

女性雑誌は、明治末期から大正期にかけて相次いで創刊されている。1901年（明治34年）に「女学世界」が創刊されたことに始まり、「婦人画報」（1905年）、「婦人世界」（1906年）、「婦女界」（1910年）と続く。大正期に入ると、「婦人公論」が1916年（大正5年）に発刊され、「主婦之友」（1917年）、「婦人倶楽部」（1920年）がそれに続いた。1922年（大正11年）には「女性」「令女界」「女性改造」など複数の女性雑誌が登場し、翌1923年（大正12年）には「職業婦人」が発刊された<sup>1</sup>。「職業婦人」とは、当時急増していた「ホワイトカラー的な」職業、例えば事務員、タイピスト、速記者、電話交換手、電話事務員、経理、店員、給仕などに携わる女性たちを一括りにした呼称である。それと同じ名称が雑

誌にもみられるようになった。

「売れる」雑誌を作ろうとする出版業界の商業主義的志向はこの頃にでき上がっていったとみられる。これら雑誌の記事には「職業婦人」が取り上げられ、職業案内が連載されるようになった。当時、良妻賢母主義・思想の社会風潮にあって、これらの雑誌は広く一般女性に対して新たな生き方を提唱し、女性の解放や自我の確立、男性中心社会からの転換に啓蒙を促し、社会変革の世論形成に影響を及ぼしていったと考えられる。

新しい時代になって登場してきた職業は、女性の注目を集めていった。そのようななか、女性に対する職業案内について書かれた書籍がみられるようになる。1895年（明治28年）に出版された『婦人と職業』（民友社）や1906年（明治39年）に発行された近藤正一の『女子職業案内』（博文館）がその先駆けであろう。その後は『新時代之婦人生活手引』（1919年）、『文化的婦人の職業』（1924年）、『現代婦人職業案内』（1926年）など大正期に入って職業案内書、いわゆるアドバイス・ブックが相次いで発行されている<sup>2</sup>。

大正期には女性が公的領域で就労することへの抵抗感が明治末期に比べてやや薄れ、社会全体の傾向としても、女性が就労することは卑しいことでも悪いことでもないという考え方が徐々に浸透していく。このような就労に対する意識の変化はどのようにして起こったのだろうか。女性雑誌や職業案内書は、女性が公的領域で職業に従事することに対する不安や悩みを払拭したり軽減したりする役割を担い、また就労にあたって求められる人柄や能力といった「企業が求める人材像」などについても描かれていたと考えられるのである。

## 2 女性雑誌や職業案内書にみる女性の職業の捉えられ方

### (1) 「婦女界」の誌面に見る職業案内

#### ① 最初の職業案内【1912年（明治45年）5月（第5巻6号）】

「婦女界」は1910年（明治43年）に発刊された雑誌である。単に女性を読者としただけでなく、発刊当初より他の女性雑誌に先駆けてたびたび職業案内を掲載した。あらゆる職業についてその詳細を紹介し始めたのは1912年（明治45年）5月（第5巻6号）が最初である。「現代処女の職業」と題されたタイトルの横には、「引き続き毎号掲載す」とあり、以後このような職業

案内を連載していくことを宣言している。明治最後の年となるこの時に取り上げられた職業には、小学校や中等教員、保母、医者、看護婦、産婆、音楽家、電話交換手、貯金局や電務課員、銀行計算員などがあり、女性が従事できる仕事を幅広く紹介している。

この記事の中からいくつかの職業を取り上げてみよう。例えば、電話交換手は女子が最も多く従事している仕事であり、東京のみでも各局を通じてすでに1,000名以上いたという。交換手の女性たちは女工以下の安い給料であるにもかかわらず、眼が回るほど忙しい仕事に携わっていた。心身疲労の様子から、いかに生活難なのかがわかるようだ記事には記されている<sup>3</sup>。彼女たちの中には、嫁入り仕度のために働いていた者もいたが、10人中7～8人は一家の家計を助けるために勤めていた。交換手の仕事に就くには「夫を有せざる者、年齢13歳以上23歳以下、身体強壯で、特に視力と聴力が完全であること、言語明瞭で挙動敏活、万事丁寧である者、高等小学3年以上の学力を有し、品行方正である者など」が主な条件となっている。夫を有せざる者という条件は採用時点だけで、採用後は黙許されている。貯金局や電務課員の場合、募集は不定期であり欠員補充に限られ、志願者が多いため、通信省内の官吏の紹介による者を多く採用していると記されている<sup>4</sup>。また、銀行計算員の仕事については、簿記を知らなければならないが、女子計算員養成所に入るのが最も速成的であるとアドバイスされている。計算員養成所の入学資格は高等小学校卒業もしくはこれと同程度の学力を有する17歳以上の女子とされ、速成部で4ヵ月間、別科で8ヵ月学べば卒業できる。卒業後は養成所の紹介によって就職することになる。この養成所で学ぶことは、銀行だけでなく会社や商店、仲買店、郵便局、印刷局などで歓迎されるとされ、事務にも簿記係、計算係、金銭出納係、貯金係などいろいろあると紹介されている。このような職業案内の記事は、読者の興味を引くように勤務時間や待遇などについても細かく書かれている<sup>5</sup>。

#### ② 特集「婦人の新職業」【1920年（大正9年）3月（第21巻3号）より】

その後「婦女界」では、「婦人の新職業」と題して新しい特集記事の誌面を設けている。1920年（大正9年）3月（第21巻3号）の誌面では邦文タイピストの仕事が紹介され、以後あらゆる職業が連載紹介されていった。

この時の記事には、「邦文タイピストの仕事は普通の女学校卒業者もしくは同程度の学力があり、3ヵ月間ほどタイピストとしての技術を学べば、誰にでもできる仕事である」と書かれている<sup>6</sup>。そうは言っても、邦文タイピストの場合、文字の配列を覚えるだけでも相当な知力を要したと考えられる。邦文タイプライターを扱うには、常用漢字1,961字の他に商用文を中心に地名や人名、公用文に使われる頻度の高い文字を加えた3,126字が配列された文字盤の文字の位置を暗記しなければならない。しかも、それらの文字はすべて逆さまで、裏返しに配列されていた。これらを3ヵ月で覚えることは容易ではなかったであろう。邦文タイピストの仕事は、「誰にでも」できる仕事ではなかったと考えられる。さらに、「過度の筋肉労働にもならず、その上、智力の増進も計ることができ、しばらく止めていたからといって忘れるというようなこともなく、最も婦人の職業に適した上品な新職業であります。」と紹介されている。この点については、それまで多くの女性たちが従事していた女工の仕事と比べても「清潔で安全な」仕事であったため、「上品な」仕事であると言えたのだろう。また、電話交換手のようにお客様から何かを言われて神経をすり減らすようなストレスを抱えることもなく、自分のタイピング能力だけで仕事をしていくことができると考えられたかもしれない。しかし実際のところ、邦文タイピストの仕事は知的労働ではあったが、かなり肉体労働に近いものであった。例えば、当時は現在のような複写機は存在しなかったため、複写を必要とする場合には紙と紙の間にカーボン紙を挟み、一度に3,4通を作成するのがやっとだった。但し、キーを打つ力加減によって紙への印字の濃さが変わるため、一番下の紙にまでしっかりと印字するには、キーを打つにも相当な力を必要とした。それはかなり重労働だったと考えられ、座ってできる仕事だったとはいえ、腕の力をかなり必要とする肉体労働だったのではないかと考えられる。当然のことながら、この時点ではもちろん良い事柄しか紹介されていない。

### ③幅広くなった女性の職業と待遇【1923年（大正12年）3月（第27巻3号）】

1923年（大正12年）3月（第27巻3号）の誌面では、「官衙、百貨店、銀行等に於る婦人待遇法」と題して中央電話局の仕事をはじめ、女学校での教育に関連した仕事、手芸や音楽の教授、貯金局の仕事、三越の店員と専属裁縫女子養成場、会社や銀行の事務員などの

仕事や待遇について取り上げられている。この記事から、大正末期にはすでに多くの女性が事務職に携わっていたことがうかがえる。例えば、三井物産では東京本店だけでも女性事務員は40人ぐらいいり、その多くはタイピストか計算係であった。いずれも女学校、女子商業の卒業者で、月給は30円から35円ぐらいいった<sup>7</sup>。十五銀行では本店以外にも東京市内だけで12か所の支店および出張所があり、東京だけで100人ぐらいいの女性事務員がいたようである。ここで目を引くのは、年2回の事務服の支給や年1回の運動会時に酒肴料として3円の支給があること、さらに女性事務員だけのクラブがあり、銀行側が補助を出して週に1回ほど裁縫や生け花、茶の湯などの講習が受けられるということである。夜学に通学する者には、授業料を補助するなど、その待遇にはさまざまな配慮がなされていた。東海銀行の場合は、花見や旅行などの慰安制度が設けられていることが紹介されている<sup>8</sup>。

このような記事を読めば、事務職に従事することによって得られるものは給料ばかりではないことがわかる。当時、事務職はそうした付加価値がある仕事として捉えられ、女性たちの目には「より魅力的に」映ったに違いない。こうした情報提供をしていくことによって、女性雑誌は女性たちに公的領域での就労を通じて自我を確立したり、新たな生き方を提唱するなど、啓蒙を促していく役割を担っていったのではないかと考えられる。このような現象はその後ますます拍車がかかっていった。

## (2)女性雑誌の附録にもなった職業案内書

「婦女界」の1925年（大正14年）3月（第31巻3号）には別冊特別附録として、『現代婦人就職案内』と名前の付いた職業案内書が付いていた。「附録」は現代では珍しくないが、当時の雑誌にすでに付いていたことは驚きであり、大正期にこのような形態がとられたことは非常に画期的であった。「婦女界」がいかにか若い女性読者を意識し、職業案内に力を入れていたかがうかがえる。雑誌の附録の職業案内書であるにもかかわらず、職種によって詳細に仕事を紹介されている。さらに、それぞれの職種において著名な企業名を挙げ、仕事の中身や待遇、募集方法、摘要として特記事項が加えられている。

### ①事務員

本書ではまず、事務という仕事の性質について述べ

ている。教師と同様に、ほぼ全国的な女性の職業ではあるが、仕事内容は非常に多様で、ごく簡単な伝票の整理から統計、調査、会計など、かなり責任のある仕事もあると述べられている<sup>9</sup>。さらに勤務先も、官庁をはじめ会社、銀行、個人、商店など多岐にわたることも付記している。そうした職場において求められる人材について、雇用主は「丁寧な婦人の特徴を利用」したいと考えているため、働く側は「強い責任感を持って熱心に」働くことが必要であると強調している。そうすれば「事務員の地位は向上して来る筈です。」と書かれていることから、裏返せばこの時点における事務員の地位はさほど高いものではなかったとも読み取れる<sup>10</sup>。

一方、収入については、仕事の中身と本人の学歴によって多少異なるものの、高等小学校卒業者では20円前後から50円、60円くらいまでで、その多くは25円前後であるとされている。女学校卒業者では25円くらいから100円以上まで存在するが、平均的には40円、50円と記されている。

採用にあたっては、高等女学校、女子商業学校の卒業生であることがふさわしい資格であるとされている。以前は高等小学校卒業者も採用されたが、現今では簡単な事務にも中等学校の卒業生を望む職場が多くなったという。

事務員になるには、出身学校の紹介、知人の世話、新聞広告などを通して就職することが一般的な方法であった。事務職としての就職口は非常に多く、東京だけでなく、大阪、京都、神戸、横浜、名古屋など全国の諸事情をも考慮し、本書はまとめられている。例えば、東京と大阪とでは採用に関して差はほとんどないことや、それに比べて京都や神戸は採用機会がずっと少ないことや、さらに神戸においてはその場所柄からか、英語の素養がないと不便であることなどが記述されている。

女性事務職の採用がある主な企業として挙げられていたのは日本銀行と貯金局であった。大正末期には官庁をはじめ、民間の銀行や企業において事務職の需要が高まり、就職先が広がってきていた。日本銀行の場合は特異に位置づけられた金融機関であり、他の企業に比べて多くの女性を早くから採用していたことが読み取れる<sup>11</sup>。

## ②タイピスト

『現代婦人就職案内』では、若い婦人が憧れる職業

の一つとして、英文タイピストと邦文タイピストの両方を取り上げている。英文タイピストの場合は英語の素養がないと務まらず、従事している女性の多くは外国生まれか外国で修業した人であるとされ、高給取得者にその傾向が見られると述べている。待遇は最低でも月給30円くらいから、最高250円、300円くらいまでと幅が広く、多くは50円から70円、80円の間である。就職にあたっては、学校やタイピスト養成所の紹介、知人の伝手、新聞での募集が一般的である。

一方、邦文タイピストの場合、邦文タイプライターの普及に伴って需要が増加しているとされ、最初は男子のタイピストも存在したが、目下はほとんど女子のみであり、「この職業に於ては婦人の力が男子を凌駕した」と述べている<sup>12</sup>。収入を見ると、一般的には東京で月給40円から45円くらい、大阪では35円前後である。就職にあたっては高等女学校卒業程度の学力があり、タイプライターの印書技術を習得していればよく、養成所や知人の紹介、新聞での募集で就職先を探すという手段は英文タイピストと変わりはない。

これらの職種で採用する職場は、前述の事務員と同様、官庁をはじめ、銀行、会社、商店など多岐にわたるため、特に企業名は挙げられていない。しかし、邦文タイプライターを発明した日本タイプライター株式会社ではその養成所を付属機関として設置していたことから、同社の東京と大阪の支店および養成所が本書には掲載されている。

## (3)河崎ナツ『職業婦人を志す人のために』

1932年（昭和7年）に発行された、教育啓蒙家である河崎ナツの著書『職業婦人を志す人のために』は、職を求める女性を対象に書かれた職業選択のための案内書である。年々めざましい勢いで新しい様相を見せ、拡大を続けているものが「職業婦人」であった。

しかし、公的領域において女性たちが賃金就労に携わることは長い間卑しいこととされてきた。女性が職業に従事することは「家庭生活の崩壊」であり、勤め先での勤務状態が健康上に害を及ぼすといった保守的な考え方が根強く存在した。「婦人は職業を捨て、家庭に歸れ」と唱えられたりしたのである<sup>13</sup>。

当時の職業案内書は職業選択や指導に関し、興味本位で書かれたものやあまりにも簡略で十分とはいえないものも多く見受けられた。河崎はこのような状況を嘆き、主観的な意見を交えずに各職業の性質と状態をありのまま伝えたいとして本書を執筆した。

この書では最初に、職業婦人が増えてきた要因や女性が働く必然性と現状を解説している。後半は職業婦人のあらゆる分野について、一つひとつの仕事内容や資格の取り方、学校案内、給料や待遇、全国の職業案内所を紹介し、実用書として執筆している。

昭和に入ると、デパートや官庁、会社などの求人に数十倍、数百倍の応募が殺到するようになった。その背景には逼迫した生活不安に備えたいという思いがあり、このことが女性の職業への進出を押し進めたと河崎は捉えている<sup>14</sup>。河崎は、女性も一人の人間として、また社会人として自分の将来を歩むためにも職業に就くことが大切であると唱えた。

彼女は女性が職業に就いて経済的にも精神的にも自立し、社会と関わりながら生きて「社会的に」もの考えることの必要性を著書の中で次のように強調している。「今日の日本の女性一般について言ふならば、むしろすべての人が、もつと職業に對して廣い眼を向け、何時までも只戀愛や家庭内の小さな世界に停ることなく、もつと獨創的な生き方、所謂社會生活に眼を向ける事こそ肝要だと思はれるのです。實際今日の日本の婦人が、戀愛や家庭内の私事にばかり費して居る精力を、その半分だけでも、職業を通して社會の運行にたづさはり、更に社會生活の改善や、其處での婦人の地位を高めるために向ける事が出夾る様になつたら、何れだけ婦人は向上するであらふと、折に觸れ事につけて希はれます。」と述べ、女性たちに自立を促している<sup>15</sup>。

ここでは、本書の中から女性が従事する事務職をいくつか挙げ、当時それぞれの職業がどのように捉えられていたのかをあげてみたい。

### ①事務員

事務の仕事はカードや伝票の整理、帳簿の記入、文書の整理や集計、金銭の出納、玄関での受付に至るまで多種多様に分かれているため、事務員という言葉では一括りにできない難しさがあるとしている。そのため本書では求められる資質について、「事務の種類に従つて、或は簿記に長じた人、珠算の確かな人、算術の確かな人、人をそらさぬ人、と言つた様に望まれる」と述べるにとどめている<sup>16</sup>。また、「事務員は、智能的業務中の最も普通一般のもので、そう取り立て、言ふ程の技能を要しません。従つて、高等小學校乃至は高等女學校を卒業して、六ヶ月なり一ヶ年なり簿記學校にでも通へば、優秀な事務員になることが出夾ませう。」とも述べており、特殊な能力が求められるわけではな

いことを強調している。待遇についても学歴による格段の差はなく、月給20円前後から60円前後までがほとんどを占めていたようである。

### ②官吏（貯金局、郵便局、鐵道局の女事務員）

『広辞苑』（新村出編、岩波書店）によれば、官吏とは「旧憲法下、国家に対し忠実に無定量の勤務に服した者」を指す言葉である。わかりやすく言えば役人のことであり、現在では国家公務員あるいは地方公務員とほぼ同義と考えてよいだろう。官吏は事務の仕事であるにもかかわらず、「事務員」というカテゴリーとは別にされている。それは貯金局、郵便局、鐵道局など公共のために働く女性たちであったため、「何かしら特別の職業婦人の様に考へられて居る人々」<sup>17</sup>として捉えられていた。

河崎の職業案内書が発行されたときにはすでに貯金局でおよそ4,000人、郵便局でおよそ20,000人、鐵道局では東京だけでも1,200～1,300人の女性事務員が働いていた。規模の大きさからか、同じ事務員でも官吏は別枠で捉えられていたともいえる。

このような仕事には、女學校を卒業して従事していた人が多かった。貯金局員は計算事務を主とするため珠算の得意な人がよいとされている。また鐵道局での仕事は、計算記帳から出札、小荷物、製圖など多岐に渡る。例えば出札係でも売上の計算や月の統計などで忙しいときは真夜中までかかることもあり、そうした場合は泊まり勤務となった。そのため、「健康で頭もよく、珠算も達者」という人でないと勤まらない仕事であった<sup>18</sup>。待遇は日給で90銭～1円前後であり、勤め始めて2～3年後には成績優秀な者は判任官に任命され月給制となるため、女性でも昇給は比較的確実であると述べられている。

### ③タイピスト

英文にしても邦文にしても、タイピストの仕事は活字を扱うことから、語学ができなければ難しいとされた。英文タイプライターのキーはアルファベットの数に限られるが、邦文タイプライターには2,300字ほどの文字と、他に700字ほどの予備活字があり、その配列を覚えなければならなかった。そのため手の運びがスムーズになるまでには相当訓練が必要とされた。「間に合はせの語学では、仲々一人前のタイピストにはなれない」し、「器用に手早く動く」手指と、誤字や綴り字の誤りを打ちながら訂正できるくらいの「細心な注意力」

が求められた。また、時には7～8枚の用紙にカーボン紙を挟んで印字することもある。この厚みに寫字する際の胸部に与える圧迫と打撃は相当強く、普通の事務員や店員よりもはるかに健康な肉体の持主であることが必要であった<sup>19</sup>。

この職業案内書が著わされた頃には不況の影響から、企業側の雇用の需要に対してタイピスト養成校卒業者が供給過剰となり、邦文タイピストは就職難となりつつあった。それでも案内書では、技術を持つ事が強みになると説いている。50歳を超えても仕事はでき、永続性のある職業だったためである。給与は月給30～40円が相場であった。一方、英文速記のできるタイピストであれば、月額200～300円ぐらいの収入を得ている女性も多いと記されている。「技術者としてのタイピストは、普通の事務員や店員等より、一般に遙かに高給であり、又本人の技倆次第で、何處迄も存分に腕を振ふ事の出来る職業である」<sup>20</sup>としているが、当時では破格の待遇であり、そのような女性はかなり稀であったと思われる。

### 3 就労に際しての心得

#### (1) 「職業婦人の心得十ヶ条」

「婦人界」では、大正期に入って「職業婦人の心得十ヶ条」と題した記事を二度掲載している。最初の記事の掲載は1920年（大正9年）5月（第21巻5号）であり、婦人修養会名誉会長である棚橋絢子によって執筆された。二度目の記事掲載は1925年（大正14年）3月（第31巻3号）である。それぞれの記事に挙げられた十ヶ条の心得を照らし合わせてみよう。

#### <1920年（大正9年）の記事<sup>21</sup>>

- ①意志の堅固なる事（家庭とは違い、複雑である社会に出て男子と共に働く上で必要）
- ②深切で優美なる事（古来婦人の特質であるが、男子の中に入って忙しい仕事に従事していると、周囲の感化や境遇上、その美点も次第に薄らぎ、女らしくない女になりがちである）
- ③実意をつくす事（己の職務に忠実であるということは、就職の根本精神である。就職して相当の地位になると、これを忘れて横着になり、なるべく楽をしようというような間違った考えを起すようになりがちである）
- ④時間を守る事（出勤時間に遅れないこと。執務中、時間を浪費しないよう心がけること。時間の観念

の有無は、仕事の能率に非常に影響を及ぼす）

- ⑤表裏なく務めて縁の下の力持ちになる事（表裏なく実意をつくして働いた誠意はいつか認められる）
- ⑥就職時の心を忘れぬ事（就職した時は、清新で深淵とした元気を持って職務にあたるが、慣れると次第に弛緩した精神になり、就職時ほどの熱心さや元気が失せる。その結果、職務に支障を来したり、過失を引き起こし、非常に迷惑をかけるようにならないとも限らない）
- ⑦言いつけられた事をすぐ行う事（言いつけられたことをすぐにせず、後にしようなどと言って放っておくとすっかり忘れてしまったり、後になって急に思い出してうる覚えのまま大急ぎで慌ててするようになる。その結果、過失が生じたりする）
- ⑧律儀にして可愛がられる事（女は律儀だから可愛いのである。愛は正直で円満であるところから生じるので、横着をしたり、不正直な行いをすると人々の愛が消え、立身出世ができなくなる）
- ⑨理屈を言わぬ事（理屈を口にすることは著しく婦人の品位を傷つける所為である。知っていても知らぬふりをし、黙っている方が奥ゆかしくてよい。すべて女は稚な所があると大変人に可愛がられるもの）
- ⑩自分の職務を尊重する事（自分が従事している仕事は社会の公務の一部であり、その成績の如何は社会の便利と幸福とを増進する上で大きな関係があるということを知覚する）

この記事からうかがえることは、女性は家庭の外で就労するようになって、常に「女性」であることを忘れないように気をつけなければならないということである。女性は素直で従順であるのがよく、正直で控えめな奥ゆかしさのあることが大切であり、それが「女らしさ」であると論じている。当時女性に求められていた「女性のあるべき姿」は容易に想像がつくが、その一方で、⑧に掲げられているような「立身出世ができなくなる」という記述があることは大変興味深い。女性が働くにあたっては職務を着実に遂行し、職場の男性を立てるなど、控えめで奥ゆかしく振舞って職場で可愛がられる存在となれば、立身出世も不可能ではなくなるということであろうか。当時の女性たちにとっての立身出世がどのようなことを意味するものだったのかという点までは、残念ながらこの記述から読み取ることはできない。

<1925年（大正14年）の記事<sup>22</sup>>

- ①「健康第一」に心がけること（心身ともに健康であることが何よりも大切。健康は幸福の泉。身体も精神も健康であってこそ、はじめて仕事ができる。そうした健康は、心を明るく持つことから得られる。飲食を適度にし、睡眠と運動とによく注意すること）
- ②仕事に興味を持つこと（どんな種類の仕事でも一生懸命心を打ち込んでいけば、決して興味を持っていないことはない。興味が持てないのは、その仕事に対する熱心さが足りないからである。燃えるような熱心さを持ってすれば、きっと仕事の成績は上がり、著しい進歩が見られる）
- ③能率増進に努めること（無益の労を少なくして、できるだけ大なる功を挙げるように心がけなければならない。それには常に頭を働かせ、工夫を加えていくこと）
- ④利他即自利であることを知ること（会社に勤める者はその会社のために尽くすことが、やがて自己を利するものであることを思わなければならない。会社の事業をよりよくしていけば、それは会社の利益であると同時に、自分達の利益となってくる）
- ⑤功を天に預けること（今は認められなくても、いつかはきっと認められる。人は認めなくても、天は認める。天が認めなくても、自分の良心は認めてくれ、自己満足ができる。そこまで徹底する覚悟で不平を言わずに働くこと）
- ⑥その時計と言われるまでになること（その人の姿を見ることが、時計を見るように正確であると言われるまでになること。そこまでになれば、与えられた仕事にも忠実で、きっと効果が上がる）
- ⑦他所を羨まぬこと（他の会社や他の仕事と比較しても悲観するのは不幸なことであり、何の役にも立たない。現在の自分の従事している仕事を中心に、強く、正しく、勇ましく歩き出していくことを考えること）
- ⑧みだりに転職してはならぬこと（腰掛け気分で働いていると、信頼されず、認められもしない。じっと落ち着いて、美しい苔を結ぶまで根を下ろして働くことを心がける）
- ⑨認められても増長せぬこと（認められるようになったからといって、急にわがままな振る舞いをするようなことがあってはならない。職業を持つ者は、終始一貫して変わらず、忠実に、真剣に、努力し

ていかなければならない)

- ⑩常に向上の一路にあること（人生はどこまでいってもこれで打ち止めということはなく、限りなく進みつつあるもの。常に倦まずたゆまず、その道に精進し、いつでもどこでも必ず一歩だけは前進しているように心がけること）

この頃になると、公的領域で就労する女性たちが多く見受けられるようになり、彼女達は「職業婦人」と一括りにされて呼ばれるようになっていったのだが、歳月を経るにつれて女性たちの職業観も次第に変わり、仕事への取り組み方も変わっていったのだろう。女性は仕事ができるようになって、文句を言わずに、「女性」であることを努めて意識して仕事にあたることが求められていたとみられる。「利他即自利」や「他所を羨まぬこと」、「認められても増長せぬこと」などの言葉は、女性に謙虚であることを求めたことの表れではないだろうか。

## (2)大正後期における女性の意識の変化

5年の間に二度特集された「職業婦人の心得十ヶ条」であるが、同じ「職業婦人」と呼ばれる存在であっても、1920年（大正9年）と1925年（大正14年）とでは女性たちの仕事の捉え方や取り組み方は大きく異なっていたと考えられる。大正9年の記事では、初めて公的領域での職業に就く女性たちに、臆することがないように配慮がなされている。また、静粛な家庭とは異なり、社会に出るとさまざまな誘惑や面倒な事柄に巻き込まれる可能性も否定できないことから、働く女性には強い意志を持つことが強調されている。その上で、一生懸命働くことによって職場で受け入れられるように努力することの大切さが説かれているのだが、その際、決して女らしさを失うことなく仕事に勤しむことの必要性も付け加えられている。一方、大正14年の記事では、公的領域において職業に就き、報酬を得るということの重みについて、健康管理や時間管理をはじめとする自己管理の徹底や自己啓発の必要性など、働くということがそうたやすいことではないことを説いている。

一度目の記事は「職業婦人」としての初々しさを感じさせる内容であった。しかし5年を経た後の二度目の記事のあたりになると職業婦人も増え、相当な数となったことから、真の意味で「働く」ということがどういうことなのかを女性たちに伝えていく必要が出て

きたのだと考えられる。心得にはそれが反映されており、わずか5年の間にも「職業婦人」は少しずつ変容していることがうかがえる。

### おわりに

19世紀末からビジネスの領域で芽生えた女性事務職は、20世紀初頭にかけて急速に拡大・興隆していった。明治末期から大正期に相次いで発刊された女性雑誌では、公的領域で就労する「職業婦人」という新しい女性の存在をその時代の風潮として捉え、読者としても取り込もうと、女性の職業についての紹介を繰り返していき、誌面では就労する女性たちの仕事の内容や待遇だけでなく、求職方法なども掲載し、働こうとする意志のある女性たちを積極的に後押ししていった。しかしながら、20世紀初頭に「職業婦人」と呼ばれた女性たちの就労は実際のところ、彼女たちの自立意識の高まりというよりは、良妻賢母思想という未だ閉鎖的な社会通念・風潮のなか不況等による不安定な生活を支えるため、家計の補助を動機とするところが大きかった<sup>23</sup>。

女性雑誌や職業案内書は、女性がビジネスという未知なる領域で就労する際の不安や悩みの払拭だけでなく、企業が求める資質についても取り上げている。また、急速に増加しつつあった公的領域での女性の就労は、「職業婦人」と称されるように、ある種の流行りのようなものであったことも否めなかった。そのため、女性たちにしっかりとした職業観を持つように啓蒙を促すことも、女性雑誌や職業案内書の役割の一つになっていたと考えられる。

大正期の社会風潮の中で、女性の公的領域における就労への抵抗感が徐々に薄れていった背景には、これらメディアの存在も大きく関わっていたといえよう。女性雑誌の中には革新的なものもあり、「職業婦人」を一過性のものでなく、女性の解放や自我の確立、男性中心社会からの転換に啓蒙を促すことなどと結び合わせて、広く一般女性に対して新たな生き方を提唱していった。これらメディアは、20世紀初頭の社会変革の世論形成にも大きな影響を及ぼしていったといえるのである。

### <注記>

- 1 小松由美「近代日本における女性事務職の歴史 - 20世紀初頭の展開 -」福島学院大学研究紀要第42集、2010年、108頁

- 2 三好信浩『日本の女性と産業教育 近代産業社会における女性の役割』（東信堂）、2000年、197頁
- 3 「婦女界」婦女界社、1912年5月（第5巻6号）、133頁
- 4 同上、132頁
- 5 同上、125-134頁。職業案内の記事の特集としてはこの号が初回であるにもかかわらず、10頁も誌面が割かれており、編集部が力を入れていたことがうかがえる。
- 6 同上、1920年3月（第21巻3号）、52頁
- 7 同上、1923年3月（第27巻3号）、105頁
- 8 同上、105頁
- 9 『現代婦人就職案内』1925年、婦女界社「婦女界」第31巻3号別冊特別附録、32頁
- 10 同上、32頁
- 11 同上、32-34頁
- 12 同上、37頁
- 13 河崎ナツ『職業婦人を志す人のために』現人社、1932年（中寫邦監修『近代婦人問題名著選集続編 第10巻』日本図書センター、1982年復刻）、49-50頁
- 14 同上、4-5頁
- 15 同上、57-58頁。河崎ナツは、奥むめおとともに婦人運動に名を残している。与謝野晶子や市川房枝、山川菊栄などと交流を持ち、中産階級の婦人運動のほとんどに関係した。また、文化学院の創立に参画し、学監となり、津田英学塾でも教鞭をとっていた。
- 16 同上、121頁
- 17 同上、129頁
- 18 同上、129-131頁
- 19 同上、133頁
- 20 同上、135頁
- 21 「婦女界」婦女界社、1920年5月（第21巻5号）、6-9頁
- 22 同上、1925年3月（第31巻3号）、2-3頁
- 23 河崎ナツ、前掲書、50-52頁

### <参考文献>

（書籍）

- 伊藤歌吉『婦人職業論』1906年（中寫邦監修『近代婦人問題名著選集続編 第1巻』日本図書センター、1982年復刻）
- 河崎ナツ『職業婦人を志す人のために』現人社、1932年（中寫邦監修『近代婦人問題名著選集続編 第10巻』日本図書センター、1982年復刻）

東京市社会局編纂『婦人自立の道』1925年（中寫邦監修『近代婦人問題名著選集統編 第7巻』日本図書センター、1982年復刻）

布川清司『近代日本 女性倫理思想の流れ』大月書店、2000年

三好信浩『日本の女性と産業教育 近代産業社会における女性の役割』東信堂、2000年

村上信彦『大正期の職業婦人』ドメス出版、1983年

湯沢雍彦『昭和初期の家族問題 1926～45年、格差・病・戦争と闘った人びと』ミネルヴァ書房、2010年

湯沢雍彦『大正期の家族問題 自由と抑圧に生きた人びと』ミネルヴァ書房、2010年

（論文）

小松由美「近代日本における女性事務職の歴史 -19世紀末を中心に-」福島学院大学研究紀要第41集、2009年

小松由美「近代日本における女性事務職の歴史 -20世紀初頭の展開-」福島学院大学研究紀要第42集、2010年

（雑誌）

「婦女界」 婦女界社



# 福島学院大学 研究紀要

collection vol.43

平成23年12月20日 発行

編集・発行 福島学院大学  
〒960-0181 福島市宮代乳児池1-1  
TEL 024-553-3221(代)

制作 株式会社山川印刷所  
〒960-2153 福島市庄野字清水尻1-10  
TEL 024-593-2221(代)

1. Does Father Involvement Impact on Attitude and Motivation of Family ?  
Hisako Nikaido, Masumi Nakashima 1
2. Study of the Role and problem of welfare commissioner Activity in Community Social Work  
~Verification of duty based on welfare commissionersr law~ Terumi Kusaka 11
3. Mental health consultation-liaison for attempted suicide Makoto SUDA 21
4. A study on daily Risk solution for altering community life Takeshi Hasegawa 33
5. Effects of education on the Fukushima Daiichi nuclear power plant accident among undergraduates  
Masayoshi Tsuji, Hideyuki Kanda 43
6. A considerasion of the reviving spirit of Art·Nouveau,and curing of stress of contemporary persons, through dresses and their ornaments in these days.  
Kuniko Katayama 57
7. One consideration about the stage use of picture-card shows in a child-care facility  
Teiichiro Tagami, Akiko Nakano 65
8. Validity of Sentence Completion Test Assessment in Hiring of New Graduates, and the Aspect of Hiring or not-Hiring Hiroshi Tamai, Koichi Miura, Syohei Noma  
Hirofumi Takasaki, Yuko Sakurai 73
9. A study of the trainees control their emotion in the practice of nursing  
Yuko Shibata 79
10. Study on performance test criteria in nursing technology Yuuji Takahashi 85
11. Increasing the amount of juice extracted from yacon storage roots treated by enzymes and development of new products Keisuke Kawano 97
12. Forward Setting up the Safety Management Information Disclosure Auditing System  
Tadao Suzuki, Ph. D.  
Masumi Nakashima, Ph. D. 105
13. The Women's Clerical Profession Through Media at the Beginning of the 20<sup>th</sup> Century  
Yumi Komatsu 119